

# 第4期横浜市子ども・子育て会議 第5回保育・教育部会

## 第32期横浜市児童福祉審議会 第5回保育部会 合同会議

日時：令和元年9月2日（月）14:00～

場所：ワークピア横浜

### 議事次第

#### 1 開会

#### 2 議事＜公開案件＞

##### 【子ども・子育て会議】

- (1) 次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における保育・教育に関する「確保方策」(案)及び次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画素案(案)」について

#### 3 報告＜公開案件＞

##### 【子ども・子育て会議】

- (1) 無償化を契機とした認可外保育施設・認可外の居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）の質の確保・向上への取り組みについて

##### 【児童福祉審議会】

- (2) 無償化を契機とした認可外保育施設・認可外の居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）の質の確保・向上への取り組みについて

#### 4 議事＜非公開案件＞

##### 【子ども・子育て会議】

- (2) 保育所からの移行に伴う幼保連携型認定こども園の認可について
- (3) 幼稚園型認定こども園の認定について

##### 【児童福祉審議会】

- (4) 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について
- (5) 小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について
- (6) 法人の自主財源による整備に伴う小規模保育事業の認可について
- (7) 家庭的保育事業の認可及び助成金交付先の審査について

#### 5 その他

#### 6 閉会

〔配付資料〕

- 資料 1 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、横浜市児童福祉審議会保育部会 委員名簿
- 資料 2 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、児童福祉審議会保育部会 事務局名簿
- 資料 3 横浜市子ども・子育て会議条例、横浜市子ども・子育て会議運営要綱
- 資料 4 横浜市児童福祉審議会条例、横浜市児童福祉審議会運営要綱
- 資料 5 次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における保育・教育に関する「確保方策」（案）について
- 資料 6 子ども子育て会議保育・教育部会（6月25日開催）の会議資料の訂正について
- 資料 7-1 次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画素案（案）」について【概要版】
- 資料 7-2 次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画素案（案）」について【全体版】
- 資料 8 無償化を契機とした認可外保育施設・認可外の居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）の質の確保・向上に向けた取組について

**第 4 期横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会**  
**第 32 期横浜市児童福祉審議会 保育部会**  
**委員名簿**

【敬称略 50 音順】

&lt; 第 4 期横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会 &gt;

◎：部会長 ○：職務代理者

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	横浜市 P T A 連絡協議会 副会長	飯塚 昇	臨時委員
2	大妻女子大学 家政学部児童学科 准教授	○石井 章仁	臨時委員
3	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会長	大庭 良治	
4	子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	臨時委員
5	國學院大学人間開発学部子ども支援学科 教授	◎神長 美津子	
6	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	木元 茂	
7	よこはま一人子育てフォーラム 世話人代表	天明 美穂	臨時委員
8	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 男女共同参画センター横浜相談センター長	新堀 由美子	臨時委員
9	東京成徳短期大学幼児教育科 教授	松本 純子	臨時委員
10	横浜障害児を守る連絡協議会 会長	森 佳代子	臨時委員

&lt; 第 32 期横浜市児童福祉審議会 保育部会 &gt;

◎：部会長 ○：副部会長

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	横浜市 P T A 連絡協議会 副会長	飯塚 昇	臨時委員
2	大妻女子大学 家政学部児童学科 准教授	○石井 章仁	
3	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会長	大庭 良治	
4	子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	臨時委員
5	國學院大学人間開発学部子ども支援学科 教授	◎神長 美津子	
6	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	木元 茂	臨時委員
7	よこはま一人子育てフォーラム 世話人代表	天明 美穂	
8	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 男女共同参画センター横浜相談センター長	新堀 由美子	
9	東京成徳短期大学幼児教育科 教授	松本 純子	臨時委員
10	横浜障害児を守る連絡協議会 会長	森 佳代子	

横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会  
 児童福祉審議会 保育部会事務局名簿

## こども青少年局

区分	所 属	氏 名
部長	子育て支援部長	吉川 直友
	保育対策等担当部長	金高 隆一
課長	企画調整課長	谷口 千尋
	子育て支援課長	田口 香苗
	保育・教育運営課長	小田 繁治
	保育・教育運営課 幼児教育・保育無償化担当課長	古石 正史
	保育・教育運営課 運営指導等担当課長	柿沼 千尋
	保育・教育運営課 給付・支給認定担当課長	河合 太一
	保育・教育人材課長	甘粕 亜矢
	保育対策課長	片山 久也
	保育対策課 担当課長	佐藤やよい
	保育対策課 担当課長	齋藤 亜希
	こども施設整備課長	白井 正和
	係長	企画調整課 企画調整係長
子育て支援課 子育て支援係長		前川 周
子育て支援課 幼児教育係長		眞子 里織
保育・教育運営課 運営調整係長		大槻 彰良
保育・教育運営課 運営指導係長		大熊 祐輔
保育・教育運営課 指導等担当係長		古賀 公議
保育・教育運営課 担当係長		野村 昭子
保育・教育人材課 担当係長		宮本 里香
保育対策課 担当係長		木野内正己
保育対策課 担当係長		佐藤 洋平
保育対策課 担当係長		槇村 瑞光
保育対策課 担当係長		吉田健太郎
こども施設整備課 担当係長		宮野 太志
こども施設整備課 整備等担当係長		花田 香織
こども施設整備課 整備等担当係長		古川 博一
こども施設整備課 整備等担当係長		手代森 悟
こども施設整備課 整備等担当係長		金澤 敬
こども施設整備課 整備等担当係長	渡辺 貴士	
こども施設整備課 整備等担当係長	櫻井 寛大	

横浜市子ども・子育て会議条例

制 定 平成 25 年 3 月 27 日 条例第 18 号

横浜市子ども・子育て会議条例をここに公布する。

横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条（第1項ただし書を除く。）の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第1019号（局長決裁）  
最近改正 平成 30 年 8 月 1 日 こ企第142号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第2条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 8 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
- (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
- (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1

項第3号関係)

- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (6) 幼稚園2歳児受け入れ推進事業実施園の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

- 2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第4条 横浜市に保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、子育て会議(部会の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

- 2 第1項の規定は、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。



## 横浜市児童福祉審議会条例

〔平成12年 2月25日〕  
〔 条 例 第 5 号 〕

横浜市児童福祉審議会条例をここに公布する。  
横浜市児童福祉審議会条例

(趣旨等)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の26第3項の規定に基づき本市に設置する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）とする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成12年10月31日までとする。

附 則（平成17年12月条例第117号）抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成18年2月規則第9号により同年4月1日から施行)

## 横浜市児童福祉審議会運営要綱

最近改正：平成 28 年 11 月 1 日 こ企第 298 号（局長決裁）

### （総則）

第 1 条 横浜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項は、児童福祉法（昭和 22 年 12 月法律第 164 号）、同法施行令（昭和 23 年 3 月政令第 74 号）及び横浜市児童福祉審議会条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 5 号）その他の法令等に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （組織）

第 2 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 審議会に委員の互選による委員長及び副委員長各 1 人を置く。

### （臨時委員）

第 3 条 特別な事項を調査、審議するため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

2 臨時委員は、総会の議決に加わることができない。

3 臨時委員は、当該特別事項の調査、審議が終了したときは解嘱されるものとする。また、委員の任期が満了したときも同様とする。

### （部会）

第 4 条 審議会に、次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調 査 審 議 事 項
里親部会	1 里親の認定及び取消に関する事。 (第 8 項第 1 号関係) 2 その他、里親等に関する事。
保育部会	1 家庭的保育事業等の認可に関する事 (第 8 項第 6 号関係) 2 保育所の設置認可に関する事 (第 8 項第 7 号関係) 3 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事 (第 8 項第 8 号関係) 4 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業等（以下、「保育・教育施設等」という。）における重大事故の検証に関する事 (第 8 項第 12 号関係) 5 その他、保育に関する事。（他の附属機関が所掌するものを除く）
児童部会	1 児童福祉施設（他の部会で所管するものを除く。）の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事（第 8 項第 10 号関係） 2 児童の施設入所等の措置の決定及びその解除等に関する事。（第 8 項第 2 号関係） 3 児童の一時保護に関する事。（第 8 項第 3 号関係）

	4 児童虐待等の調査に関する事(第8項第13号関係) 5 児童虐待による重篤事例等の検証に関する事(第8項第14号関係) 6 児童相談所一時保護所の外部評価に関する事(第8項第15号関係) 7 その他、児童の処遇に関する事。
障害児部会	1 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事(第8項第9号関係) 2 その他、障害児の福祉に関する事。
放課後部会	1 放課後児童健全育成事業者への行政指導及び行政処分に関する事 2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する事(第8項第11号関係)
専門部会	上記以外で、児童福祉法第8条第1項に定められた調査審議事項等(第8項第4号及び第5号関係)

- 2 部会は、審議会の委員及び臨時委員若干人をもって組織する。
- 3 部会に所属すべき委員は、委員長が審議会にはかって指名する。
- 4 部会に、委員の互選による部会長及び副部会長各1人を置く。ただし、委員長が臨時委員をもって部会長または副部会長に充てることが適当であると認めるときは、その部会に属する委員の同意を得て、臨時委員を部会長または副部会長とすることができる。
- 5 部会長は、会務を総理する。部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 6 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 7 部会における議事の定足数及び議決については、横浜市児童福祉審議会条例第4条の規定を適用する。
- 8 部会における次の事項の決定は、審議会の決定とみなす。ただし、次回の審議会に報告しなければならない。
  - (1) 児童福祉法施行令第29条、横浜市里親家庭養育運営要綱(昭和61年6月制定)第9条第1項及び第10条第2項に規定する事項
  - (2) 児童福祉法第27条第6項及び同施行令第32条第1項に規定する事項
  - (3) 児童福祉法第33条第5項に規定する事項
  - (4) 児童福祉法第8条第7項に規定する事項
  - (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年7月政令第224号)第13条に規定する事項
  - (6) 家庭的保育事業等の認可に関する事(児童福祉法第34条の15第4項関係)
  - (7) 保育所の設置認可に関する事(児童福祉法第35条第6項関係)
  - (8) 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事(児童福祉法第8条第2項関係)
  - (9) 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事(児童福祉法第8条第2項関係)
  - (10) 児童福祉施設(第4条第8項第8号、第9号に規定するものを除く)の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事(児童福祉法第8条第2項関係)

- (11) 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 49 号）第 4 条第 1 項に規定する事項
- (12) 教育・保育施設等における重大事故の検証に関すること
- (13) 児童虐待等の調査に関すること
- (14) 児童虐待による重篤事例等の検証に関すること（児童虐待の防止等に関する法律第 4 条第 1 項関係）
- (15) 児童相談所一時保護所の外部評価に関すること

9 正・副委員長は、部会に出席し意見を述べるができる。

10 部会は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 31 条及び横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成 12 年 6 月制定）第 4 条の規定に基づき、里親、保育、児童及び障害児等に関する非開示情報を取り扱う場合には、非公開とする。

11 部会には、専門的な検証、評価等を行うために、下部組織を設置することができる。

（委員長又は部会長の専決事項）

第 5 条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、審議会又は部会を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の審議会に報告しなければならない。

2 第 1 項の規定は、第 4 条第 8 項について、部会長に準用する。

（会議の傍聴手続等）

第 6 条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴定員は、先着順で 10 人とする。

3 危険物所持等、会議場における秩序を乱すおそれがある者は、傍聴を認めないものとする。

4 傍聴人は、静粛を旨とし、議長の指示に従わなければならない。また、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

（守秘義務）

第 7 条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

（庶務）

第 8 条 審議会の庶務は、こども青少年局総務部において処理する。ただし、里親部会、児童部会及び障害児部会の庶務は、こども福祉保健部において処理し、保育部会の庶務は、子育て支援部において処理し、放課後部会の庶務は、青少年部において処理する。

（委任）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が審議会にはかって定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和 56 年 7 月 1 日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 横浜市児童福祉審議会運営要綱（昭和 31 年 11 月 1 日制定）は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行し、改正後の規定は昭和 57 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 8 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 7 月 11 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 16 年 10 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 12 月 21 日から施行し、平成 18 年 12 月 1 日より適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

保育・教育に関する「確保方策」(案) について

1 量の見込みについて

(1) 保育・教育に関する「量の見込み」の更新について

就学前児童数(推計人口)について、31年4月確定値を反映しました。なお、量の見込みは31年4月の実績を発射台に、6年度に向け、潜在的な需要が徐々に顕在化するものとして算出しています。

ニーズ割合	3号		2号		全年齢
	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	1号
	31.1%	52.8%	58.7%	52.4%	41.3%

更新前	2・3号					1号				
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	77,683	79,882	82,081	84,280	86,500	47,336	44,353	41,370	38,387	35,409
計										

前年比	2,199	2,199	2,199	2,199	2,220
プラス分	2,289	2,289	2,289	2,289	2,292
マイナス分	▲90	▲90	▲90	▲90	▲72

更新後	2・3号					1号				
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	77,591	79,607	81,623	83,639	85,631	45,546	43,796	40,526	37,621	35,014
計										
前年比	2,016	2,016	2,016	2,016	1,992					
プラス分	2,155	2,155	2,155	2,155	2,135					
マイナス分	▲139	▲139	▲139	▲139	▲143					

2 確保方策について

(1) 「確保方策」策定にあたっての基本的考え方

ア 保育(2・3号)について

引き続き、毎年度の待機児童解消を図るため、「確保方策」を「量の見込み」と一致させます。

イ) 以下の施設・事業等により、保育ニーズに対応します。

- ・認可保育所(0歳、1-2歳、3-5歳)
  - ・認定こども園(0歳、1-2歳、3-5歳)
  - ・地域型保育事業(0歳、1-2歳)
  - ・横浜保育室(0歳、1-2歳、3-5歳)
  - ・私立幼稚園等預かり保育事業(3-5歳)
  - ・幼稚園2歳児受入れ推進事業(第二期計画より)(1-2歳)
  - ・企業主導型保育事業(第二期計画より)(0歳、1-2歳、3-5歳) ※
- ※立入調査結果により、問題がないと判断された施設の地域枠

イ) 各地域・エリアの実情に応じた対応を行います。

- ・既存の保育所等の定員構成の見直しや幼稚園での長時間預かりなど、既存の保育・教育資源を最大限活用した上で、ニーズに合わせた認可保育所、認定こども園、地域型保育事業を整備します。
- ・保育(2・3号)に関する「量の見込み」が減少していく区・年齢区分(マイナス分)については、年齢間での定員構成の見直しなどを行います。

イ 教育(1号)について  
第一期計画と同様、「確保方策」と「量の見込み」を最終年度(6年度)に一致させます。

(2) 基本的考え方を踏まえた「確保方策」(案) について

- <保育(2・3号)>
- ① 4か年で8,040人分の枠(0歳:1,085人、1-2歳:2,653人、3-5歳:4,302人)を確保します。
  - ② 認定こども園(2・3号)・保育所・幼稚園(預かり保育 2号相当、幼稚園2歳児受入れ)・企業主導型保育事業は、7,574人分を確保します。
  - ③ 低年齢児を対象とする地域型保育・横浜保育室は、地域型保育事業の整備と横浜保育室の認可保育所等への移行により、466人分の枠拡大となります。

<教育(1号)>

④ 全市で見ると「量の見込み」が減少傾向です。31年4月の確保方策の実績を起点として、6年度に「確保方策」と「量の見込み」を一致させるものとして、6年度に認定こども園・幼稚園で21,717人、確認を受けない幼稚園で13,297人を確保します。

※確保方策の内訳については、予算編成等の過程で変動の可能性があります。

<保育・教育に関する「確保方策」(案)・【全市・暫定版】>

全市	2年度					3年度					4年度				
	3号	2号	1号	3号	2号	1号	3号	2号	1号	3号	2号	1号			
量の見込み	6,856	25,354	45,381	45,546	45,546	7,131	26,020	46,456	43,796	7,406	26,686	47,531			
計			77,591		79,607			81,623				85,631			
認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	6,030	21,948	45,183	22,696	22,696	6,266	22,588	46,303	24,223	6,484	23,097	47,398			
確認を受けない幼稚園				25,938	25,938				21,007			17,971			
地域型保育・横浜保育室	826	3,406	198	865	3,432	153	922	3,589	133	922	3,589	133			
計	6,856	25,354	45,381	48,634	48,634	7,131	26,020	46,456	45,230	7,406	26,686	47,531			
			77,591		79,607			81,623				85,631			

単位：人

全市	5年度					6年度				
	3号	2号	1号	3号	2号	1号	3号	2号	1号	
量の見込み	7,681	27,352	48,606	37,621	7,941	28,007	49,683	35,014	35,014	
計			83,639		85,631			85,631		
認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	6,719	23,780	48,518	22,980	6,911	24,229	49,595	21,717	21,717	
確認を受けない幼稚園				15,442				13,297		
地域型保育・横浜保育室	962	3,572	88	3,103	3,778	88	3,589	133	133	
計	7,681	27,352	48,606	38,422	7,941	28,007	49,683	35,014	35,014	
			83,639		85,631			85,631		



保育・教育に関する「量の見込み」及び「確保方策」(区別)

区	年齢	ニーズ割合	給付認定区分	2年度				3年度				4年度				5年度				6年度							
				年齢				年齢				年齢				年齢				年齢							
				0歳	1-2歳	3-5歳	1号	0歳	1-2歳	3-5歳	1号	0歳	1-2歳	3-5歳	1号	0歳	1-2歳	3-5歳	1号	0歳	1-2歳	3-5歳	1号	0歳	1-2歳	3-5歳	1号
鶴見区	0歳	33.6%	量の見込み	624	2,381	4,074	4,017	662	2,453	4,259	3,798	700	2,525	4,444	3,490	738	2,597	4,629	3,213	776	2,670	4,816	2,951				
	1-2歳	55.5%	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	552	2,066	4,033	1,209	606	2,224	4,257	1,377	644	2,296	4,442	1,552	682	2,368	4,627	1,733	720	2,441	4,814	1,919				
	3-5歳(2号)	62.0%	確認を受けない幼稚園				1,503							1,280				1,159									
	3-5歳(1号)	38.0%	地域型保育・横浜保育室	72	315	41		56	229	2		56	229	2		56	229	2		56	229	2					
			確保方策	計	624	2,381	4,074	2,712	662	2,453	4,259	2,772	700	2,525	4,444	2,832	738	2,597	4,629	2,892	776	2,670	4,816	2,951			
神奈川区	0歳	33.3%	量の見込み	493	1,890	3,229	2,673	515	1,935	3,316	2,654	537	1,980	3,403	2,482	559	2,025	3,490	2,324	580	2,070	3,578	2,183				
	1-2歳	56.2%	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	447	1,658	3,222	680	469	1,703	3,309	663	491	1,748	3,396	646	513	1,793	3,483	628	534	1,838	3,571	610				
	3-5歳(2号)	62.1%	確認を受けない幼稚園				1,455							1,513				1,543									
	3-5歳(1号)	37.9%	地域型保育・横浜保育室	46	232	7		46	232	7		46	232	7		46	232	7		46	232	7					
			確保方策	計	493	1,890	3,229	2,135	515	1,935	3,316	2,147	537	1,980	3,403	2,159	559	2,025	3,490	2,171	580	2,070	3,578	2,183			
西区	0歳	33.9%	量の見込み	195	724	1,255	1,241	210	777	1,334	1,216	225	830	1,413	1,127	240	883	1,492	1,029	253	934	1,570	934				
	1-2歳	58.5%	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	167	611	1,253	292	182	664	1,332	419	196	720	1,413	553	211	773	1,492	694	224	824	1,570	843				
	3-5歳(2号)	62.7%	確認を受けない幼稚園				541							439				214									
	3-5歳(1号)	37.3%	地域型保育・横浜保育室	28	113	2		28	113	2		29	110	0		29	110	0		29	110	0					
			確保方策	計	195	724	1,255	833	210	777	1,334	858	225	830	1,413	883	240	883	1,492	908	253	934	1,570	934			
中区	0歳	33.9%	量の見込み	241	939	1,535	1,766	257	963	1,651	1,691	273	987	1,767	1,515	289	1,011	1,883	1,352	303	1,033	1,998	1,194				
	1-2歳	54.0%	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	187	718	1,514	345	203	742	1,630	353	219	766	1,746	359	237	834	1,883	363	251	856	1,998	364				
	3-5歳(2号)	62.6%	確認を受けない幼稚園				1,095							959				894									
	3-5歳(1号)	37.4%	地域型保育・横浜保育室	54	221	21		54	221	21		54	221	21		52	177	0		52	177	0					
			確保方策	計	241	939	1,535	1,440	257	963	1,651	1,379	273	987	1,767	1,318	289	1,011	1,883	1,257	303	1,033	1,998	1,194			
南区	0歳	34.9%	量の見込み	289	997	1,924	2,208	312	1,028	2,040	2,110	335	1,059	2,156	1,918	358	1,090	2,272	1,717	383	1,120	2,386	1,532				
	1-2歳	47.1%	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	262	887	1,924	134	285	918	2,040	117	308	949	2,156	102	331	980	2,272	88	356	1,010	2,386	75				
	3-5歳(2号)	60.9%	確認を受けない幼稚園				1,899							1,791				1,570									
	3-5歳(1号)	39.1%	地域型保育・横浜保育室	27	110	0		27	110	0		27	110	0		27	110	0		27	110	0					
			確保方策	計	289	997	1,924	2,033	312	1,028	2,040	1,908	335	1,059	2,156	1,783	358	1,090	2,272	1,658	383	1,120	2,386	1,532			
港南区	0歳	30.7%	量の見込み	352	1,296	2,515	2,043	354	1,296	2,490	1,975	356	1,296	2,465	1,848	358	1,296	2,440	1,731	360	1,295	2,413	1,636				
	1-2歳	53.4%	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	330	1,158	2,510	1,542	332	1,158	2,485	1,583	334	1,158	2,460	1,585	337	1,185	2,440	1,548	339	1,184	2,413	1,471				
	3-5歳(2号)	59.6%	確認を受けない幼稚園				1,091							801				338									
	3-5歳(1号)	40.4%	地域型保育・横浜保育室	22	138	5		22	138	5		22	138	5		21	111	0		21	111	0					
			確保方策	計	352	1,296	2,515	2,633	354	1,296	2,490	2,384	356	1,296	2,465	2,135	358	1,296	2,440	1,886	360	1,295	2,413	1,636			
保土ヶ谷区	0歳	34.4%	量の見込み	352	1,278	2,388	2,141	384	1,346	2,423	2,086	416	1,414	2,458	2,010	448	1,482	2,493	1,958	481	1,551	2,529	1,924				
	1-2歳	52.2%	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	317	1,177	2,388	517	333	1,213	2,423	454	349	1,249	2,458	393	365	1,285	2,493	335	374	1,306	2,529	279				
	3-5歳(2号)	56.8%	確認を受けない幼稚園				2,712							2,449				1,916									
	3-5歳(1号)	43.2%	地域型保育・横浜保育室	35	101	0		51	133	0		67	165	0		83	197	0		107	245	0					
			確保方策	計	352	1,278	2,388	3,229	384	1,346	2,423	2,903	416	1,414	2,458	2,577	448	1,482	2,493	2,251	481	1,551	2,529	1,924			
旭区	0歳	27.2%	量の見込み	370	1,425	2,668	2,842	372	1,446	2,682	2,787	374	1,467	2,696	2,580	376	1,488	2,710	2,385	379	1,511	2,726	2,204				
	1-2歳	50.8%	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	319	1,227	2,662	2,432	326	1,264	2,682	2,522	326	1,275	2,696	2,532	331	1,319	2,710	2,461	331	1,330	2,726	2,204				
	3-5歳(2号)	55.3%	確認を受けない幼稚園				1,357							871				140									
	3-5歳(1号)	44.7%	地域型保育・横浜保育室	51	198	6		46	182	0		48	192	0		45	169	0		48	181	0					
			確保方策	計	370	1,425	2,668	3,789	372	1,446	2,682	3,393	374	1,467	2,696	2,997	376	1,488	2,710	2,601	379	1,511	2,726	2,204			
磯子区	0歳	26.5%	量の見込み	266	1,007	1,873	2,094	277	1,046	1,885	1,926	288	1,085	1,897	1,797	299	1,124	1,909	1,702	308	1,161	1,921	1,617				
	1-2歳	48.2%	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	238	918	1,873	45	238	925	1,885	38	238	932	1,897	32	238	939	1,909	26	238	946	1,921	21				
	3-5歳(2号)	54.3%	確認を受けない幼稚園				1,922							1,842				1,761									
	3-5歳(1号)	45.7%	地域型保育・横浜保育室	28	89	0		39	121	0		50	153	0		61	185	0		70	215	0					
			確保方策	計	266	1,007	1,873	1,967	277	1,046	1,885	1,880	288	1,085	1,897	1,793	299	1,124	1,909	1,706	308	1,161	1,921	1,617			
金沢区	0歳	26.0%	量の見込み	308	1,044	2,131	2,160	299	1,056	2,151	2,067	290	1,068	2,171	1,874	281	1,080	2,191	1,710	270	1,090	2,210	1,562				
	1-2歳	49.2%	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	304	990	2,131	1,206	295	1,002	2,151	1,312	286	1,014	2,171	1,377	277	1,026	2,191	1,400	266	1,036	2,210	1,381				
	3-5歳(2号)	58.6%	確認を受けない幼稚園				1,217							896				378									
	3-5歳(1号)	41.4%	地域型保育・横浜保育室	4	54	0		4	54	0		4	54	0		4	54	0		4	54	0					
			確保方策	計	308	1,044	2,131	2,423	299	1,056	2,151	2,208	290	1,068	2,171	1,993	281	1,080	2,191	1,778	270	1,090	2,210	1,562			
港北区	0歳	32.2%	量の見込み	866	3,239	4,965	4,430	905	3,370	5,219	4,162	944	3,501	5,473	3,763	983	3,632	5,727	3,435	1,020	3,761	5,982	3,109				
	1-2歳	62.2%	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	725	2,707	4,887	2,237	763	2,86																		



## 子ども・子育て会議保育・教育部会（6月25日開催）の会議資料について

前回の会議資料について、「幼稚園での預かり保育」の30年度実績が確定したため数値の更新をするとともに、一部誤りがありましたので、訂正し、お詫び申し上げます。（別紙 太字、下線部分）

- 1 幼稚園での預かり保育について、前回会議時点で未確定だった「県による一時預かり」の実績が確定したため、「点検・評価（案）」及び「量の見込み（案）」の算出及び確保方策（案）の考え方に H30 実績の確定値を反映しました。  
（あわせて、「量の見込み」及び「確保方策」についても数値を修正）
- 2 「点検・評価（案）」について、「H30 目標値」に誤りがあり、訂正しました。  
合わせて進捗状況について訂正しました。

	訂正後		訂正前
H30 目標値	1,537,653 人		1,332,046 人
H30 実績	1,538,978 人		1,542,023 人
進捗状況	B		A

【平成30年度】横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価（案）

【基本施策①】乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

<主な事業・取組>

No.	施策 番号	確保 方針	事業・取組名	目標	計画策定時	【31年度末 の目標】	【直近の状況】		進捗状況	<30年度の振り返り>					今後の展開	所管課
							H30 目標値	31年3月末時点		30年度の取組	30年度予算額 (千円)	30年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価		
5	1	☆	幼稚園での預かり保育	利用者数(年間)	1,025,333人 (25年度)	1,628,219人	1,537,653人	1,538,978人	B	<p>・保護者の就労等により保育を必要とする園児を対象とする長時間の預かり保育については、30年度は新たに1園を認定した。平成31年3月末時点では、市内の幼稚園、認定こども園280園中、187園で実施している。</p> <p>・保護者の急な用事やリフレッシュ等の一時的な保育ニーズに対応するため、71園で一時預かり保育を実施している。</p> <p>・幼稚園協会と連携し、保育の質の向上のため、研修会を年3回開催し、延べ217名が参加した。</p>	<p>【預かり保育事業】 2,798,237千円</p> <p>【一時預かり事業】 96,791千円</p>		B	<p>【利用者から】 ・利用条件がそれほど厳しくないで、短時間の仕事でも利用可能で助かっている。 ・振替休日や夏休みでも幼稚園で預かってもらえるのはありがたい。 ・預かり保育のおかげで幼稚園に通うことを選択でき、助かっている。</p> <p>【事業者から】 ・異年齢児の集団保育を行うことで、低年齢児を思いやるなどの心の成長がみられる。 ・教員の確保が難しい。特に夏休みは利用者が増加するため、職員配置が難しい。無償化に伴いさらに、利用者が増加すると見込まれ困っている。 ・シフトをローテーションで組んでいるので預かり保育専任の職員配置が難しい。</p>	推進	子育て支援課

# 地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み(案)の算出及び確保方策(案)の考え方

		次期計画(R2～R6年度)	現行計画(H27～R元年度)
地域子ども・子育て支援事業		「一時預かり事業、子育て援助活動支援事業」	
	本市事業	(ア) 幼稚園(預かり保育・1号認定) (イ) 幼稚園(預かり保育・2号認定) <(ウ)～(ケ) その他> (ウ) 保育所(一時保育)、(エ) 横浜保育室(一時保育)、(オ) 乳幼児一時預かり事業、 (カ) 親と子のつどいの広場での一時預かり、(キ) 横浜子育てサポートシステム、 (ク) 24時間型緊急一時預かり、(ケ) 休日一時保育	(ア) 幼稚園(預かり保育・1号認定) (イ) 幼稚園(預かり保育・2号認定) <(ウ)～(ケ) その他> (ウ) 保育所(一時保育)、(エ) 横浜保育室(一時保育)、(オ) 乳幼児一時預かり事業、 (カ) 親と子のつどいの広場での一時預かり、(キ) 横浜子育てサポートシステム、 (ク) 24時間型緊急一時預かり、(ケ) 休日保育
	事業内容	○幼稚園での一時預かり (私立幼稚園等における一時預かり(市・県)) 幼稚園・認定こども園(教育利用)の教育時間の前後などに保護者の希望に応じて在園児を預かります。保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的なニーズに対応します。 (横浜市私立幼稚園等預かり保育事業) 幼稚園・認定こども園(教育利用)の教育時間の前後や休業日に、保育を必要とする在園児を園で預かる事業です。教育時間を含めて7時30分から18時30分まで、夏休みなどの長期休業期間を含めて対応しています。  ○一時保育事業 認可保育所・公立保育所・幼保連携型認定こども園・小規模保育事業・横浜保育室において、パート勤務や病気、冠婚葬祭などにより一時的に家庭で保育できない場合や、保護者のリフレッシュなどのためにお子さんをお預かりします。  ○乳幼児一時預かり事業 認可外保育施設において、パート勤務や病気、冠婚葬祭などにより一時的に家庭で保育できない場合や、保護者のリフレッシュなどのためにお子さんをお預かりします。生後57日から小学校入学前までのお子さんを対象としています。	○親と子のつどいの広場での一時預かり 子育て中の親子同士が気軽につどい、交流する親と子のつどいの広場の一部では、短時間の一時預かりを実施しています。広場を利用したことのある生後6か月以上3歳以下の市内に居住するお子さんが対象です。  ○横浜子育てサポートシステム事業 「子ども預かってほしい人」が利用会員として、「子ども預かる人」が提供会員として登録して、会員相互の信頼関係のもとに子どもの預け、預かりを行うシステムです。生後57日から小学校6年生までのお子さんを対象としています。  ○24時間型緊急一時保育 病気や仕事等で、急にお子さんを預けなければならなくなったとき、夜間・宿泊も含め、24時間365日対応する一時保育です。原則として、連続3日以内まで利用可能です。  ○休日の一時保育 休日に仕事や冠婚葬祭などの都合でお子さんを預けたい時に利用できます。 平日に認可保育所等を利用していないお子さん、または、平日に認可保育所等を利用しているお子さんで、緊急等やむを得ない事情により、平日に認可保育所等を利用しない日を設けずに休日の保育を利用する場合に対象となります。
	対象家庭類型	国「手引き」で対象とする潜在家庭類型(下記「概要」参照)	
	対象年齢	(下記「概要」参照)	
	方法	国「手引き」を一部アレンジ	
量の見込み(案)算出の考え方	算出根拠	<p>■国「手引き」によるR6年度の量の見込み</p> <p>【ステップ1: 幼稚園における在園児を対象とした一時預かりの量の見込み】</p> <p>①1号認定による利用 [対象潜在家庭類型]潜在タイプC'、D、E'、F [対象年齢]3歳～5歳 「量の見込み(人/年)」=「潜在家庭類型別児童数(人)」×「利用意向(日/年)」 ・「潜在家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(日/年)」=ニーズ調査により把握した不定期事業利用意向の平均日数(年間)</p> <p>②2号認定による利用 [対象潜在家庭類型]潜在タイプA、B、C、E [対象年齢]3歳～5歳 「量の見込み(人/年)」=「潜在家庭類型別児童数(人)」×「利用意向(日/年)」 ・「潜在家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(日/年)」=ニーズ調査により把握した、2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものの就労日数(年間)</p> <p>【ステップ2: その他の量の見込み】 [対象潜在家庭類型]全て [対象年齢]0歳～5歳 「量の見込み(人/年)」=「潜在家庭類型別児童数(人)」×「利用意向(日/年)」 -【ステップ1】①における量の見込み(人/年) -ニーズ調査における不定期事業利用状況の回答で「ベビーシッター」及び「その他」の利用日数の累計(人/年) ・「潜在家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(日/年)」=ニーズ調査により把握した不定期事業利用意向日数(年間)</p> <p>■「手引き」アレンジの内容 ア. 計画最終年度(R6年度)に向けて、潜在的な需要が順次顕在化するものと仮定した。 ⇒国「手引き」によりR6年度の量の見込みを算出して、H30年度実績からR6年度にかけて平均的に量が増加するよう、途中年度の量の見込みを算定する。 イ. 「その他」について、H30年度実績を集計値が大きく上回っており、事業別の利用意向のうち、保育所との併用が想定されない「保育所等での一時保育・一時預かり」において保育要件を満たす2号相当の家庭類型のニーズを除く補正を行った。 ウ. 「幼稚園1号」について、H30年度実績を集計値が大きく下回っており、市型預かり1号分を上乗せする補正を行った。 エ. 「幼稚園1号」「幼稚園2号」の区分間における整理を行った。 オ. 横浜子育てサポートシステムの小学生の量の見込みについて、「その他」の量の見込みに追加した。</p>	<p>■国「手引き」による31年度の量の見込み</p> <p>【ステップ1: 幼稚園における在園児を対象とした一時預かりの量の見込み】</p> <p>①1号認定による利用 [対象潜在家庭類型]潜在タイプC'、D、E'、F [対象年齢]3歳～5歳 「量の見込み(人/年)」=「潜在家庭類型別児童数(人)」×「利用意向(日/年)」 ・「潜在家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(日/年)」=ニーズ調査により把握した不定期事業利用意向の平均日数(年間)</p> <p>②2号認定による利用 [対象潜在家庭類型]潜在タイプA、B、C、E [対象年齢]3歳～5歳 「量の見込み(人/年)」=「潜在家庭類型別児童数(人)」×「利用意向(日/年)」 ・「潜在家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(日/年)」=ニーズ調査により把握した、2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものの就労日数(年間)</p> <p>【ステップ2: その他の量の見込み】 [対象潜在家庭類型]全て [対象年齢]0歳～5歳 「量の見込み(人/年)」=「潜在家庭類型別児童数(人)」×「利用意向(日/年)」 -【ステップ1】①における量の見込み(人/年) -ニーズ調査における不定期事業利用状況の回答で「ベビーシッター」及び「その他」の利用日数の累計(人/年) ・「潜在家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(日/年)」=ニーズ調査により把握した不定期事業利用意向日数(年間)</p> <p>■「手引き」アレンジの内容 ア. 計画最終年度(31年度)に向けて、潜在的な需要が順次顕在化するものと仮定した。 ⇒国「手引き」により31年度の量の見込みを算出して、25年度実績から31年度にかけて平均的に量が増加するよう、途中年度の量の見込みを算定する。</p>
	指標(単位)	延べ利用者数(人/年)	
	現行計画からの変更等の考え方	今回ニーズ調査において、事業別の利用意向を把握しており、その結果を元に、保育所との併用が想定されない「保育所等での一時保育・一時預かり」において保育要件を満たす2号相当の家庭類型のニーズを除く補正を行った。「幼稚園1号」「幼稚園2号」「その他」の区分間での整理を行った。今回新たに子育てサポートシステムの小学生調査を行い、その結果を「その他」の量の見込みに追加した。	

<p style="text-align: center;">確保方策(案)の考え方</p>	<p>(ア) 幼稚園(預かり保育・1号認定)          ・希望する保護者が利用できる環境を確保する趣旨から、R6年度までの量の見込みの増数分を計画年数で均等に按分した数値を上乗せした数値とする。          ・新たな施設整備を伴うものではないため、見込量の増への対応は、既実施園での受入数の増と未実施園での事業実施により対応する。</p> <p>(イ) 幼稚園(預かり保育・2号認定)          ・全在園児を対象として、保育を必要とする要件に適合すれば利用できる環境を確保する趣旨から、R6年度までの量の見込みの増数分を計画年数で均等に按分した数値を上乗せした数値とする。          ・新たな施設整備を伴うものではないため、見込量の増への対応は、既実施園での受入数の増と未実施園での事業実施により対応する。</p> <p>&lt;(ウ)～(ケ) その他&gt;          ・量の見込みへの対応については、H30年度の利用実績をベースに、各事業それぞれの状況に応じ、施設数の増(新規実施)や、既存施設での受け入れ増により、見込んでいく。</p> <p>(ウ) 保育所(一時保育)          ・実施している全園に対して新たに調査を行い、利用実態を把握することにより、区役所等での利用者への案内に活用することで、既存の利用可能枠の有効活用に取り組む。          ・待機児童対策として新設園が増えることにより、実施施設数の拡大を図るとともに、開所後、各施設の通常保育が安定していくタイミング等で、一時保育に活用できる枠の増加に取り組む。</p> <p>(エ) 横浜保育室(一時保育)          既存の実施園の実績をベースに、認可保育所への移行予定施設の利用見込数を減らしている。</p> <p>(オ) 乳幼児一時預かり事業          ・定員規模の小さな実施も見込むことで、未実施区での新規実施を図る。          ・既存施設からの距離要件などの緩和等により各区複数か所での実施を図り、年3か所程度の新規実施を見込む。          ・運営実態の把握を行い持続可能な制度の検討を行いながら、既存施設での受入増に取り組む。</p> <p>(カ) 親と子のつどいの広場での一時預かり          ・安定的に広場運営を継続していることや一時預かりに必要なスタッフを確保できること等を条件とし、年1か所程度の新規実施を図る。</p> <p>(キ) 子育てサポートシステム          ・各区支部事務局での提供・両方会員増への取組により確保を図る。</p> <p>(ク) 24時間緊急一時預かり          ・ニーズの高いことが見込まれるエリアの保育所と意見交換を行うなど実施施設確保に向けた取組を行う。</p> <p>(ケ) 休日一時保育          ・ニーズの状況により、受入枠の拡大、新たな実施施設の確保に向けた取組を行う。</p>	<p>・既存施設も含めて確保方策を検討する。(既存で確保できない分を新規整備)          ・幼稚園預り保育については、既存幼稚園の預かり保育実施を推進していくことで確保する。          ・幼稚園預り保育以外については、「一時保育」や「乳幼児一時預かり」等により、確保方策の検討を行う。</p> <p>(ア) 幼稚園(預かり保育・1号認定)          ・全在園児を対象として、保護者が必要に応じて利用している状況であるため、既実施園における需要に対する確保量は、現状で充足している状態と判断する。          ・新たな施設整備を伴うものではないため、見込量の増への対応は、既実施園での受入数の増と未実施園での事業実施により対応する。          ・希望する保護者が利用できる環境を確保する趣旨から、平成31年度までに市内全園の実施を目標として設定し、増数分を計画年数で均等に按分した数値を各年度の箇所数に上乗せした数値とする。</p> <p>(イ) 幼稚園(預かり保育・2号認定)          ・全在園児を対象として、保育を必要とする要件に適合すれば利用が可能な状況であるため、既実施園における需要に対する確保量は、現状で充足している状態と判断する。          ・一方で、保育所と同等の保育時間を実施していることから、保育所入所の需要の一部を代替する役割も果たしており、その潜在的な需要に対しては、既実施園での受入数の増と、新規認定園の増にて確保する。</p> <p>(ウ) 保育所(一時保育)          ・既存の実施園の実績(H25実績:354施設、142,331人)をベースに、新規整備園については、全ての保育所で実施することを想定して積算。          ・横浜保育室からの移行分も想定。</p> <p>(エ) 横浜保育室(一時保育)          ・既存の実施園の実績(H25実績:116施設、17,058人)をベースに、認可保育所への移行予定施設の利用見込数を減らして積算。</p> <p>(オ) 乳幼児一時預かり事業          ・小規模保育事業に併設するなどして、未実施区を中心に確保する。</p> <p>(カ) 親と子のつどいの広場での一時預かり          ・実施箇所数は、一時預かりに必要な広さとスタッフを確保できることを条件とし、広場実施箇所数の1/2を想定。          ・実施箇所数×1か所・1か月当たりの平均利用者数(14.0人)×12か月</p> <p>(キ) 子育てサポートシステム          ・確保数:前年度の活動件数×104%(過去8年間の伸び率の平均4%)</p> <p>(ク) 24時間緊急一時預かり          ・実施箇所数×1か所当たり定員6人×365日×40%</p> <p>(ケ) 休日保育          ・既存施設10か所の平成25年度実績×伸び率          ・平成31年度までに18区に1か所となるよう、順次整備。</p>
<p style="text-align: center;">現行計画からの変更等の考え方</p>	<p>引き続き、保育所等での一時保育に加え、幼稚園での預かり保育や認可外保育所での乳幼児一時預かり事業を含めた多様な事業により、事業全体で一時預かりのニーズへ対応していく。また、休日一時保育や24時間緊急一時預かり、横浜子育てサポートシステムなどにより、様々なニーズへきめ細かく対応していく。</p>	

次期計画			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
量の見込み(案)		幼稚園(1号)	ア	287,548	287,717	287,887	288,057	288,227	
		幼稚園(2号)	イ	1,306,372	1,333,674	1,360,976	1,388,278	1,415,580	
		その他		331,169	348,006	364,843	381,680	398,517	
確保方策(案)	全市	幼稚園(1号)	ア	287,548	287,717	287,887	288,057	288,227	
		幼稚園(2号)	イ	1,306,372	1,333,674	1,360,976	1,388,278	1,415,580	
		その他	計		331,169	348,006	364,843	381,680	398,517
			ウ		145,936	151,406	152,216	157,096	158,680
			エ		2,970	1,942	1,916	526	526
			オ		106,335	115,851	129,029	139,445	151,721
			カ		7,688	7,916	8,144	8,372	8,600
			キ		64,566	67,149	69,732	72,315	74,898
			ク		1,305	1,331	1,356	1,433	1,558
			ケ		2,369	2,411	2,450	2,493	2,534
現行計画			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度		
量の見込み	計画値	幼稚園(1号)	ア	554,519	561,438	568,348	593,474	616,749	
			実績	522,192	541,479	537,103	567,606		
	計画値	幼稚園(2号)	イ	555,575	591,043	626,504	944,179	1,011,470	
			実績	702,423	790,263	877,749	971,372		
	計画値	その他	計	365,351	408,861	452,358	518,102	583,843	
			実績	313,756	315,111	308,977	300,905		
確保方策	計画値	幼稚園(1号)	ア	554,519	561,438	568,348	593,474	616,749	
			実績	522,192	541,479	537,103	567,606		
	計画値	幼稚園(2号)	イ	555,575	591,043	626,504	944,179	1,011,470	
			実績	702,423	790,263	877,749	971,372		
	計画値	計	計	365,351	408,861	452,358	518,102	583,843	
			実績	313,756	315,111	308,977	300,905		
	計画値	ウ	ウ	207,567	251,717	292,248	342,880	408,189	
			実績	157,590	152,962	148,419	135,799		
	計画値	エ	エ	18,659	15,327	11,161	8,496	2,498	
			実績	9,722	7,731	4,657	3,828		
	計画値	オ	オ	79,788	79,788	83,448	91,789	95,366	
			実績	82,914	87,304	85,150	88,124		
	計画値	カ	カ	3,864	4,368	4,704	5,456	5,792	
			実績	4,377	4,892	6,189	6,835		
	計画値	キ	キ	49,536	51,517	53,580	60,453	62,636	
			実績	53,791	55,767	57,935	59,401		
	計画値	ク	ク	2,628	2,628	3,504	3,684	3,863	
			実績	1,257	1,680	1,320	1,280		
	計画値	ケ	ケ	3,309	3,516	3,713	5,344	5,499	
			実績	4,105	4,775	5,307	5,638		

- (ア) 幼稚園(預かり保育・1号認定)  
(イ) 幼稚園(預かり保育・2号認定)  
<(ウ)~(ケ)その他>  
(ウ) 保育所(一時保育)  
(エ) 横浜保育室(一時保育)  
(オ) 乳幼児一時預かり事業  
(カ) 親と子のつどいの広場での一時預かり  
(キ) 横浜子育てサポートシステム  
(ク) 24時間型緊急一時預かり  
(ケ) 休日一時保育



地域子ども・子育て支援事業				一時預かり事業、子育て援助活動支援事業					
本市事業				(ア) 幼稚園(預かり保育・1号認定) (イ) 幼稚園(預かり保育・2号認定) (ウ)～(ケ) その他 (ウ) 保育所(一時保育)、(エ) 横浜保育室(一時保育)、 (オ) 乳幼児一時預かり事業、 (カ) 親と子のつどいの広場での一時預かり、 (キ) 横浜子育てサポートシステム、 (ク) 24時間型緊急一時預かり、(ケ) 休日一時保育					
対象年齢				0～5歳					
指標(単位)				延べ利用者数(人/年)					
年度				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
全市	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	287,548	287,717	287,887	288,057	288,227	
		確保方策		287,548	287,717	287,887	288,057	288,227	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	1,306,372	1,333,674	1,360,976	1,388,278	1,415,580	
		確保方策		1,306,372	1,333,674	1,360,976	1,388,278	1,415,580	
	その他	量の見込み		計	331,169	348,006	364,843	381,680	398,517
				ウ	145,936	151,406	152,216	157,096	158,680
				エ	2,970	1,942	1,916	526	526
				オ	106,335	115,851	129,029	139,445	151,721
				カ	7,688	7,916	8,144	8,372	8,600
				キ	64,566	67,149	69,732	72,315	74,898
				ク	1,305	1,331	1,356	1,433	1,558
			ケ	2,369	2,411	2,450	2,493	2,534	
	鶴見区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	15,848	13,946	12,044	10,141	8,238
			確保方策		15,848	13,946	12,044	10,141	8,238
幼稚園(2号)		量の見込み	イ	41,668	48,882	56,096	63,310	70,524	
		確保方策		41,668	48,882	56,096	63,310	70,524	
その他		量の見込み		計	32,042	34,148	36,254	38,360	40,467
				ウ	12,246	15,067	16,934	18,583	18,988
				エ	963	9	9	1	1
				オ	14,568	14,568	14,568	14,568	16,032
				カ	170	170	170	398	398
				キ	4,000	4,237	4,474	4,710	4,946
			ク	0	0	0	0	0	
		ケ	95	97	99	100	102		
神奈川区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	15,652	16,864	18,076	19,288	20,500	
		確保方策		15,652	16,864	18,076	19,288	20,500	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	71,034	77,625	84,217	90,809	97,400	
		確保方策		71,034	77,625	84,217	90,809	97,400	
	その他	量の見込み		計	20,102	23,559	27,016	30,472	33,928
				ウ	9,667	12,674	12,755	12,852	15,860
				エ	18	18	18	0	0
				オ	3,660	3,660	6,588	9,516	9,516
				カ	170	170	170	170	170
				キ	5,849	6,284	6,718	7,152	7,586
		ク	685	699	712	726	739		
		ケ	53	54	55	56	57		

量の見込み(案)／確保方策(案)

量の見込み(案)／確保方策(案)

西区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	8,659	9,013	9,367	9,721	10,075	
		確保方策		8,659	9,013	9,367	9,721	10,075	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	38,576	41,436	44,295	47,154	50,014	
		確保方策		38,576	41,436	44,295	47,154	50,014	
	その他	量の見込み		計	11,647	13,022	14,397	15,772	17,146
		確保方策			ウ	5,182	6,523	7,864	8,474
				エ	0	0	0	0	0
				オ	4,645	4,645	4,645	5,377	6,109
				カ	103	103	103	103	103
				キ	1,687	1,721	1,755	1,788	1,821
		ク	0	0	0	0	0		
		ケ	30	30	30	30	30		
中区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	8,851	10,176	11,501	12,827	14,153	
		確保方策		8,851	10,176	11,501	12,827	14,153	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	52,650	57,159	61,668	66,177	70,685	
		確保方策		52,650	57,159	61,668	66,177	70,685	
	その他	量の見込み		計	13,886	16,460	19,034	21,608	24,182
		確保方策			ウ	4,141	4,359	6,773	9,187
				エ	2	2	2	2	2
				オ	6,841	9,037	9,037	9,037	11,233
				カ	297	297	297	297	297
				キ	2,575	2,735	2,895	3,055	3,215
		ク	0	0	0	0	0		
		ケ	30	30	30	30	30		
南区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	12,931	13,237	13,543	13,848	14,153	
		確保方策		12,931	13,237	13,543	13,848	14,153	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	48,283	54,940	61,597	68,255	74,913	
		確保方策		48,283	54,940	61,597	68,255	74,913	
	その他	量の見込み		計	16,536	18,195	19,854	21,513	23,173
		確保方策			ウ	9,457	10,987	11,054	12,583
				エ	0	0	0	0	0
				オ	4,385	4,385	5,849	5,849	5,849
				カ	620	620	620	620	620
				キ	1,998	2,125	2,252	2,380	2,507
		ク	0	0	0	0	0		
		ケ	76	78	79	81	82		
港南区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	17,215	16,627	16,038	15,450	14,862	
		確保方策		17,215	16,627	16,038	15,450	14,862	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	75,404	73,746	72,087	70,428	68,770	
		確保方策		75,404	73,746	72,087	70,428	68,770	
	その他	量の見込み		計	12,891	12,891	12,891	12,892	12,892
		確保方策			ウ	9,132	7,691	6,982	6,308
				エ	36	36	36	0	0
				オ	732	2,196	2,928	3,660	5,124
				カ	95	95	95	95	323
				キ	2,246	2,210	2,175	2,140	2,105
		ク	620	632	644	657	669		
		ケ	30	31	31	32	33		

量の見込み(案)／確保方策(案)

保土ヶ谷区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	19,722	18,248	16,775	15,302	13,829	
		確保方策		19,722	18,248	16,775	15,302	13,829	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	63,394	66,700	70,006	73,312	76,618	
		確保方策		63,394	66,700	70,006	73,312	76,618	
	その他	量の見込み		計	13,940	16,569	19,199	21,829	24,459
				ウ	11,405	11,687	12,702	13,717	14,732
				エ	0	0	0	0	0
				オ	0	2,196	3,660	5,124	6,588
				カ	1,307	1,307	1,307	1,307	1,307
				キ	1,198	1,349	1,500	1,651	1,802
		クケ	0 30	0 30	0 30	0 30	0 30		
旭区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	18,010	16,199	14,388	12,577	10,766	
		確保方策		18,010	16,199	14,388	12,577	10,766	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	111,800	107,989	104,178	100,367	96,555	
		確保方策		111,800	107,989	104,178	100,367	96,555	
	その他	量の見込み		計	9,695	10,158	10,621	11,083	11,546
				ウ	4,642	4,959	5,276	5,683	6,001
				エ	90	90	90	0	0
				オ	2,196	2,196	2,196	2,196	2,196
				カ	643	643	643	643	643
				キ	2,094	2,240	2,386	2,531	2,676
		クケ	0 30	0 30	0 30	0 30	0 30		
磯子区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	9,677	12,043	14,408	16,773	19,138	
		確保方策		9,677	12,043	14,408	16,773	19,138	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	46,292	45,185	44,079	42,973	41,867	
		確保方策		46,292	45,185	44,079	42,973	41,867	
	その他	量の見込み		計	12,164	14,285	16,406	18,528	20,650
				ウ	8,146	9,938	10,495	12,516	14,537
				エ	0	0	0	0	0
				オ	1,464	1,464	2,928	2,928	2,928
				カ	276	504	504	504	504
				キ	2,248	2,349	2,449	2,550	2,651
		クケ	0 30	0 30	0 30	0 30	0 30		
金沢区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	15,709	15,067	14,426	13,785	13,144	
		確保方策		15,709	15,067	14,426	13,785	13,144	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	73,274	74,235	75,196	76,157	77,118	
		確保方策		73,274	74,235	75,196	76,157	77,118	
	その他	量の見込み		計	18,169	17,760	17,350	16,940	16,530
				ウ	9,727	9,278	6,631	6,180	2,801
				エ	0	0	0	0	0
				オ	4,175	4,175	6,371	6,371	9,299
				カ	432	432	432	432	432
				キ	3,805	3,845	3,886	3,927	3,968
		クケ	0 30	0 30	0 30	0 30	0 30		



量の見込み（案）／確保方策（案）

港北区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	21,705	24,564	27,423	30,282	33,140	
		確保方策		21,705	24,564	27,423	30,282	33,140	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	62,567	67,901	73,235	78,568	83,902	
		確保方策		62,567	67,901	73,235	78,568	83,902	
	その他	量の見込み		計	43,419	47,197	50,975	54,753	58,530
		確保方策			ウ	12,875	13,671	15,126	15,198
				エ	177	103	103	103	103
				オ	15,309	17,505	18,969	21,765	22,629
				カ	668	668	668	668	668
				キ	13,606	14,450	15,294	16,138	16,982
		クケ	0	0	0	50	150		
			ケ	784	800	815	831	846	
緑区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	11,012	12,115	13,218	14,321	15,425	
		確保方策		11,012	12,115	13,218	14,321	15,425	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	86,834	84,586	82,337	80,088	77,839	
		確保方策		86,834	84,586	82,337	80,088	77,839	
	その他	量の見込み		計	13,389	12,978	12,567	12,156	11,745
		確保方策			ウ	2,749	2,211	1,674	1,136
				エ	10	10	10	10	10
				オ	4,253	4,253	4,253	4,253	4,253
				カ	480	480	480	480	480
				キ	5,396	5,513	5,630	5,747	5,864
		クケ	0	0	0	0	0		
			ケ	501	511	520	530	540	
青葉区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	37,029	34,447	31,865	29,283	26,701	
		確保方策		37,029	34,447	31,865	29,283	26,701	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	155,124	165,966	176,808	187,650	198,492	
		確保方策		155,124	165,966	176,808	187,650	198,492	
	その他	量の見込み		計	33,460	33,315	33,170	33,025	32,881
		確保方策			ウ	10,685	10,730	10,772	10,815
				エ	0	0	0	0	0
				オ	13,597	13,547	13,499	13,449	13,399
				カ	595	595	595	595	595
				キ	8,188	8,041	7,894	7,748	7,602
		クケ	0	0	0	0	0		
			ケ	395	402	410	418	426	
都筑区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	25,991	25,972	25,953	25,934	25,916	
		確保方策		25,991	25,972	25,953	25,934	25,916	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	97,932	92,687	87,442	82,197	76,952	
		確保方策		97,932	92,687	87,442	82,197	76,952	
	その他	量の見込み		計	26,682	24,674	22,666	20,658	18,650
		確保方策			ウ	26,682	24,674	22,666	20,658
				エ	9,409	7,268	5,154	3,815	1,673
				オ	828	828	802	0	0
				カ	12,274	12,324	12,374	12,424	12,474
				キ	601	601	601	601	601
		クケ	3,540	3,622	3,704	3,786	3,869		
			ケ	0	0	0	0	0	
				30	31	31	32	33	

量の見込み(案)／確保方策(案)

戸塚区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	18,551	19,943	21,335	22,727	24,119	
		確保方策		18,551	19,943	21,335	22,727	24,119	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	111,192	111,563	111,935	112,307	112,679	
		確保方策		111,192	111,563	111,935	112,307	112,679	
	その他	量の見込み		計	20,413	20,755	21,097	21,438	21,779
					20,413	20,755	21,097	21,438	21,779
				ウ	11,095	9,715	8,106	6,424	5,343
				エ	410	410	410	410	410
				オ	5,349	6,813	8,277	10,041	11,205
				カ	167	167	395	395	395
		キ	3,257	3,513	3,769	4,025	4,281		
		ク	0	0	0	0	0		
		ケ	135	137	140	143	145		
栄区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	5,542	5,947	6,352	6,757	7,161	
		確保方策		5,542	5,947	6,352	6,757	7,161	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	46,000	44,641	43,282	41,923	40,564	
		確保方策		46,000	44,641	43,282	41,923	40,564	
	その他	量の見込み		計	9,479	8,351	7,223	6,095	4,967
					9,479	8,351	7,223	6,095	4,967
				ウ	4,546	3,473	2,399	1,325	251
				エ	0	0	0	0	0
				オ	3,684	3,684	3,684	3,684	3,684
				カ	136	136	136	136	136
		キ	1,083	1,028	974	920	866		
		ク	0	0	0	0	0		
		ケ	30	30	30	30	30		
泉区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	7,229	6,579	5,929	5,279	4,630	
		確保方策		7,229	6,579	5,929	5,279	4,630	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	52,783	50,128	47,473	44,818	42,163	
		確保方策		52,783	50,128	47,473	44,818	42,163	
	その他	量の見込み		計	13,870	15,070	16,270	17,470	18,669
					13,870	15,070	16,270	17,470	18,669
				ウ	7,746	8,854	9,962	11,070	12,178
				エ	0	0	0	0	0
				オ	3,987	3,987	3,987	3,987	3,987
				カ	634	634	634	634	634
		キ	1,473	1,565	1,657	1,749	1,840		
		ク	0	0	0	0	0		
		ケ	30	30	30	30	30		
瀬谷区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	18,215	16,730	15,246	13,762	12,277	
		確保方策		18,215	16,730	15,246	13,762	12,277	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	71,565	68,305	65,045	61,785	58,525	
		確保方策		71,565	68,305	65,045	61,785	58,525	
	その他	量の見込み		計	9,385	8,619	7,853	7,088	6,323
					9,385	8,619	7,853	7,088	6,323
				ウ	3,086	2,321	1,557	1,230	466
				エ	436	436	436	0	0
				オ	5,216	5,216	5,216	5,216	5,216
				カ	294	294	294	294	294
		キ	323	322	320	318	317		
		ク	0	0	0	0	0		
		ケ	30	30	30	30	30		

# 第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画 素案(案)の概要

(保育・教育部会用)

1

## 第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画素案(案) 全体構成

### 【総論部分】

#### 第1章 横浜市子ども・子育て支援事業計画について

1. 趣旨・位置づけ
2. 計画の期間
3. 計画の対象
4. 本市における他計画との関係

#### 第2章 子ども・青少年や子育てを取り巻く状況

1. 人口や少子化の状況
2. 家庭の状況
3. 地域・社会の状況
4. 第1期計画の振り返り

#### 第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点

1. 目指すべき姿
2. 計画推進のための基本的な視点

### 【各論部分】

#### 第4章 施策体系と事業・取組

1. 施策分野・基本施策とその関係性
2. 施策体系図
3. 指標一覧
4. 各施策における現状と課題及び今後の方向性

#### 第5章 量の見込み、確保方策

1. 保育・教育に関する施設・事業
2. 地域子ども・子育て支援事業

#### 第6章 計画の推進体制等について

1. 計画の点検・評価
2. 様々な主体による計画の推進
3. 人材の確保・育成の推進
4. 情報発信や情報提供の推進

2

## 第1章 横浜市子ども・子育て支援事業計画について

### 1 計画の趣旨・位置づけ

- 子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画として、本市の子ども・青少年施策に関する基本理念や各施策の目標・方向性などを定め、生まれる前から青少年期までの切れ目のない総合的な支援を推進

#### <本計画への記載事項>

- ◆ 各年度の保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策（提供区域、提供体制の確保内容及び実施時期）、認定こども園の推進等
- ◆ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援（児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等）
- ◆ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携（ワーク・ライフ・バランスの推進）

#### 「子ども・子育て支援法」に基づく事項

- ◆ 地域における子育ての支援
- ◆ 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- ◆ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- ◆ 子育てを支援する生活環境の整備
- ◆ 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進
- ◆ 子どもの安全の確保

#### 「次世代育成支援対策推進法」に基づく事項

3

## 第1章 横浜市子ども・子育て支援事業計画について

### 2 計画の期間

- 令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間

### 3 計画の対象

- 生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね20歳までの子ども・青少年とその家庭。ただし、若者の自立支援については39歳までを対象にするなど、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行う。

### 4 本市における他計画との関係

- 基本構想や中期4か年計画をはじめ、子ども・青少年施策に関連する各分野の計画と連携・整合を図りながら、子ども・青少年や子育て家庭への支援を総合的に推進。

4

## ＜関連する主なビジョン・計画＞



5

## 第2章 本市の子ども・青少年や子育て家庭を取り巻く状況と課題

### 1 人口や少子化の状況

#### (1) 出生数、合計特殊出生率の推移

- 出生数は減少傾向で、2016年には3万人を割り、2017年時点で約2.8万人。
- 合計特殊出生率は2005年以降上昇傾向に転じ、2015年には1.37となったが、その後低下し、2017年時点で1.32。全国の合計特殊出生率(2017年:1.43)と比較すると、低い水準で推移。
- 結婚や出産は個人の決定に基づくものだが、少子化は、地域や社会の担い手の減少、現役世代の負担増加などに加え、異年齢の子ども同士の交流の機会の減少などにより、子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響も指摘。

### 2 家庭の状況

#### (1) 世帯状況の変化

- 6歳未満親族のいる世帯数は、2000年に15.2万世帯(11.2%)だったところ、2015年には約14.4万世帯(8.8%)となるなど、子どもがいる世帯が減少。約95%が核家族となるなど、三世帯同居の減少、家族の規模が縮小。

#### (2) 就労状況の変化

- 30~34歳の女性の労働力率は、平成7年には45.3%から平成27年には70.9%。20年間で約25ポイント上昇し、M字型カーブの底は浅くなっている。
- 「利用ニーズ把握のための調査(平成30年度)」では、フルタイムで就労している共働き世帯の割合が上昇傾向にあり、平成30年度では40.0%。
- 現在未就労の母親について、就労したいと回答した割合は73.5%。希望する就労形態は、「パートタイム、アルバイト等(フルタイム以外)」が68.5%となっており、多様な働き方に対するニーズがある。

#### (3) 子育ての不安感・負担感

- ニーズ調査によると、子育ての満足度は過去10年間で上昇傾向。一方、特に、「妊娠中」や「出産後、半年くらいの間」において、「子育てに不安を感じたり、自信を持てなくなったりしたこと」がある人の割合は増加。
- 仕事や学校のある日は「家事・育児」に費やす時間が、男性より女性が約5倍多くなっているなど、女性の就労が増加する中であって、男性の家事・育児時間に費やす時間は短くなっている。

6



## 第2章 本市の子ども・青少年や子育て家庭を取り巻く状況と課題

## 3 地域・社会の状況

## (1)地域のつながりの希薄化

- 「横浜市民意識調査」によると、比較的親密な付き合い方をしている人の割合は2018年には10%を下回る。また、「互いに干渉しあわず、さばさばして暮らしやすい」と感じる人が73.6%となっている。
- ニーズ調査では、比較的親密な付き合い方をしているの方が子育ての満足度が高いという結果となっており、安心した子育て環境をつくる上でも、地域のつながりづくりは重要な視点となっている。

## (2)情報化社会の進展

- 内閣府の調査によると、インターネットを利用している割合は、小学生で85.6%、中学生で95.1%。そのうち、スマートフォンを使っている割合は、小学生では40.7%、中学生では65.8%。インターネットの危険性について説明を受けたり学んだりしたことがあると回答した割合は、小学生は77.2%、中学生は92.9%。
- インターネット利用の早期化と合わせ、SNSなどによるトラブル、長時間の利用による生活習慣の乱れ、犯罪被害など様々な問題が指摘。

## (3)国際化の状況と多文化共生

- 外国人人口は2019年には10万人を超えるなど増加傾向。2018年の出入国管理法の改正により外国人材の更なる受入が推進される中、子ども・子育て支援を推進する上でも多文化共生の視点が重要。

## (4)困難を抱える子ども・青少年の状況

- 成長の過程での不登校、いじめ、暴力、虐待、自傷行為、自殺企図等、さらには若年層でのひきこもり、無業状態などの状況も見られ、また、子どもの貧困率の問題も指摘。
- 困難を抱える子ども・青少年の養育環境における課題の背景には、経済的困窮、多様な家庭形態、障害・疾病、社会的孤立など様々な状況が複雑に絡み合っている。また、親の抱える課題が一因となり、困難な状況が親から子へ引き継がれる「世代間連鎖」が存在することも示唆。

7

## 第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点

## 1 目指すべき姿

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち『よこはま』

- ◆ 子ども・青少年は、家族にとっても、社会にとっても、大きな可能性を持ったかけがえのない存在であり、未来を創る力です。彼らは、やがて成長し社会を支え、その次の世代を育む側へと移り、さらに次の世代につながっていく。こうした連綿と続く営みにより横浜の未来は創られます。
- ◆ 子ども・青少年の成長と子育てを支援することは、一人ひとりの子ども・青少年や家族の幸せにつながるだけでなく、次代の担い手を育むという意味でも、社会全体で取り組むべき重要な課題の一つです。
- ◆ 横浜で生まれた子どもたちが、地域の関わりの中で豊かに育ち、温かな社会をつくる原動力となるよう、一人ひとりの健やかな育ちが等しく保障され、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

## 2 計画推進のための基本的な視点

「目指すべき姿」の実現に向けて、次の6つを基本的な視点として、施策・事業を組み立て、推進。

「子ども・青少年にとって」  
の視点での支援

全ての子ども・青少年の  
支援

それぞれの成長段階に応じ、  
育ちの連続性を大切にする  
一貫した支援

子どもの内在する力を  
引き出す支援

家庭の子育て力を  
高めるための支援

様々な担い手による  
社会全体での支援  
～自助・共助・公助～

8

## 第4章 施策体系と事業・取組

### 1 施策分野・基本施策

<b>施策分野1</b>	<b>子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる(子ども・青少年への支援)</b>
基本施策1	乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援
基本施策2	学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進
基本施策3	若者の自立支援施策の充実
基本施策4	障害児への支援の充実
<b>施策分野2</b>	<b>誰もが安心して出産・子育てができる環境をつくる(子育て家庭への支援)</b>
基本施策5	生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実
基本施策6	地域における子育て支援の充実
基本施策7	ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力(DV)への対応と未然防止
<b>施策分野3</b>	<b>社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる(社会全体での支援)</b>
基本施策8	児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実
基本施策9	ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にす地域づくりの推進

9

## 第4章 施策体系と事業・取組

### 2 指標一覧

施策分野	基本施策	指標番号	指標	直近の現状値	令和6年度目標	施策分野	基本施策	指標番号	指標	直近の現状値	令和6年度目標
施策分野1	基本施策1	1	保育所等待機児童数	46人 (平成31年4月)	0人	施策分野2	基本施策5	10	妊娠届出者に対する面接を行った割合	96.2% (平成30年度)	98.7%
		2	園内研修リーダー育成研修を受講した園の割合(累計)	20% (平成30年度)	52%			11	産婦健康診査の受診率	78.7% (平成30年度)	89.0%
	基本施策2	3	放課後児童育成事業人材育成研修を受講した事業所の割合(累計)	76% (平成30年度)	100%		基本施策6	12	地域での子育て支援の場を利用している親子の割合	44.2% (平成30年度)	50% (令和5年度)
		4	青少年関連施設・事業利用者及び体験活動等の延べ参加者数(年)	676,360人 (平成30年度)	692,323人			基本施策7	13	支援により就労に至ったひとり親の数(5か年)	460人 (平成30年度)
	基本施策3	5	若者自立支援機関における自立に向けて改善がみられた人数(年)	1,038人 (平成30年度)	1,800人		14		ひとり親家庭等自立支援事業の利用者数(年)	4,971人 (平成30年度)	6,000人
		6	寄り添い型生活支援事業の利用により生活習慣に改善が見られた子どもの人数(累計)	160人 (平成30年度)	1,830人		基本施策8	15	虐待死の根絶	0人 (平成30年度)	0人
	基本施策4	7	地域療育センターの初診待機期間	3.9か月 (平成30年度)	2.6か月			16	里親等の新規委託児童数(5か年)	32件 (平成30年度)	170件
		8	児童発達支援事業の利用者数(地域療育センター含む)(年)	245,283人 (平成30年度)	318,310人			基本施策9	17	よこはまグッドバランス賞認定事業所数(5か年)	139事業所 (平成30年度)
		9	放課後等デイサービスの利用者数(年)	772,894人 (平成30年度)	1,080,000人		18		男性の育児休業取得率	7.2% (平成29年度)	13%

10

### 3 施策体系図

**目指すべき姿**

共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、

**基本的な視点**

「子ども・青少年にとって」の視点での支援

全ての子ども・青少年の支援

それぞれの成長段階に応じ、育ちの連続性を大切にす一貫した支援

子どもの内在する力を引き出す支援

家庭の子育て力を高めるための支援

様々な担い手による社会全体での支援～自助・共助・公助～

**施策分野**

**施策分野1**  
子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる

**施策分野2**  
誰もが安心して出産・子育てができる環境をつくる

**施策分野3**  
社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる

**基本施策**

**基本施策1**  
乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

**基本施策2**  
学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

**基本施策3**  
若者の自立支援施策の充実

**基本施策4**  
障害児への支援の充実

**基本施策5**  
生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

**基本施策6**  
地域における子育て支援の充実

**基本施策7**  
ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力(DV)への対応と未然防止

**基本施策8**  
児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

**基本施策9**  
ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にす地域づくりの推進

**目標・方向性**

(1) 子どもの豊かな育ちを支える保育・幼児教育の質の確保  
(2) 保育所、幼稚園、認定こども園等から小学校への円滑な接続  
(3) 保育・幼児教育の場の確保  
(4) 保育・幼児教育を担う人材の確保  
(5) 多様な「保育・教育」ニーズへの対応と充実

(1) より良い小学生の放課後の居場所づくり  
(2) 社会参画の推進に向けた子ども・青少年の成長の基盤づくり  
(3) 課題を抱える青少年・若者を早期発見・早期支援につなげる環境づくり  
(4) 全ての子ども・青少年の成長を見守り、支える地域社会づくり

(1) 若者自立支援機関などによる支援の充実  
(2) 社会全体で見守る環境づくり

(1) 地域療育センターを中心とした支援の充実  
(2) 療育と教育の連携等による切れ目のない支援  
(3) 学齢障害児に対する支援の充実  
(4) 障害児施設の整備と在宅支援機能の強化  
(5) 医療的ケア児や重症心身障害児の在宅生活における支援の充実  
(6) 障害への理解促進

(1) 妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発や相談支援の充実  
(2) 安心・安全な妊娠・出産に向けた産科医療及び小児医療の充実  
(3) 妊娠期からの切れ目のない支援の充実  
(4) 乳幼児の健やかな育ちのための保健対策の充実

(1) 妊娠期からの支援と親子が集える場や機会の充実  
(2) 地域ぐるみで子育てを温かく見守る環境づくり  
(3) 地域における子育て支援の質の向上  
(4) 一時的に子どもを預けることができる機会の充実

(1) ひとり親家庭への総合的な自立支援と子どもへのサポート  
(2) DV被害者や困難を抱える女性とその子どもへの安全・安心の確保・自立支援  
(3) DV被害者等の支援に関わる職員の資質向上及び体制の強化、啓発等

(1) 児童虐待対策の総合的な推進  
(2) 児童虐待対応における支援策の充実  
(3) 社会的養護体制の充実  
(4) 児童虐待対応や代替養育に関わる職員等の人材育成と確保

(1) ワーク・ライフ・バランスと多様な働き方が実現できる環境づくり  
(2) 子どもを大切にす社会的な機運の醸成  
(3) 安全・安心の地域づくり



## 基本施策1 未就学期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

### 現状と課題

- 人間形成の基礎をつくる乳幼児期には、一人ひとりの発達に応じて、その時期にふさわしい育ちを丁寧に積み重ねることが大切。
- 多様な保育・幼児教育施設が幼児教育・保育の無償化の対象となることから、平成29年度の「保育所保育指針」等の3つの指針・要領の改定(訂)の趣旨を踏まえ、全ての施設が質の高い乳幼児期の保育・教育を実践することが求められる。更に、乳幼児期の保育・教育の中で大切にしたい方向性を、家庭や地域とも共有し、共に育ちを支えていくことが重要。
- 認可外保育施設は、幼児教育・保育の無償化の対象となったことを契機として、より一層の質の確保・向上を進めることが重要。
- 保育所等だけで食育を進めるのではなく、保護者や地域の多様な関係者と連携し、協力を得ながら進めていくことが求められる。
- 小学校以降も、それまでの育ちと学びを踏まえ、長期的な視点で成長過程を見通し、連続性・一貫性を保障することが求められる。
- 平成31年4月の保育所等利用申請者は過去最大の69,708人、待機児童数は46人となりニーズは増加傾向。一方、地域によっては定員割れが発生するなど、ニーズの変化に合わせた取組が必要。また、幼稚園の長時間の預かり保育や認定こども園の利用は増加。
- 緊急時に預けられる親族や知人がいない人がニーズ調査では約2割となっており、一時預かり施設の拡充が課題。
- 保育士の有効求人倍率は、全国の3.70倍に対して神奈川県は4.55倍(平成31年1月現在)と非常に高い傾向にある。
- 保育士の確保が困難なため定員割れとなっている園が年々増加。本市調査等から職場環境が勤務継続のポイントになっている。
- 医療的ケア児等を含め、特性や発達に応じて保育・教育を受けられる環境を整え、障害の状況に応じたきめ細かな支援が必要。
- 85%以上の保育所等で児童へのアレルギー対応が必要になっており、個々の知識と技術を高めることが求められる。

### 目標・方向性

- (1)子どもの豊かな育ちを支える保育・幼児教育の質の確保
- (2)保育所、幼稚園、認定こども園等から小学校への円滑な接続
- (3)保育・幼児教育の場の確保
- (4)保育・幼児教育を担う人材の確保
- (5)多様な「保育・教育」ニーズへの対応と充実

12

## 基本施策1 未就学期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

### 指標

	直近の現状値	目標値 (令和6年度)
保育所等待機児童数	46人 (平成31年4月)	0人
園内研修リーダー育成研修を受講した園の割合(累計)	20.3% (平成30年度)	52%

### 主な事業・取組

保育・幼児教育研修及び研究事業	就職面接会及び保育所見学会事業
横浜こども指針(仮称)を活用した取組の推進	保育士の採用、定着に課題を抱える園への支援
園内研修・研究の推進	保育所等での一時保育
食育研修会の実施	休日保育(一時保育)
保育・教育施設に対する巡回訪問	24時間型緊急一時保育
組織マネジメント等講習の実施	病児保育事業、病後児保育事業
保育・教育施設等に対する運営指導の実施	乳幼児一時預かり
幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との円滑な接続	横浜子育てサポートシステム
保育・幼児教育の場の確保	保育・教育コンシェルジュ事業
延長保育事業	障害のある子ども等への保育・教育の提供体制の整備
幼稚園での預かり保育	食物アレルギーへの適切な理解の推進
保育士宿舍借上支援事業	

13

## 第5章 量の見込み、確保方策

- 子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」(利用に関するニーズ量)及び「確保方策」(量の見込みに対応する確保量と実施時期)を定めることとなっている。
- 本市では、国の基本指針や『量の見込みの算出等の手引き』等に基づき、平成30(2018)年度に実施した「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」の結果や推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえ、行政区単位で量の見込みを算出するとともに、それに対応するための確保方策を策定。

〈参考〉量の見込みの算出にあたり用いる推計児童数

2015(平成27)年の国勢調査結果に基づく本市の将来人口推計を基礎として、最新の人口の確定値を反映し算出。

(単位:人)

年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
0～5歳	0歳	26,528	26,172	25,920	25,728	25,569
	1・2歳	56,032	54,921	54,093	53,479	53,037
	3～5歳	90,927	90,252	88,057	86,227	84,697
	小計	173,487	171,345	168,070	165,434	163,303
6～11歳		186,200	184,148	182,981	181,365	179,673
12～17歳		193,760	191,855	190,441	189,954	188,772
合計		553,447	547,348	541,492	536,753	531,748

## 第5章 量の見込み、確保方策

### 1 保育・教育に関する施設・事業

(単位:人)

年度	2年度				3年度				4年度				
	給付認定区分(※1)				給付認定区分(※1)				給付認定区分(※1)				
年齢	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	
量の見込み	6,856	25,354	45,381	45,546	7,131	26,020	46,456	43,796	7,406	26,686	47,531	40,526	
3歳未満児の保育利用率(量の見込み/0-2歳児児童数)	39.0%				40.9%				42.6%				
確保方策	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	6,030	21,948	45,183	22,696	6,266	22,588	46,303	24,223	6,484	23,097	47,398	23,855
	確認を受けない幼稚園(※2)				25,938				21,007				17,971
	地域型保育・横浜保育室	826	3,406	198		865	3,432	153		922	3,589	133	
	計	6,856	25,354	45,381	48,634	7,131	26,020	46,456	45,230	7,406	26,686	47,531	41,826

年度	5年度				6年度				
	給付認定区分(※1)				給付認定区分(※1)				
年齢	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	
量の見込み	7,681	27,352	48,606	37,621	7,941	28,007	49,683	35,014	
3歳未満児の保育利用率(量の見込み/0-2歳児児童数)	44.2%				45.7%				
確保方策	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	6,719	23,780	48,518	22,980	6,911	24,229	49,595	21,717
	確認を受けない幼稚園(※2)				15,442				13,297
	地域型保育・横浜保育室	962	3,572	88		1,030	3,778	88	
	計	7,681	27,352	48,606	38,422	7,941	28,007	49,683	35,014

参考 ニーズ割合

給付認定区分	年齢	ニーズ割合
3号	0歳	31.1%
	1-2歳	52.8%
2号	3-5歳	58.7%
1号	3-5歳	41.3%

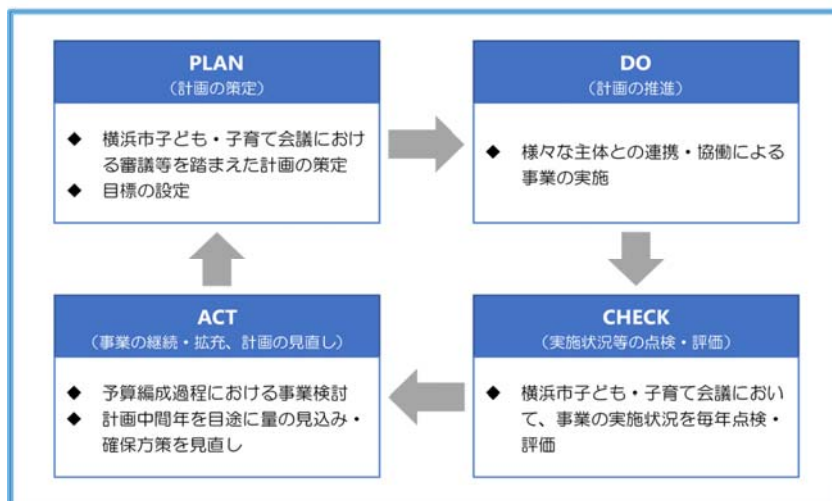
## 2 地域子ども・子育て支援事業

事業区分	本市事業	単位	上段: 量の見込み 下段: 確保方策				
			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
利用者支援に関する事業	保育・教育コンシェルジュ	実施箇所数 (か所)	18	18	18	18	18
			18	18	18	18	18
時間外 保育事業	延長保育事業(夕延長)	利用者数 (人/月)	6,816	7,190	7,563	7,937	8,310
			6,816	7,190	7,563	7,937	8,310
一時預かり事業、 子育て援助 活動支援事業	ア 幼稚園(預かり保育・1号認定)	延べ利用者数 (人/年)	287,548	287,717	287,887	288,057	288,227
			287,548	287,717	287,887	288,057	288,227
	イ 幼稚園(預かり保育・2号認定)	延べ利用者数 (人/年)	1,306,372	1,333,674	1,360,976	1,388,278	1,415,580
			1,306,372	1,333,674	1,360,976	1,388,278	1,415,580
	その他 ウ 保育所(一時保育) エ 横浜保育室(一時保育) オ 乳幼児一時預かり事業 カ 親と子のつどいの広場での一時預かり キ 横浜子育てサポートシステム ク 24時間型緊急一時預かり ケ 休日一時保育	延べ利用者数 (人/年)	331,169	348,006	364,843	381,680	398,517
			331,169	348,006	364,843	381,680	398,517

## 第6章 計画の推進体制等について

### 1 計画の点検・評価

- 横浜市子ども・子育て会議において、これまで計画の実施状況について毎年度点検・評価を行うとともに、計画中間年を目途に、量の見込みや確保方策をはじめとする事業の見直しの審議を行うなど、計画のPDCAサイクルの確保を推進
- 第2期計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援の着実な推進を図るため、引き続き、子ども・子育て会議において、毎年度計画の実施状況について点検・評価を実施
- 実施状況の点検・評価については、子ども・子育て会議の審議を経た後、ホームページ等で公表



17

## 第6章 計画の推進体制等について

### 2 様々な主体による計画の推進

- 本市における子ども・子育て支援や青少年育成は、様々な担い手によって支えられている。
- 本計画は素案の作成段階から、こうした様々な主体を代表する方々で構成される子ども・子育て会議で議論を重ねるとともに、子育て世帯を対象とした大規模なアンケート調査の実施や子育て中の方によるグループトークを市内全区で開催するなど広く意見を聞きながら検討。
- 「自助・共助・公助」の考え方を大切にし、あらゆる担い手に、子ども・子育て支援や青少年育成が社会全体の課題としてとらえ取組を進めていただけるよう、幅広く連携しながら計画を推進。

### 3 子育て支援に関わる人材の確保・育成の推進

- 子ども・子育て支援の更なる充実が求められる中で、専門職の確保が課題として指摘。また、複雑・多様化する課題に対し、的確な支援につなげていくためには、職員の資質や専門性の向上も必要。
- 少子高齢化や共働き家庭の増加などにより地域の担い手不足の課題も指摘される中、子ども・青少年が地域で健やかに育ち、安心して子育てができる環境づくりを進めていくため、地域における担い手の育成・確保も重要。
- 計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援を担う職員や地域の担い手の確保、専門性・資質の向上にも取り組み、更なる支援の充実を推進。

### 4 子育て支援に関する情報発信や情報提供の推進

- 「制度や支援があることを知らなかった」、「制度が分かりづらい、利用しづらい」、「支援が必要な人に必要な情報や支援が届いていない」という声がある。また、障害児・者への情報提供をはじめ、外国人人口が増える中では多言語化も含めた対応も課題。
- 近年、民間との協働によるオープンデータを活用した保育情報の提供や、スマートフォン向けのアプリによる子育て情報の発信、SNSを活用した相談体制の仕組みなど、新たな情報発信・提供の取組も行われている。
- 計画を推進し、各事業を展開していくにあたっては、支援の充実に加え、必要な情報や支援を届けるために、情報発信・提供の観点も踏まえながら検討。

18

## 第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画

### 素案（案）

計画期間：令和2（2020）年度～令和6（2024）年度

（保育・教育部会用抜粋）

## 目次

第 1 章 横浜市子ども・子育て支援事業計画について.....	1
1 計画の趣旨・位置付け.....	1
2 計画の期間.....	1
3 計画の対象.....	1
4 本市における他計画との関係.....	3
第 2 章 子ども・青少年や子育てを取り巻く状況.....	4
1 人口や少子化の状況.....	4
2 家庭の状況.....	6
3 地域・社会の状況.....	14
4 第 1 期計画の振り返り.....	19
第 3 章 本市の目指すべき姿と基本的な視点.....	25
1 目指すべき姿.....	25
2 計画推進のための基本的な視点.....	26
第 4 章 施策体系と事業・取組.....	30
1 施策分野・基本施策.....	30
2 施策体系図.....	31
3 指標一覧.....	33
4 各基本施策における現状と課題及び今後の方向性.....	34
施策分野 1 子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる.....	35
基本施策 1 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援.....	35
基本施策 2 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進.....	49
基本施策 3 若者の自立支援施策の充実.....	57
基本施策 4 障害児への支援の充実.....	64
施策分野 2 誰もが安心して出産・子育てができる環境をつくる.....	71
基本施策 5 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実.....	71
基本施策 6 地域における子育て支援の充実.....	83
基本施策 7 ひとり親家庭の自立支援/配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止.....	91

施策分野3 社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる.....	102
基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実.....	102
基本施策9 ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にする地域づくりの推進.....	111
第5章 量の見込み、確保方策.....	118
1 保育・教育に関する施設・事業.....	119
2 地域子ども・子育て支援事業.....	125
第6章 計画の推進体制等について.....	157
1 計画の点検・評価.....	157
2 様々な主体による計画の推進.....	158
3 子育て支援に関わる人材の確保・育成の推進.....	158
4 子育て支援に関する情報発信や情報提供の推進.....	158
第7章 参考資料.....	160

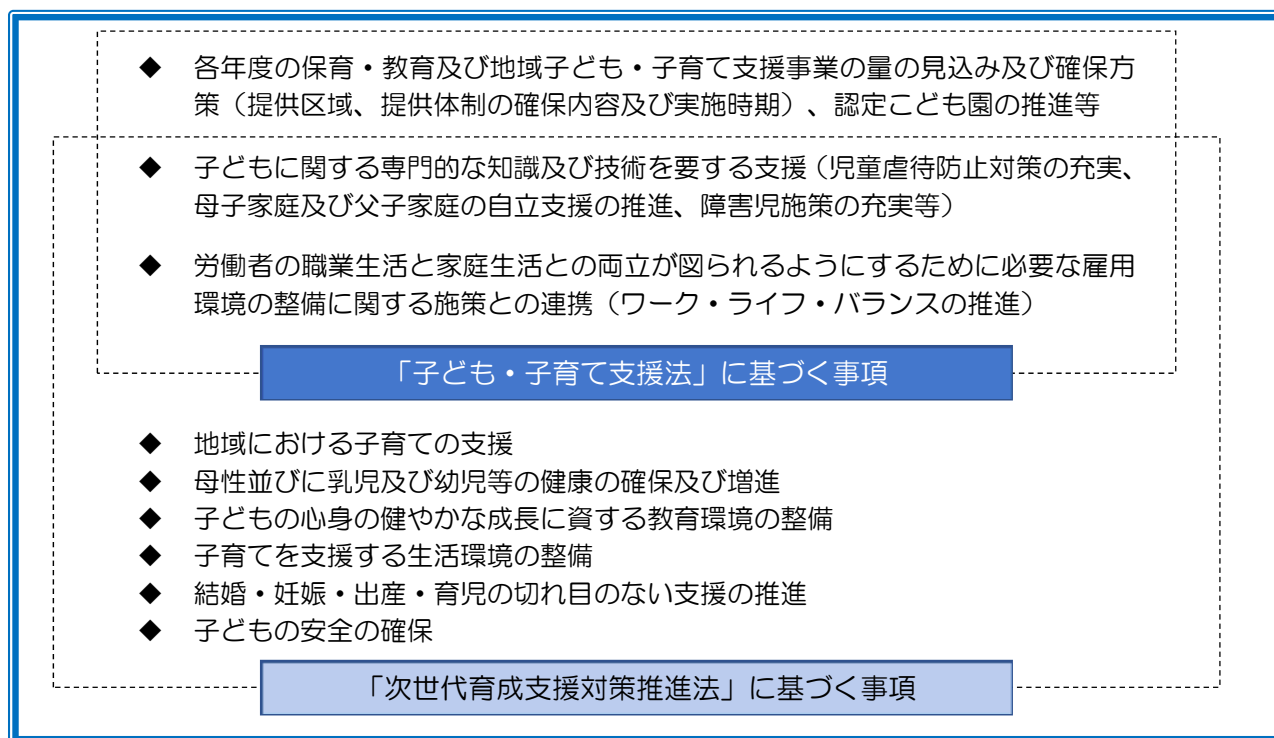


# 第1章 横浜市子ども・子育て支援事業計画について

## 1 計画の趣旨・位置付け

子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画として、本市の子ども・青少年施策に関する基本理念や各施策の目標・方向性などを定め、乳幼児期の保育・教育の充実や地域における子育て支援、母子の健康の増進、若者の自立支援、児童虐待防止対策の充実など、生まれる前から青少年期までの切れ目のない総合的な支援を推進します。

<本計画への記載事項>



## 2 計画の期間

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

## 3 計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね20歳までの子ども・青少年とその家庭とします。ただし、若者の自立支援については39歳までを対象にするなど、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行うこととします。



＜本計画の根拠となる法の基本理念＞

◆子ども・子育て支援法◆

（基本理念）

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

◆次世代育成支援対策推進法◆

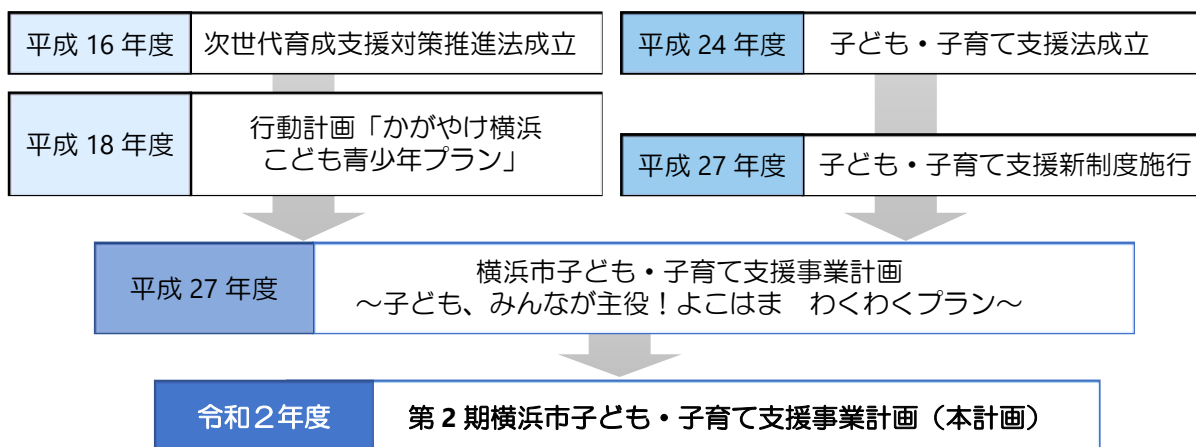
（基本理念）

第3条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならない。

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。

＜関連法制度の変遷と本市における関連計画の策定経過＞



## 4 本市における他計画との関係

横浜市基本構想（長期ビジョン）や横浜市中期4か年計画をはじめ、子ども・青少年施策に関連する各分野の計画と連携・整合を図りながら、子ども・青少年や子育て家庭への支援を総合的に推進します。

<関連する主なビジョン・計画>



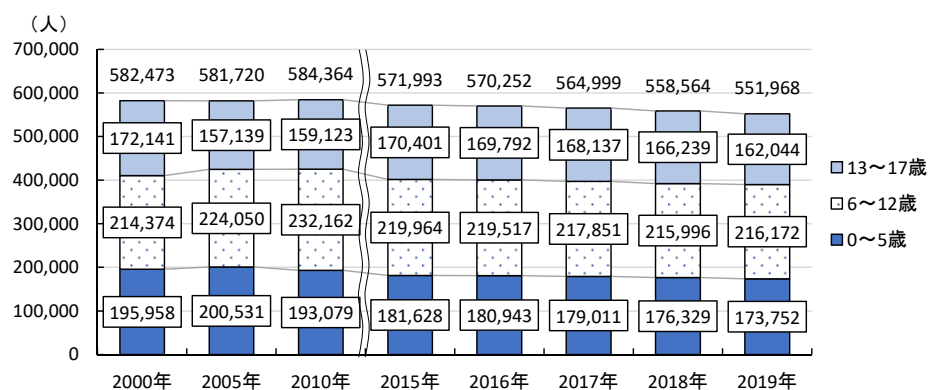
## 第2章 子ども・青少年や子育てを取り巻く状況

### 1 人口や少子化の状況

#### (1) 出生数、合計特殊出生率の推移

○ 本市の18歳未満の人口は、2019（平成31）年時点で約55万人となっています。20年前の2000（平成12）年と比較すると約3万人減少しており、そのうち0～5歳人口の減少が約2万人となっています。

図表 2-1 子ども（0～17歳）の人口推移

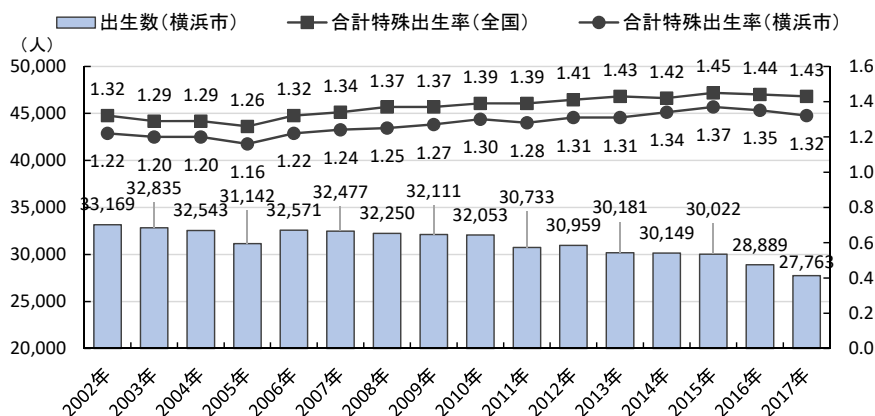


（出典）横浜市（各年1月1日時点）

○ 本市の出生数は減少傾向にあります。2016（平成28）年には3万人を割り、2017（平成29）年時点で約2.8万人となっています。2002（平成14）年の約3.3万人と比較すると、15年間で約16%減少しています。

○ 本市の合計特殊出生率は2005（平成17）年以降上昇傾向に転じ、2015（平成27）年には1.37となりましたが、その後低下し、2017（平成29）年時点で1.32となっています。また、全国の合計特殊出生率と比較すると、低い水準で推移しています。

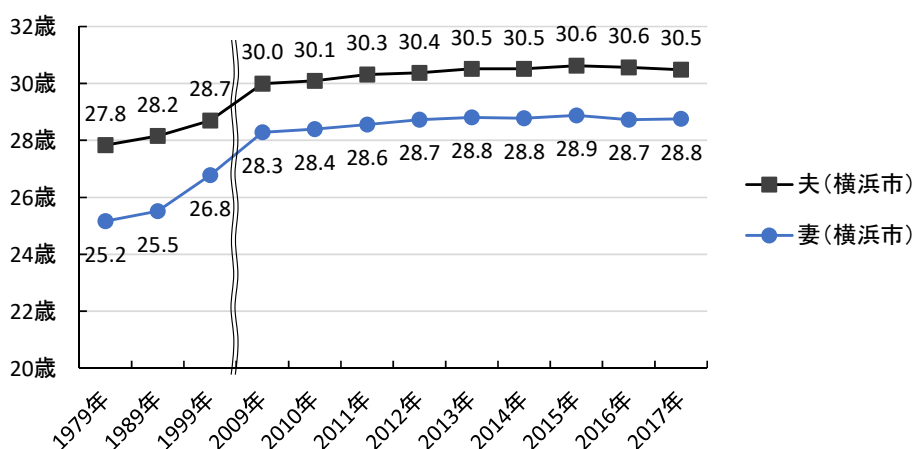
図表 2-2 合計特殊出生率と出生数の推移



（出典）厚生労働省人口動態統計

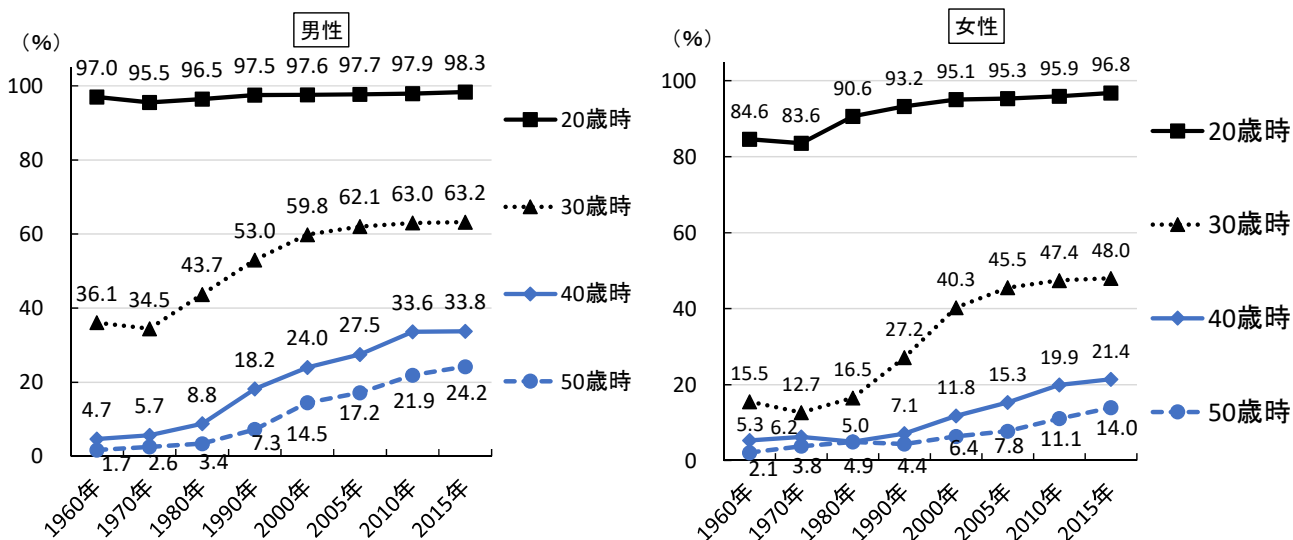
- 本市の平均初婚年齢は、夫・妻ともに過去 40 年間で 3 歳程度上昇し、2017（平成 29）年時点で夫 30.5 歳、妻 28.8 歳となっており、晩婚化が進んでいます。
- また、本市の未婚割合は、男女とも、いずれの年齢時においても上昇傾向にあります。2015（平成 27）年における 40 歳時での未婚割合は、男性 33.8%、女性 21.4%となっています。また、50 歳時の未婚割合は男性 24.2%、女性 14.0%となっており、未婚化が進んでいます。
- 結婚や出産は個人の決定に基づくものですが、少子化は、地域や社会の担い手の減少、現役世代の負担増加などに加え、子ども数の減少による、特に異年齢の子ども同士の交流の機会の減少、過保護化などにより、子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響も指摘されています。

図表 2-3 平均初婚年齢の推移



(出典) 横浜市保健統計年報

図表 2-4 未婚割合(※)の推移



※各年齢時の未婚割合は、5 歳階級ごとの未婚率の平均値によって算出されている。例えば、20 歳時の未婚割合は、15～19 歳未婚割合と、20～24 歳未婚割合の平均値となっている。

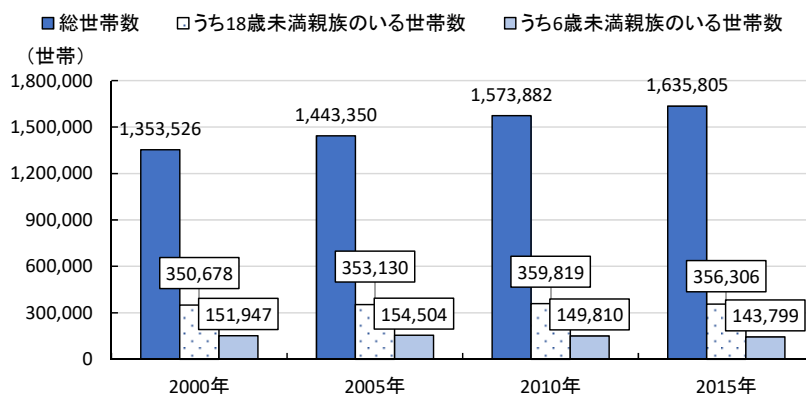
(出典) 国勢調査

## 2 家庭の状況

### (1) 世帯状況の変化

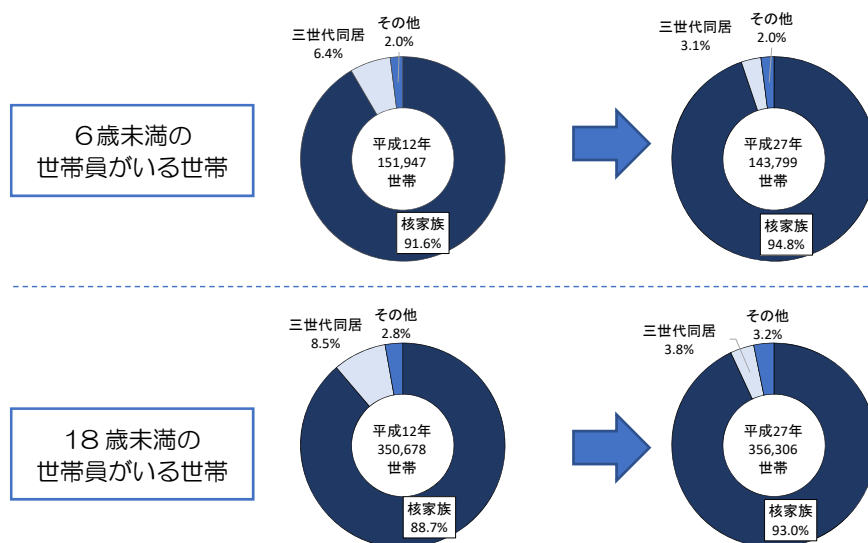
- 本市の総世帯数は、2000（平成12）年の約135万世帯から増加を続け、2015（平成27）年時点で約164万人となっています。一方で、子どもがいる世帯は減少しており、6歳未満親族のいる世帯数は、2000（平成12）年に15.2万世帯（11.2%）だったところ、2015（平成27）年には約14.4万世帯（8.8%）となっています。
- また、三世代同居世帯の減少や核家族化などによって、家族の規模が小さくなっています。2015（平成27）年時点で、6歳未満の世帯員がいる世帯の約95%が核家族となっています。
- このような世帯状況の変化のなか、子どもの世話をしたことがないまま、育児を行うことになる人が多く、加えて、近くに両親がいないなど祖父母世代の協力を得られず、不安や負担を感じている子育て家庭の存在もあります。

図表 2-5 世帯数の推移



（出典）国勢調査

図表 2-6 子どものいる世帯の世帯類型の変化（核家族化）

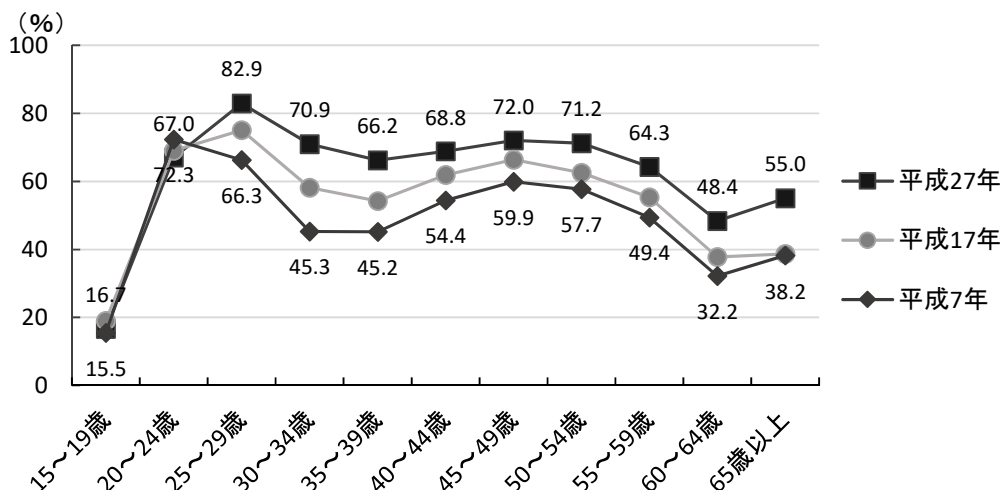


（出典）国勢調査

(2) 就労状況の変化（共働き家庭の増加）

○ 本市の女性の年齢階級別の労働力率は、出産や子育て期に当たる30代前後で労働力率が低下する、いわゆる「M字型カーブ」の谷間が形成されていますが、そのM字型の底は過去20年間で浅くなっています。30～34歳の女性の労働力率は、平成7（1995）年には45.3%でしたが、平成27（2015）年には70.9%となっており、20年間で約25ポイント上昇しています。

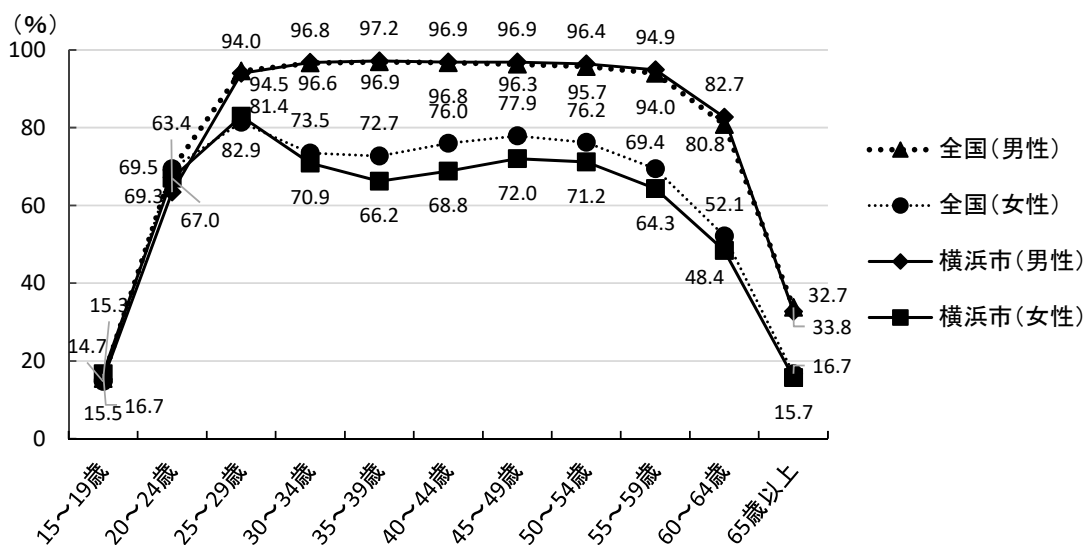
図表 2-7 本市の年齢別の女性の労働力率（推移）



（出典）国勢調査

○ 平成27（2015）年の本市の女性の労働力率と、全国の女性の労働力率とを比較すると、35～39歳で6.5ポイント、40～44歳で7.2ポイント、本市が低い水準にあります。

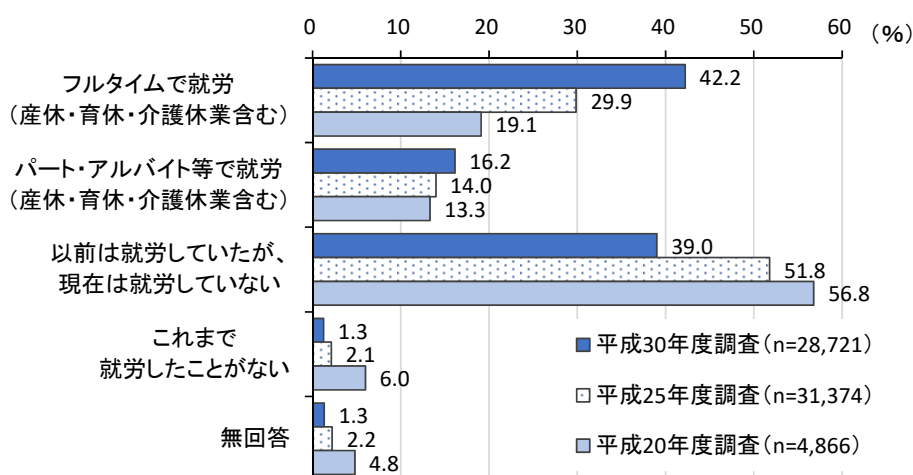
図表 2-8 年齢別の労働力率（男女比較と全国・本市比較）



（出典）国勢調査

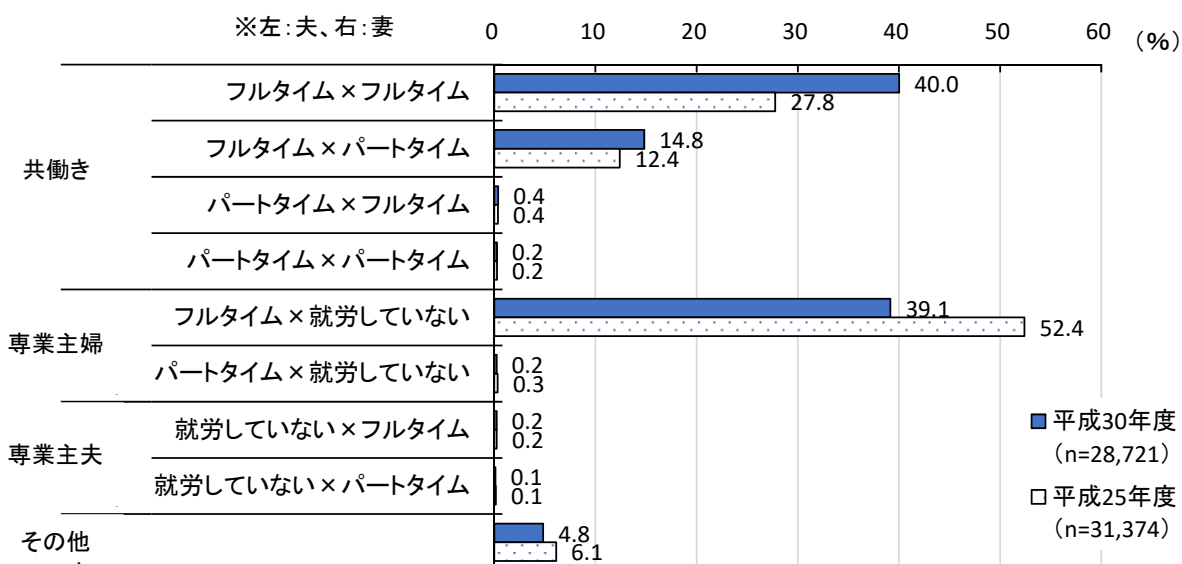
- 「横浜市子ども・子育て支援事業計画策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」（以下、「ニーズ調査」という）によると、母親の現在の就労状況について、フルタイムで就労している母親の割合やパート・アルバイト等で就労している母親の割合が上昇傾向にあり、「以前は就労していたが、現在は就労していない」「これまで就労したことがない」母親が減少傾向にあります。
- 世帯の就労状況については、夫・妻ともにフルタイムで就労している共働き世帯の割合が上昇傾向にあり平成30（2018）年度のニーズ調査では、40.0%を占めています。一方で、専業主婦の世帯は減少傾向にあります。

図表 2-9 母親の就労状況の推移



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（未就学児）

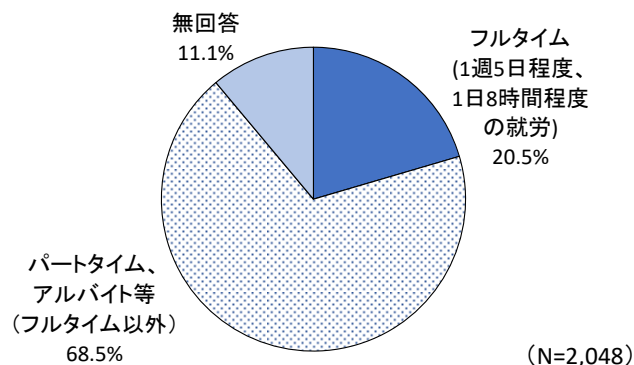
図表 2-10 世帯の就労状況の推移



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（未就学児）

- また、現在未就労の母親については、「子育てや家事に専念したい（就労の予定はない）」と回答した割合は 19.0%、就労したいと回答した割合は 73.5%となっています。
- 現在未就労の母親が希望する就労形態は、「フルタイム（1週5日程度、1日8時間程度の就労）」が 20.5%、「パートタイム、アルバイト等（フルタイム以外）」が 68.5%となっており、フルタイムに限らず多様な働き方に対するニーズがあります。

図表 2-11 現在未就労の母親が希望する就労形態



(出典)横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査(平成 30 年度、未就学児)

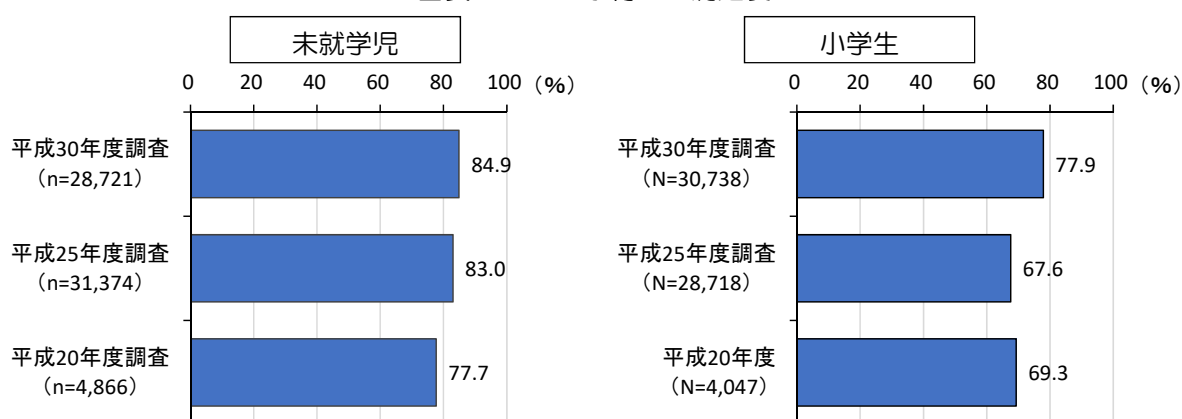
- 働き方改革が進められる中、テレワークやフレックスタイム制、ワークシェアリングなど柔軟で多様な働き方が推進されています。また、企業主導型保育事業を活用した保育施設や託児所付きオフィスを設ける企業の取組も増えるなど、子育て世帯の希望を踏まえた、仕事と子育ての両立に向けた様々な働き方に対応した取組も見られます。
- 以上のように、フルタイムかパート・アルバイトという就業形態に加え、働く場所や時間の多様な働き方など、様々な働き方のニーズに対応できるよう、保育基盤や子育て支援の充実と併せて、企業や地域など社会のあらゆる担い手がそれぞれの役割を果たし、安心して子育てができる社会環境を作っていくことが求められています。



## (3) 子育ての不安感・負担感

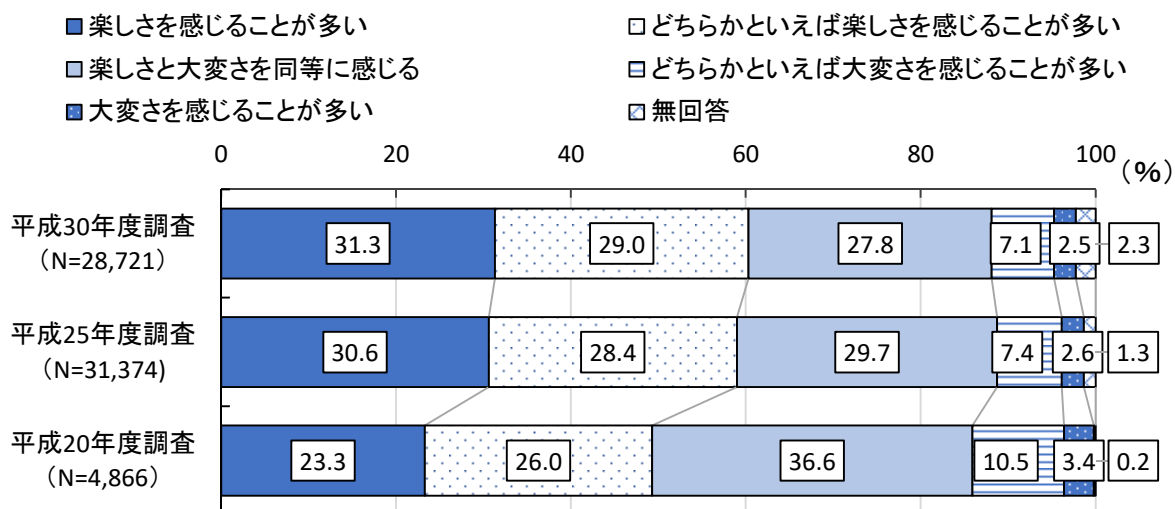
○ ニーズ調査によると、子育ての満足度は過去 10 年間で上昇傾向にあります。平成 30（2018）年度調査では、未就学児のいる世帯では 84.9%が、小学生のいる世帯では 77.9%が、子どもを育てている現在の生活に満足していると回答しています。また、子育ての「楽しさを感じることが多い」と「どちらかといえば楽しさを感じるが多い」を合わせた人が増加傾向にあり、平成 30（2018）年度時点では約 6 割となっています。

図表 2-12 子育ての満足度



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査

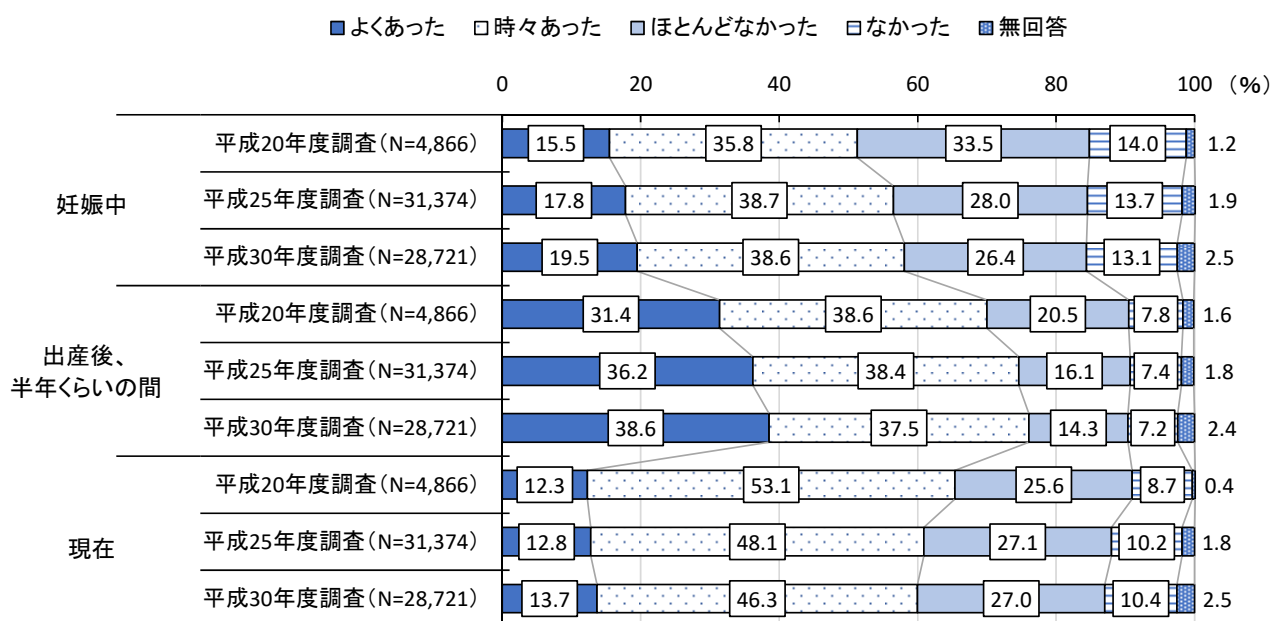
図表 2-13 子育ての楽しさと大変さ



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（未就学児）

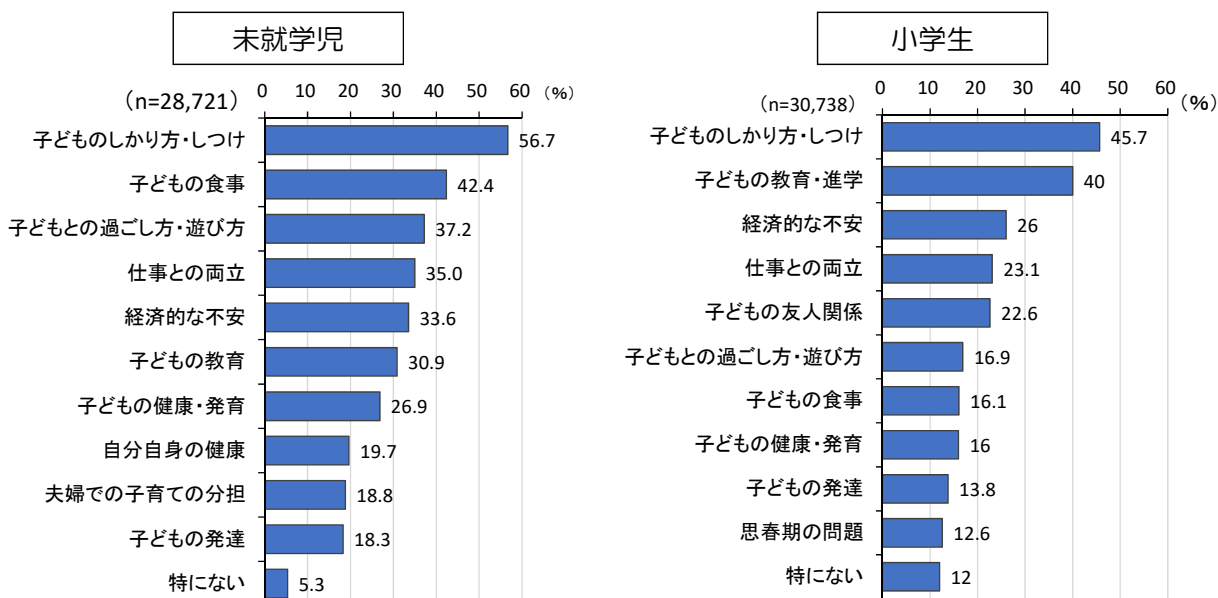
- 一方、「大変さを感じることが多い」と「どちらかといえば大変さを感じるが多い」を合わせた割合は、約1割となっています。さらに、同調査では、特に、「妊娠中」や「出産後、半年くらいの間」において、「子育てに不安を感じたり、自信を持てなくなったりしたこと」がある人の割合が増えています。
- 加えて、子育てに関して何らかの悩みを持っている方が9割程度であり、子どもの年齢に応じて感じる悩みや困りごととも様々となっています。

図表 2-14 子育てに不安を感じたり、自信を持てなくなったりしたこと



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（未就学児）

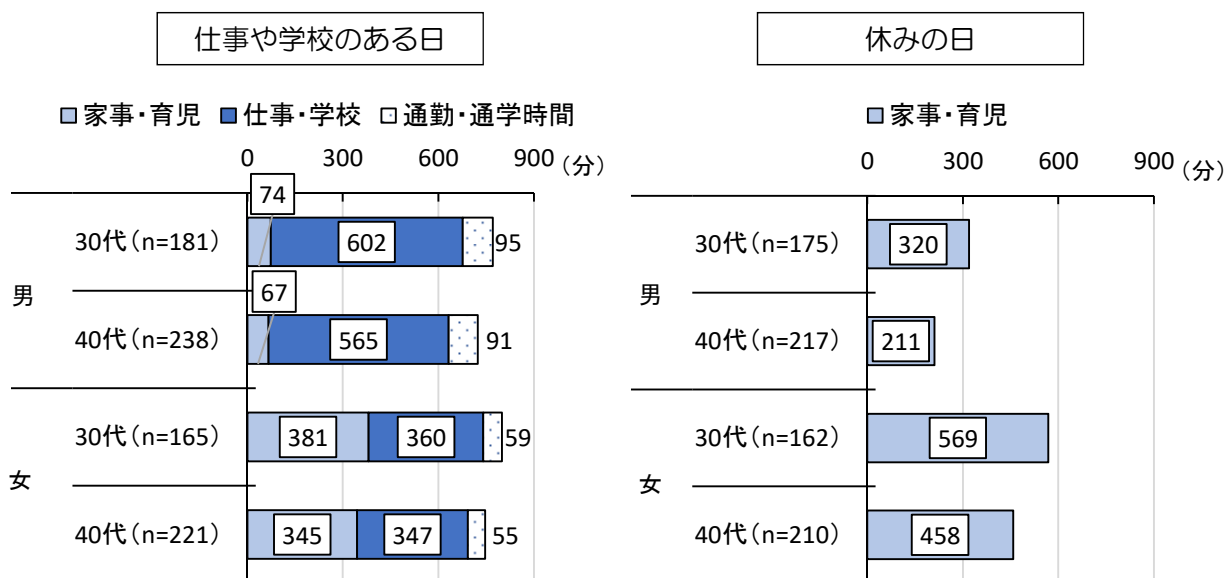
図表 2-15 子育ての悩みや困りごと【上位10位、複数回答】



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（平成30年度）

○ 女性の就労により共働き家庭は増加していますが、男性の家事・育児時間に費やす時間は、女性と比較して短くなっています。仕事や学校のある日は、「家事・育児」に費やす時間が、男性よりも女性が約5倍多くなっています。また、休みの日においても、男性よりも女性が約2倍多くなっています。これらを踏まえると、共働きの子育て世帯においても、母親に負担が多くかかっている状況が推察されます。

図表 2-16 生活の中で各活動に費やしている時間



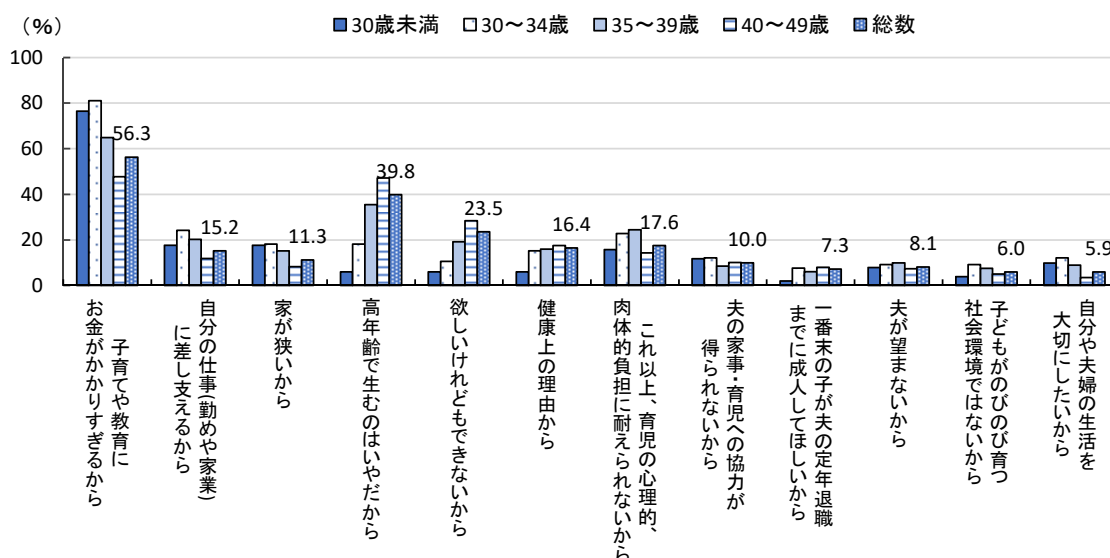
(出典) 横浜市男女共同参画に関する市民意識調査 (平成 30 年度)

○ 子育てに関する不安や負担を軽減し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援が求められています。

出産に対する意識

国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」（平成27年度）によると、理想の子ども数を持たない理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と回答した人の割合は56.3%、「高年齢で生むのはいやだから」と回答した人の割合が39.8%、「欲しいけれどもできないから」と回答した人の割合が23.5%、「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」と回答した人の割合が17.6%を占めています。経済的な障壁、高年齢出産、育児の身体的・心理的負担等により理想の子ども数を持たない状況がうかがえます。

図表 2-17 妻の年齢別にみた理想の子ども数を持たない理由

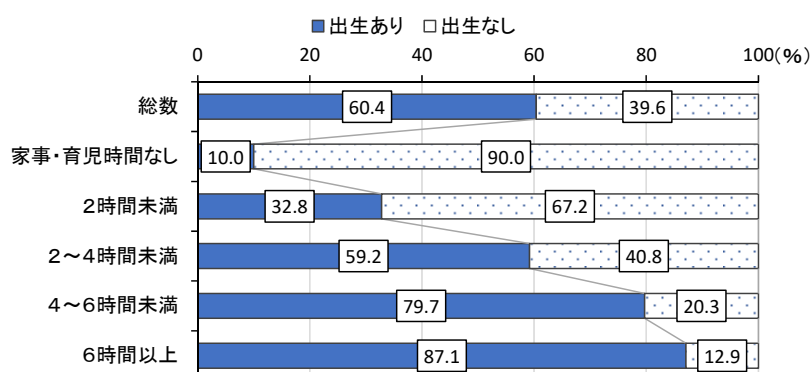


※棒グラフ上の数値は総数にのみ掲載

(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」（平成27年度）

また、構成労働省「第14回21世紀成年者縦断調査（平成14年成年者）」（平成27年度）によると、夫の休日の家事・育児時間と、第2子以降の出生状況には正の関係性が見られます。

図表 2-18 夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生の状況



(出典) 厚生労働省「第14回21世紀成年者縦断調査（平成14年成年者）」（平成27年度）

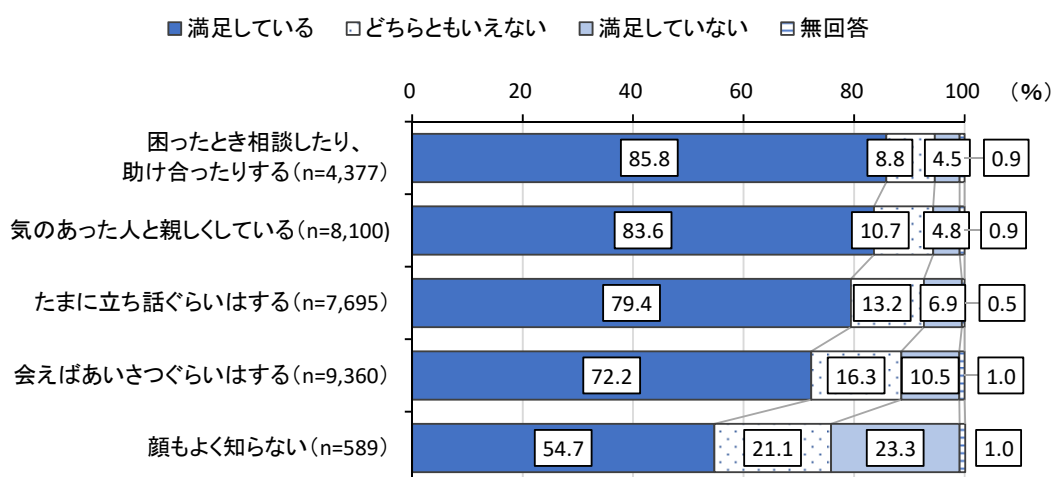
出産や子育ては個人の選択であることを前提としながら、希望する人が子どもを出産・育児できるよう、経済的な支援の充実に加えて、出産・育児に対する不安感や負担感の軽減、ワーク・ライフ・バランスの推進など、多様な観点から、安心して出産・子育てができる環境づくりを進める必要があります。

### 3 地域・社会の状況

#### (1) 地域のつながりの希薄化

- 「横浜市民意識調査」によると、隣近所との付き合い方として、「一緒に買い物に行ったり、気のあった人と親しくしている」、「困ったとき、相談したり助け合ったりする」といった比較的親密な付き合い方をしている人の割合は1975（昭和50）年には3割を超えていましたが、2018（平成30）年には10%を下回る結果となっています。また、隣近所との付き合い方に対する考え方について、「互いに干渉しあわず、さばさばしていて暮らしやすい」と感じる人が73.6%となっており、1980（昭和55）年から23.2ポイント増加しています。
- 平成27（2015）年度の「横浜市民意識調査」では、自分にできることで地域や社会に役立つ活動をしてみたいと回答した人（「してみたい」及び「してみたいが今はできない」の合計）は約6割となっています。また、平成26（2014）年度の同調査では「子どもの見守りや子育て中の人への支援」については、住民自身が取り組むべき地域の課題として上位に挙がっています。
- 本市では、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）数が増加傾向にあり、平成30（2018）年度末時点では1,526の認証法人が設立されています。その内「子どもの健全育成を図る活動」を実施している団体は、全体の約4割強となっており、子ども・子育てに関連する活動への関心の高さが伺えます。
- ニーズ調査では、近所の人との付き合い方として比較的親密な付き合い方をしているの方が子育ての満足度が高いという結果がでており、安心した子育て環境をつくる上でも、地域のつながりづくりは重要な視点となっています。

図表 2-19 近所の人との付き合い方別の子育ての満足度



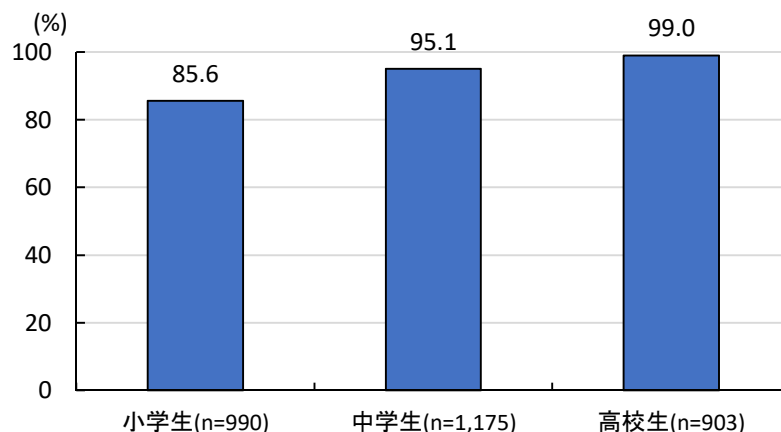
(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（平成30年度、小学生）

- 地域のつながりづくりを進めていくためには、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域子育て支援拠点などをはじめ、自治会・町内会などの地縁組織、子育て支援に取り組むNPO法人などを含めた、多様な地域資源との連携が重要になります。

## (2) 情報化社会の進展

○ 内閣府の「青少年のインターネット利用環境実態調査」（平成 30（2018）年度）によれば、インターネットを利用している割合は、小学生で 85.6%、中学生で 95.1%、高校生で 99.0%と、年齢が上がるほどインターネットを利用している子ども・青少年の割合が多くなっています。そのうち、スマートフォンを使ってインターネットを利用している割合は、小学生では 40.7%、中学生では 65.8%となり、高校生では 94.3%となっています。

図表 2-20 子どものインターネットの利用割合



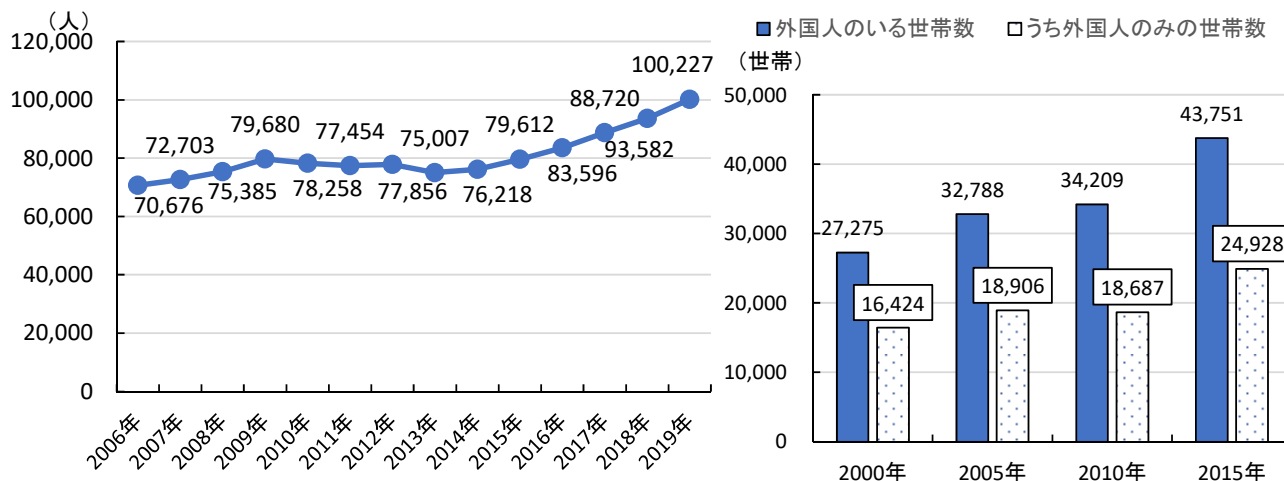
（出典）内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」（平成 30 年度）

- インターネットの危険性について説明を受けたり学んだりしたことがあると回答した割合は、小学生は 77.2%、中学生は 92.9%、高校生は 95.8%となっています。
- また、0～9 歳の子どもを持つ保護者の回答によると、子どものインターネット利用割合は 56.9%であり、平均利用時間は 88 分、1 日に 2 時間以上と回答した割合は、24.7%となっています。
- 子どもたちにとっても、情報化社会の進展は、コミュニケーションの方法や対象の範囲を広げるとともに、学習や情報収集などの面でも有効であり、教育をはじめとする様々な分野で生かされてきています。一方で、インターネット利用の早期化と合わせ、SNSなどによるトラブル、オンラインゲーム・動画視聴等の長時間の利用による生活習慣の乱れやネット依存、有害な情報サイトへのアクセスによる犯罪被害など、様々な問題も指摘されており、児童の健全育成に向け、情報モラル・マナーを向上させることが求められます。

## (3) 国際化の状況と多文化共生

- 本市における外国人人口は増加傾向にあり、2019（平成 31）年には 10 万人を超えました。また、2015（平成 27）年の国勢調査では外国人のみの世帯数は約 2 万 5 千世帯となっています。

図表 2-21 外国人人口と世帯数



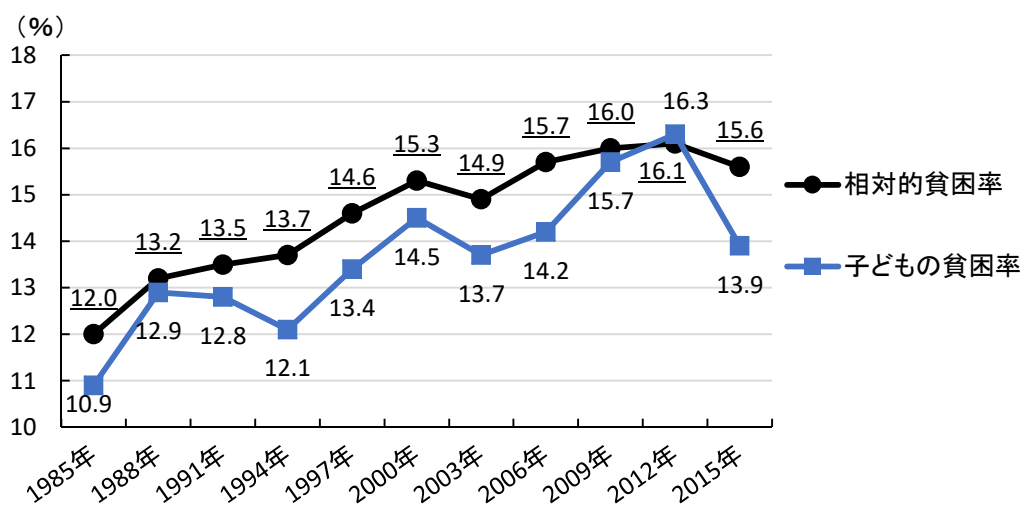
(出典) 横浜市、国勢調査

- 平成 30（2018）年の出入国管理法の改正により新たな在留資格が設けられ、外国人材の更なる受入が推進される中、今後も外国人人口が増加することが見込まれます。言語・コミュニケーションや生活習慣・文化の問題はもちろんのこと、福祉、保健、医療、教育など様々な分野での対応を進める必要があり、子ども・子育て支援を推進する上でも多文化共生の視点が重要となっています。

## (4) 困難を抱える子ども・青少年の状況

- 本来、家庭や地域で見守られながら健やかに成長し、自立していく子ども・青少年が、成長の過程でのいじめ、不登校、虐待、自傷行為、自殺企図等、さらには若年層でのひきこもり、無業状態等により、深刻な状況にあるということも少なくありません。
- 近年、子どもの貧困率の問題も指摘されており、子ども・青少年の育ちに関する影響が懸念されるとともに、就学・進学、就職の際に困難な状況に陥る状況も見られます。
- こうした子ども・青少年の養育環境における課題の背景には、経済的困窮、多様な家族形態、障害・疾病、社会的孤立など様々な状況があり、それぞれが複雑に絡み合っている場合があります。また、親の抱える課題が一因となり、幼少期からの機会・選択肢の不平等や子どもの養育環境に格差が生まれ、それがさらに成人後の経済的困窮につながっていくなど、困難状況が親から子へ引き継がれる「世代間連鎖」が存在することも示唆されています。
- 直接的な経済的困窮対策だけでなく、子どもが抱えるこれらの困難についても、世代間連鎖を断つという視点での支援が必要となるとともに、複合的な課題を抱えるケースが見られる中では、支援者同士が連携・情報共有しながら、切れ目のない重層的な支援を進めていくことが求められます。

図表 2-22 貧困率の推移



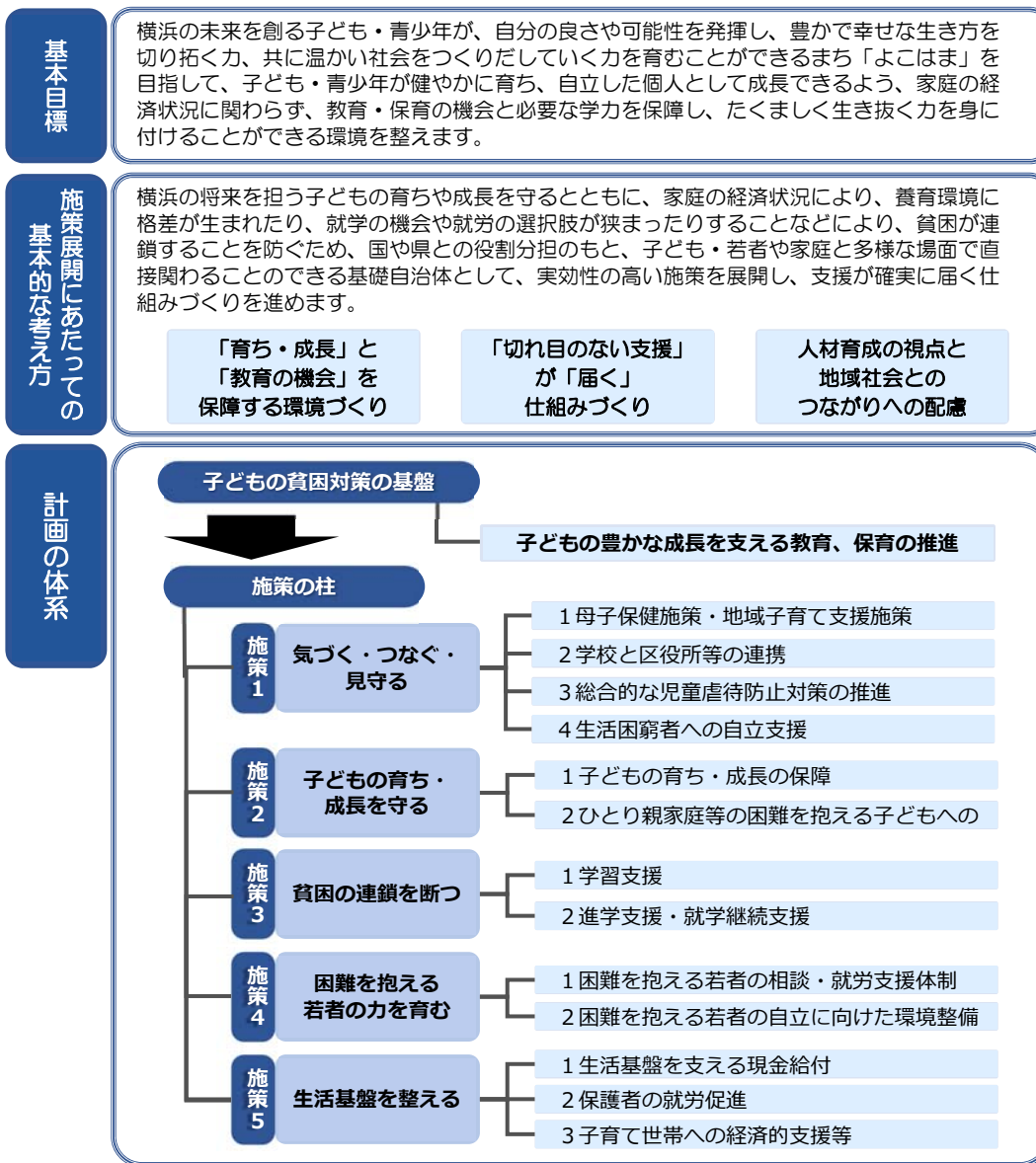
(出典) 厚生労働省



## 本市における子どもの貧困対策について

- 国では、平成 26（2014）年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、平成 26（2014）年 8 月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しました。大綱は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を推進することを目指しています。
- 本市では、国が策定した大綱を踏まえ、横浜の将来を担う子どもの育ちや成長を守るとともに、家庭の経済状況によって養育環境に格差が生まれ、就学の機会や就労の選択肢が狭まったりすること等で貧困が連鎖することを防ぐために、実効性の高い施策を展開すること、また、支援が確実に届く仕組みをつくることを目的として、子どもの貧困対策に関する基本目標や基本的な考え方などを盛り込んだ「横浜市子どもの貧困対策に関する計画（平成 28（2016）年度～令和 2（2020）年度）」を策定し、総合的な対策に取り組んでいます。

### <横浜市子どもの貧困対策に関する計画 概要>



## 4 第1期計画の振り返り

第1期計画（平成27（2015）年度～令和元（2019）年度）の進捗状況については、毎年度、横浜市子ども・子育て会議において点検・評価を行っています。平成30（2018）年度までの4か年における、各基本施策の主な取組状況は以下のとおりです。

※ 第1期計画の毎年度の点検・評価結果（各基本施策の指標や主な事業・取組の進捗状況）は、こども青少年局ホームページに掲載しています。

### 基本施策1 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

#### 【これまでの主な取組】

- 増加する保育ニーズに対応するため、既存資源の活用や保育所等の整備などを進め、平成27(2015)年度から4か年で11,500人を超える受入枠を拡大しました。平成31（2019）年4月の保育所等利用申請者数は過去最大の69,708人、待機児童数は46人となりました。
- 一人ひとりのニーズを丁寧に聞き取り、多くの方が適切な保育サービスを利用できるよう、各区の状況に応じて保育・教育コンシェルジュの増員を図るなど、相談支援体制を充実させました。
- 経験年数7年以上の全ての保育等の処遇改善に向けた本市独自助成の実施や、保育士の宿舎借上げ経費の助成額・対象期間の拡充、就職面接会の実施、保育所等の利用調整における保育士の子の優先的取扱いの開始など、保育・幼児教育を担う人材の確保に向けた取組を推進しました。
- 幼児教育・保育の質の向上を目指し、職員に向けた各種研修の実施に加え、各園の園内研修・研究を推進するため、園内研修リーダーの育成や、新設の保育所等を対象としたサポーターの派遣事業に取り組みました。また、小学校への円滑な接続に向け、横浜版接続期カリキュラム改訂版を発行するとともに、接続期カリキュラムに基づく研修など、幼保小連携の促進に取り組みました。
- 保育ニーズの多様化などに対応するため、幼稚園・保育所等での一時保育や休日保育、病児保育、24時間型緊急一時保育事業などに取り組みました。

#### 【今後の取組の方向性】

- 保育・幼児教育の質の維持・向上に取り組むとともに、待機児童の解消に向けた受入枠の拡大などによる保育・幼児教育の場の確保や保育・幼児教育を担う人材の確保を推進します。
- 病児保育事業の拡充など、多様な保育ニーズへの対応に向け、実施施設の確保や運営の改善など更なる充実に取り組めます。

### 基本施策2 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

#### 【これまでの主な取組】

- 留守家庭児童を含めた、全ての子どもたちの小学校における放課後の居場所を確保するため、4か年で184校の放課後キッズクラブを整備し、整備率を86%としました。また、4か年で73か所の放課後児童クラブの分割・移転を支援することで基準適合率を72%としました。
- 青少年関連施設、野外活動センター等における体験活動の提供を行うとともに、プレイパーク活動の

## 第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点

### 1 目指すべき姿

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を發揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

子ども・青少年は、家族にとっても、社会にとっても、大きな可能性を持ったかけがえのない存在であり、未来を創る力です。彼らは、やがて成長し社会を支え、その次の世代を育む側へと移り、さらに次の世代につながっていく。こうした連綿と続く営みにより横浜の未来は創られます。

子ども・青少年の成長と子育てを支援することは、一人ひとりの子ども・青少年や家族の幸せにつながるだけでなく、次代の担い手を育むという意味でも、社会全体で取り組むべき重要な課題の一つです。

横浜で生まれた子どもたちが、地域の関わりの中で豊かに育ち、温かな社会をつくる原動力となるよう、一人ひとりの健やかな育ちが等しく保障され、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

## 2 計画推進のための基本的な視点

「目指すべき姿」の実現に向けて、次の6つを基本的な視点として、施策・事業を組み立て、推進します。

### 1 「子ども・青少年にとって」の視点での支援

子どものより良い育ちを社会全体で支え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう、「子ども・青少年の視点」に立って、施策・事業の推進に取り組みます。

### 2 全ての子ども・青少年の支援

子ども・青少年の健やかな育ちを等しく保障するため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援と、必要となる支援を誰もが受けられる環境を整え、全ての子ども・青少年を支援する視点を持って取り組みます。

### 3 それぞれの成長段階に応じ、育ちの連続性を大切にす一貫した支援

子ども一人ひとりの成長段階に応じた育ちや学びが積み重なるよう、子ども・青少年の成長を長い目でとらえ、子どもの育ちに関わる大人、関係機関、地域が連携しながら、支援の連続性・一貫性を大切にす視点を持って取り組みます。

### 4 子どもの内在する力を引き出す支援

一人ひとりが自分の良さや可能性を見つめ、自己肯定感を高めながら内在する力を自ら発揮することができるよう、その力を引き出していくという子ども・青少年への共感のまなざしと関わりを大切にす視点を持って取り組みます。

### 5 家庭の子育て力を高めるための支援

地域や社会が保護者に寄り添い、妊娠、出産、子育てに対する保護者の不安や負担、孤立感を和らげることを通じて、保護者が子どもと向き合い、子どもの成長の喜びや生きがいを感じることができるよう、家庭の子育て力を高めるための視点を持って取り組みます。

### 6 様々な担い手による社会全体での支援～自助・共助・公助～

「自助・共助・公助（※）」の考え方を大切にしながら、社会におけるあらゆる担い手が、子ども・子育て支援を課題としてとらえ、それぞれの立場で役割を担うとともに、地域や様々な社会資源との連携・協働を図りながら、社会全体での支援を進めていく視点を持って取り組みます。

（※）自助＝自分や家族でできることを行う。自分の力を発揮できるようにする。

共助＝地域や仲間同士で互いに助け合いながら、できることを行う。

公助＝個人や家族・地域等でできない支援を公的機関が行う。

## 「子ども・子育て支援の意義」及び「児童福祉法の基本理念」について

子ども・子育て支援法に基づき内閣総理大臣が定める基本指針の中で、子ども・子育て支援の意義については、次のように示されています。

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。

また、平成28（2016）年の児童福祉法の改正により、児童が権利の主体であることなどが理念として明確化され、改正法の中で次のように示されています。

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

本市においても、子ども・子育て支援法に基づく基本指針における子ども・子育て支援の意義や児童福祉法の基本理念を踏まえながら、本計画を策定し、施策・事業を展開していきます。



## SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

- SDGs（エス・ディー・ジーズ〈Sustainable Development Goals〉）とは、2015（平成 27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて掲げられた、2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの国際目標です。
- SDGs では「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を統合的に解決し、持続可能な世界を実現するため、17 の目標と 169 のターゲットが掲げられています。
- 横浜市中期4か年計画 2018～2021 において、計画を推進する基本姿勢として、あらゆる施策においてSDGs を意識して取り組んでいくこととしています。
- SDGs の 17 の目標は、世界の都市に共通した普遍的な課題です。また、「誰一人取り残さない」という考えは、横浜の未来を創る子ども・青少年一人ひとりの健やかな育ちを目指す、横浜市子ども・子育て支援事業計画の目指すべき姿にも当てはまるものです。
- そのため、子ども・青少年施策を推進するにあたってはSDGs を意識して取り組み、地域や企業、関係団体など、社会における様々な担い手と連携しながら、子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 17 GOALS TO TRANSFORM OUR WORLD



本計画の基本施策とSDGsの関係（主に貢献する目標）

<p><b>基本施策1</b> 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援</p> <p>1 貧困をなくそう 4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p><b>基本施策6</b> 地域における子育て支援の充実</p> <p>1 貧困をなくそう 4 質の高い教育をみんなに</p>
<p><b>基本施策2</b> 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進</p> <p>1 貧困をなくそう 5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p><b>基本施策7</b> ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止</p> <p>1 貧困をなくそう 3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を実現しよう 8 働きがいも経済成長も 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 16 平和と公正をすべての人に</p>
<p><b>基本施策3</b> 若者の自立支援施策の充実</p> <p>1 貧困をなくそう 4 質の高い教育をみんなに 10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p><b>基本施策8</b> 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実</p> <p>1 貧困をなくそう 3 すべての人に健康と福祉を 10 人や国の不平等をなくそう 16 平和と公正をすべての人に</p>
<p><b>基本施策4</b> 障害児への支援の充実</p> <p>1 貧困をなくそう 3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 8 働きがいも経済成長も 10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p><b>基本施策9</b> ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にできる地域づくりの推進</p> <p>1 貧困をなくそう 3 すべての人に健康と福祉を 5 ジェンダー平等を実現しよう 8 働きがいも経済成長も 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>
<p><b>基本施策5</b> 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実</p> <p>1 貧困をなくそう 3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	

## 第4章 施策体系と事業・取組

### 1 施策分野・基本施策

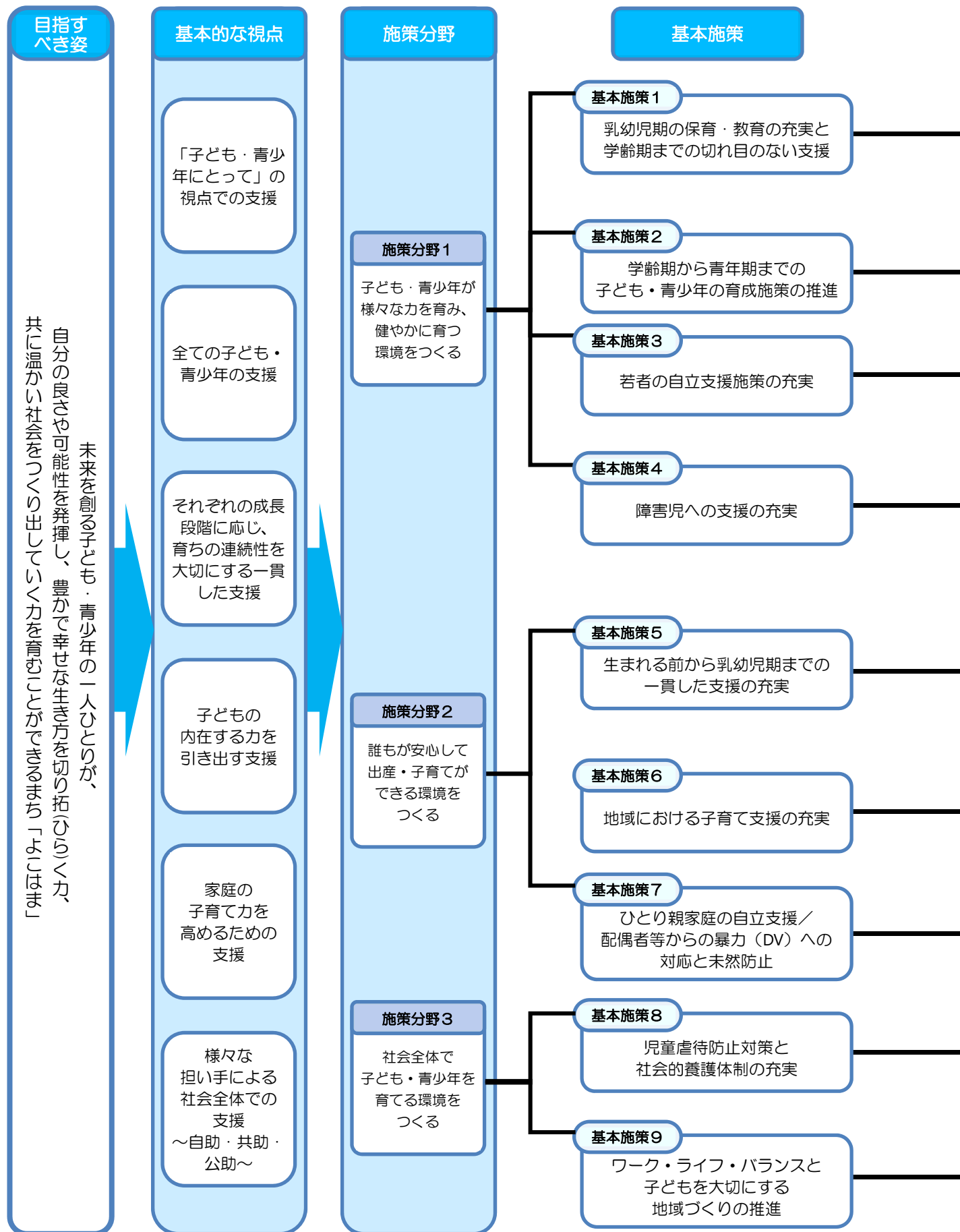
目指すべき姿、基本的な視点を踏まえ、子ども・青少年への支援、子育て家庭への支援、社会全体での支援を進めるため、3つの施策分野と9つの基本施策により、計画を推進します。

<b>施策分野1</b>	<b>子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる (子ども・青少年への支援)</b>
<p>基本施策1 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援</p> <p>基本施策2 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進</p> <p>基本施策3 若者の自立支援施策の充実</p> <p>基本施策4 障害児への支援の充実</p>	
<b>施策分野2</b>	<b>誰もが安心して出産・子育てができる環境をつくる(子育て家庭への支援)</b>
<p>基本施策5 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実</p> <p>基本施策6 地域における子育て支援の充実</p> <p>基本施策7 ひとり親家庭の自立支援/配偶者等からの暴力(DV)への対応と未然防止</p>	
<b>施策分野3</b>	<b>社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる(社会全体での支援)</b>
<p>基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実</p> <p>基本施策9 ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にする地域づくりの推進</p>	





2 施策体系図



目標・方向性

(1) 子どもの豊かな育ちを支える保育・幼児教育の質の確保

(2) 保育所、幼稚園、認定こども園等から小学校への円滑な接続

(3) 保育・幼児教育の場の確保

(4) 保育・幼児教育を担う人材の確保

(5) 多様な「保育・教育」ニーズへの対応と充実

(1) より良い小学生の放課後の居場所づくり

(2) 社会参画の推進に向けた子ども・青少年の成長の基盤づくり

(3) 課題を抱える青少年・若者を早期発見・早期支援につなげる環境づくり

(4) 全ての子ども・青少年の成長を見守り、支える地域社会づくり

(1) 若者自立支援機関などによる支援の充実

(2) 社会全体で見守る環境づくり

(1) 地域療育センターを中心とした支援の充実

(2) 療育と教育の連携等による切れ目のない支援

(3) 学齢障害児に対する支援の充実

(4) 障害児施設の整備と在宅支援機能の強化

(5) 医療的ケア児や重症心身障害児の在宅生活における支援の充実

(6) 障害への理解促進

(1) 妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発や相談支援の充実

(2) 安心・安全な妊娠・出産に向けた産科医療及び小児医療の充実

(3) 妊娠期からの切れ目のない支援の充実

(4) 乳幼児の健やかな育ちのための保健対策の充実

(1) 妊娠期からの支援と親子が集える場や機会の充実

(2) 地域ぐるみで子育てを温かく見守る環境づくり

(3) 地域における子育て支援の質の向上

(4) 一時的に子どもを預けることができる機会の充実

(1) ひとり親家庭への総合的な自立支援と子どもへのサポート

(2) DV被害者や困難を抱える女性とその子どもへの安全・安心の確保・自立支援

(3) DV被害者等の支援に関わる職員の資質向上及び体制の強化、啓発等

(1) 児童虐待対策の総合的な推進

(2) 児童虐待対応における支援策の充実

(3) 社会的養護体制の充実

(4) 児童虐待対応や代替養育に関わる職員等の人材育成と確保

(1) ワーク・ライフ・バランスと多様な働き方が実現できる環境づくり

(2) 子どもを大切にしている社会的な機運の醸成

(3) 安全・安心の地域づくり

## 3 指標一覧

施策分野	基本施策	指標番号	指標	直近の現状値	令和6年度目標
施策分野1	基本施策1	1	保育所等待機児童数	46人 (平成31年4月)	0人
		2	園内研修リーダー育成研修を受講した園の割合(累計)	20.3% (平成30年度)	52%
	基本施策2	3	放課後児童育成事業人材育成研修を受講した事業所の割合(累計)	76% (平成30年度)	100%
		4	青少年関連施設・事業利用者及び体験活動等の延べ参加者数(年)	676,360人 (平成30年度)	692,323人
	基本施策3	5	若者自立支援機関における自立に向けて改善がみられた人数(年)	1,038人 (平成30年度)	1,800人
		6	寄り添い型生活支援事業の利用により生活習慣に改善が見られた子どもの人数(累計)	160人 (平成30年度)	1,830人
	基本施策4	7	地域療育センターの初診待機期間	3.9か月 (平成30年度)	2.6か月
		8	児童発達支援事業の利用者数(地域療育センター含む)(年)	245,283人 (平成30年度)	318,310人
		9	放課後等デイサービスの利用者数(年)	772,894人 (平成30年度)	1,080,000人
施策分野2	基本施策5	10	妊娠届出者に対する面接を行った割合	96.2% (平成30年度)	98.7%
		11	産婦健康診査の受診率	78.7% (平成30年度)	89.0%
	基本施策6	12	地域での子育て支援の場を利用している親子の割合	44.2% (平成30年度)	50% (令和5年度)
	基本施策7	13	支援により就労に至ったひとり親の数(5か年)	460人 (平成30年度)	2,300人
14		ひとり親家庭等自立支援事業の利用者数(年)	4,971人 (平成30年度)	6,000人	
施策分野3	基本施策8	15	虐待死の根絶	0人 (平成30年度)	0人
		16	里親等への新規委託児童数(5か年)	32件 (平成30年度)	170件
	基本施策9	17	よこはまグッドバランス賞認定事業所数(5か年)	139事業所 (平成30年度)	825事業所
		18	男性の育児休業取得率	7.2% (平成29年度)	13%

## 4 各基本施策における現状と課題及び今後の方向性

### ページの見方

#### ①現状と課題

施策ごとに本市を取り巻く状況と課題を示しています。また、現状や課題を踏まえた必要性についても記載しています。

#### ②目標・方向性

現状・課題を踏まえ、計画期間における各施策の目標や方向性を示しています。

#### ③指標

計画期間内における各施策の成果を分かりやすく示すため、

- ・施策を実施した成果等について、客観的数値として把握できるもの
- ・施策の中で重要・象徴的な事業の実績を表すもの

を設定しています。

#### ④主な事業・取組

目標・方向性を踏まえ、計画期間に実施する事業や取組のうち主なものを掲載しています。また、各取組・事業に関連する、現時点で想定している5年間の事業量や直近の現状値などを示しています。

#### 主な事業・取組の見方（例）

各基本施策の主な事業・取組の名称です。  
※複数の施策に該当するものは再掲と表記しています。

事業・取組の概要を記載しています。

#### 保育・幼児教育研修及び研究事業

保育所、幼稚園、認定こども園のほか、認可外保育施設やベビーシッターなども対象として職種や経験別等の研修を実施し、専門性の向上を図ります。また、専門家の指導・助言を受けながら日々の保育実践を通して明らかになった課題について研究に取り組む場を設けます。さらに、実践者と参加者が学び合う公開保育を行います。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
保育所職員等研修参加者数 (各区連携研修含む) (年)	27,369人 (平成30年度)	30,000人

主な取組・事業に関する事業量について、直近の現状値や令和6年度（又は途中年度）の想定値を記載しています。

## 施策分野1

### 子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる

#### 基本施策1 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

##### 現状と課題

##### (1) 子どもの豊かな育ちを支える保育・幼児教育の質の確保

- 人間形成の基礎をつくる重要な時期である乳幼児期には、一人ひとりの発達に応じて、その時期にふさわしい育ちを丁寧に積み重ねていくことが大切です。
- 国においては、平成 29（2017）年3月に乳幼児期の保育・教育の指針となる「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（以下、「3つの指針・要領」という。）を改定（訂）し、保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園のすべてを、幼児教育を行う施設として位置付けました。また、3歳児以上のねらい及び保育内容について整合性を図ることや、小学校以降まで続く育みたい資質・能力、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が共有化されました。
- 多様な保育・幼児教育施設が幼児教育・保育の無償化の対象となることから、全ての施設が3つの指針・要領の改定（訂）の趣旨を踏まえて、質の高い乳幼児期の保育・教育を実践することが求められています。更に、乳幼児期の保育・教育の中で大切にしたい方向性を、全ての保育・幼児教育施設だけでなく家庭や地域とも共有することで、子どもが育つ全ての場が連携し、共に育ちを支えていくことが重要です。
- 認可外保育施設については、幼児教育・保育の無償化の対象となったことを契機として、より一層の質の確保・向上に向けた取組を進めることが重要です。特に認可外の居宅訪問型保育事業については、資格要件が定められるなど、制度の変更がなされているため、新たな制度に対応した質の確保・向上への取組を行うことが必要です。
- また、子どもの食に関する営みを豊かにするためには、保育所等だけで食育を進めるのではなく、保護者や地域の多様な関係者と連携し、協力を得ながら進めていくことが求められています。

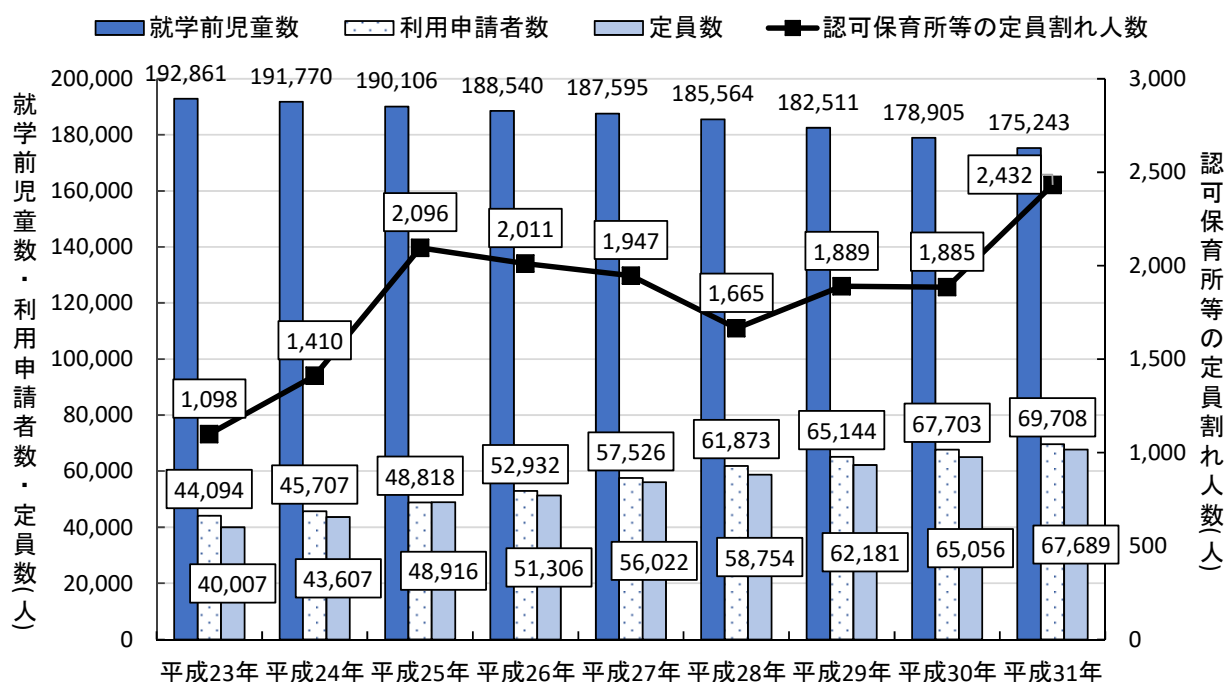
##### (2) 保育所、幼稚園、認定こども園等から小学校への円滑な接続

- 小学校へ入学する際、新しい環境でも、児童が安心して自分の力を発揮できることが大切です。本市では、以前より就学前に培った力が小学校の生活や学びに生かせるように、スタートカリキュラムの実施に先駆的に取り組んできました。平成 29（2017）年の小学校学習指導要領の改訂では、スタートカリキュラムの実施が明確に位置付けられました。
- 小学校以降も、それまでの育ちと学びを踏まえながら、長期的な視点で子どもの成長過程を見通し、連続性・一貫性を保障することが求められています。保護者や地域と「共に育てる意識」を高められるよう、子どもの育ちと学びを支える人的環境を豊かにしていく必要があります。

## (3) 「保育・教育」ニーズの増加と多様化

○ 本市では、就学前児童数は減少傾向にあります。平成31（2019）年4月の保育所等利用申請者は過去最大の69,708人、待機児童数は46人となるなど、あらゆる分野での女性の活躍推進等に伴い、保育所等を利用したいというニーズは高まり続けています。一方で、地域によっては、育児休業取得者の増加や、就学前児童数の減少などにより定員割れが発生しており、ニーズの変化に合わせた取組が必要です。

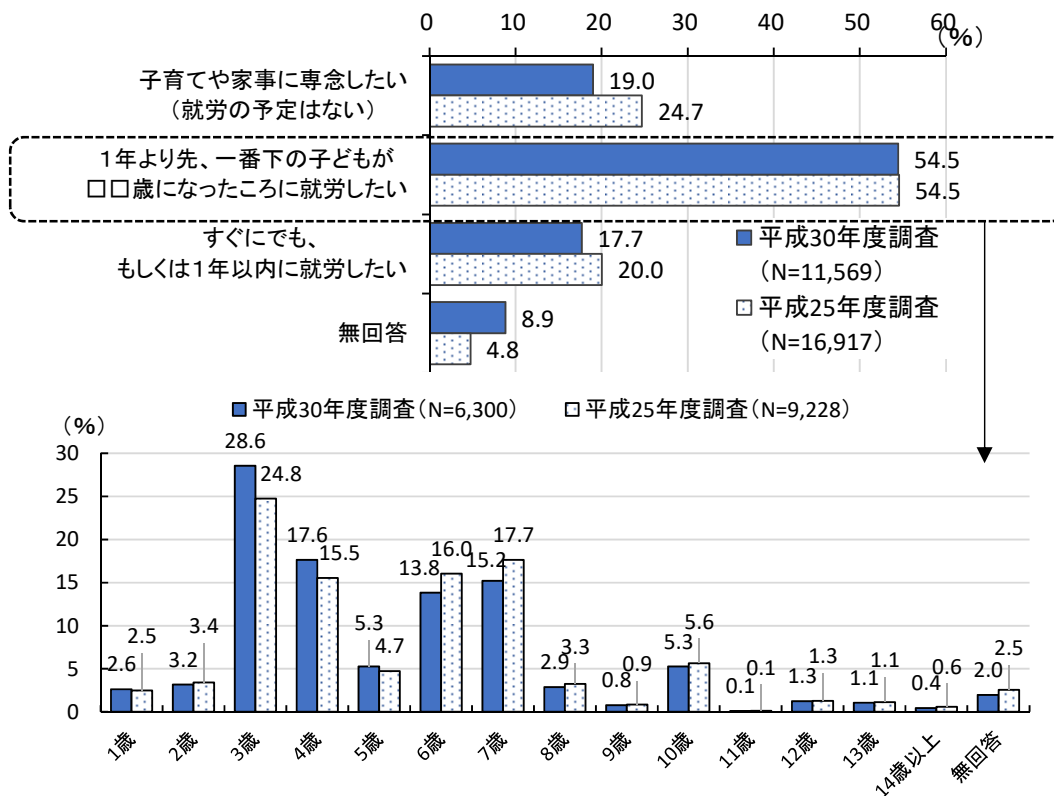
図表 4-1-1 就学前児童数・利用申請者数等の推移



(出典) 横浜市

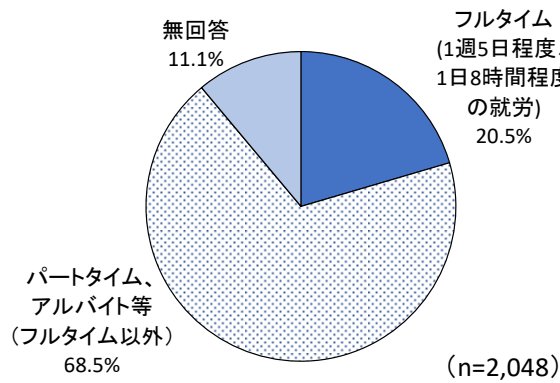
- 幼稚園の通常の時間帯の利用ニーズは低下していますが、「幼稚園の教育を受けさせたい」という保護者のニーズは依然として高いため、幼稚園における長時間の預かり保育や、認定こども園の利用は増加しています。また、保育を必要とする2歳児を対象とした受入れも開始しています。
- 本市では、令和元（2019）年10月に幼児教育・保育の無償化が実施されることを踏まえ、今後の利用希望などのニーズ調査を行った結果、保育ニーズ、教育ニーズについて、その傾向に大きな変化は見られませんでした。しかし、無償化実施後のニーズの推移については慎重に捉えていく必要があります。
- ニーズ調査では、現在就労していないが就労を希望している母親について、「一番下の子どもが3・4歳になったころに就労したい」と考えている割合も多く、希望する就労形態についても、「パートタイム、アルバイト等」など比較的短時間で働きたいという方が多くいる傾向にあります。

現在図表 4-1-2 就労していない母親が就労を希望する時期



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査 (未就学児)

図表 4-1-3 未就労の母親が希望する就労形態



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査 (平成30年度、未就学児)

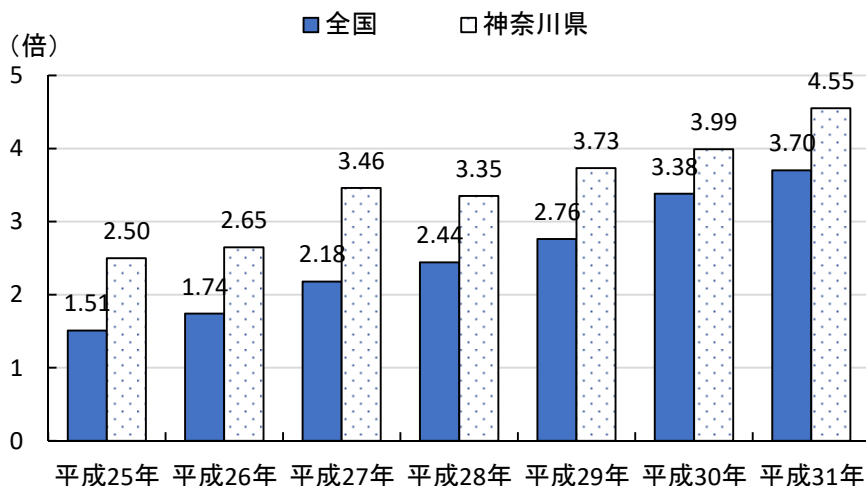
○ 家庭で子育てをしていますが、保護者の病気やけが、育児疲れによるレスパイト (休息、息抜き) など、一時的に子どもを預ける必要が生じる場合がありますが、緊急時に預けられる親族や知人がいない人がニーズ調査では約2割となっています。現状、希望する日に予約が取りづらいとの声も多く、一時預かり施設の拡充が課題となっています。



#### (4) 保育、幼児教育を担う人材の確保

- 保育需要の高まりに対応した保育所、幼稚園、認定こども園等の整備・拡充に伴い、保育士等の保育・幼児教育を担う人材の確保が急務となっています。このため、就職面接会の実施、保育所等の利用調整における保育士の子の優先的取扱いの開始、国及び市独自の処遇改善による給与の増加、宿舍借り上げ支援等により、必要な保育士等の採用、定着に取り組んできました。
- 平成 31（2019）年の保育士の有効求人倍率は、全国平均の 3.70 倍に対して、神奈川県は 4.55 倍と非常に高い傾向にあり、今後も保育士の確保が困難な状況が続くと想定されます。
- 各種調査から、転職者の 7 割が市内保育所へ転職しているものの定着が課題となっている実態や、保育士の確保が困難なため定員割れとなっている園が年々増加していることが分かっています。また、保育士意識調査の結果や、保育士確保に関する助言を行う本市派遣コンサルタント等の声から、コミュニケーション不足による人間関係の悪化等が離職を招くなど、職場環境が勤務継続のポイントになっていることが認められます。これらのことから、長く働き続けられる職場環境を整えることが求められています。
- 保育実習をした園に就職する学生が一定数いるなど、実習での経験が進路選択に影響を与えていることから、実習時等の受入側の環境づくりが求められています。

図表 4-1-4 保育士の有効求人倍率



(出典) 厚生労働省「一般職業紹介状況」(各年1月現在)

#### (5) 個別的な配慮が必要な子どもとその家庭への支援

- 障害のある子どもや医療的ケアを日常的に必要とする子どもなど、個別的な配慮を必要とする子どもが、その子の特性や発達に応じて保育・教育を受けられる環境を整えるとともに、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行う必要があります。
- 特に、医療的ケアを日常的に必要とする子どもについては、一人ひとり医療的ケアの内容や頻度が大

大きく異なることへの配慮も必要になります。

- こうした子どもたちへの支援に当たっては、子どもの育ちの連続性を大切にしながら、家庭や地域、保育・幼児教育施設、関係機関（療育センター・小学校等）が連携し、連続性・一貫性を持って支援を継続していくことが求められています。
- また、例えば、子どもに対して保護者の不適切な養育が疑われる場合、保育所、幼稚園、認定こども園等は自治体や関係機関と連携し、適切な対応を図っていく必要があります。児童虐待防止など社会的養護の観点からも、保育所をはじめとした施設の果たす役割が大きくなっています。
- 入所児童数が増加していることにより、食物アレルギーのある子どもも増え、85%以上の保育所等でアレルギーへの対応が必要になっています。アレルギー対応は、全職員を含めた関係者の共通理解のもとで組織的に対応することが基本です。そのため、施設内外の研修に定期的に参加し、個々の知識と技術を高めることが求められています。

## 目標・方向性

## (1) 子どもの豊かな育ちを支える保育・幼児教育の質の確保

- 「子どもにとって」、「子ども・青少年の成長を長い目でとらえる」という本市の理念に基づき、一人ひとりの子どもが自分の良さや可能性を大切に、自らの豊かで幸せな生き方を切り拓く力や他者を思いやる心を育むことができるよう、保育・幼児教育に関する施策を推進します。
- 市内全ての保育・教育施設を対象として、経験年数別の研修や専門分野別の研修・研究を実施します。また、全ての施設で職員が学び合い、質の向上やより良い職場環境をつくることができるよう、園内研修・研究を推進します。さらに、保育の振返りや子どもの育ちに関する改善がPDCAサイクルで行われるよう、自己評価、外部評価の取組を推進します。
- 各施設や団体、行政が協力して横浜の保育・幼児教育の方向性や推進体制を検討し、保育・教育現場の実態に合わせた研修・研究の推進や、園・施設に出向く相談機能の充実、アドバイザーの育成などができる、保育・幼児教育センター（仮称）のあり方について検討を進めます。
- 市立保育所が地域の保育資源間のつなぎ役となる「保育資源ネットワーク構築事業」を推進し、認可・認可外にかかわらず、情報交換会や実地研修・研究会の開催等を通じて、保育資源間での情報・ノウハウの共有化を図ります。
- 施設・法人の組織運営・管理に係る能力の向上に努めるとともに、園長経験者等が実地で助言等の支援を行います。
- 質の維持・向上や施設の適正な運営のため、指導監査を適切に実施します。また、課題の多い施設に対しては、関係部署が連携した指導を行うなど、きめ細かい対応を行います。
- 居宅訪問型を含めた認可外保育施設に対する、立入調査などの指導監督基準に基づいた適切な指導に加え、指導状況等の情報を利用者に提供することによる、保育の質の確保・向上を図ります。
- 保育所等での子どもの食事の様子や、食育に関する取組とその意味などを保護者に伝え、家庭での食育の関心を高めていくことにつなげます。また、地域の子育て家庭にも、子どもの食についての理解が深まるよう、相談や支援を行います。

## (2) 保育所、幼稚園、認定こども園等から小学校への円滑な接続

- 幼保小教育交流事業において、子ども同士の交流や職員の交流を通じて相互理解を進めるとともに、幼保小連携推進地区等を中心に、園と小学校とで「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を理解し、共有する研修を行うなどして、保育・幼児教育と小学校教育との円滑な接続を目指します。
- 改定（訂）された3つの指針・要領等に基づき、接続期カリキュラム研究推進地区を中心に、園と小学校との協働による実践検証や、単元の研究開発を行います。さらに、モデルとなる接続期カリキュラムの成果を示す等、全市の取組へと活かしていきます。

### (3) 保育・幼児教育の場の確保

- 引き続き、一人ひとりのニーズにしっかり寄り添いながら、待機児童対策を推進します。
- 3歳児から5歳児の幼児教育を担ってきた幼稚園における長時間の預かり保育や2歳児を対象とした受入れの推進、また、地域の保育ニーズに合わせた既存の保育所等の定員構成の見直しなど、既存の保育・教育資源を最大限活用します。その上で、必要な認可保育所等を整備し、多様な保育・教育ニーズに対応するための保育・幼児教育の場の確保を進めます。
- 乳幼児期の保育・教育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園を推進することにより、安定的な保育・幼児教育の場を確保します。
- 地域型保育事業など低年齢児のための保育の場の確保に当たっては、卒園後に連携施設などで安心して新しい生活がスタートできるよう、円滑な接続に配慮します。

### (4) 保育・幼児教育を担う人材の確保

- 保育所等の整備・拡充に伴い、新たに必要となる保育・幼児教育の人材を確保するために、事業者の取組だけではなく、引き続き本市も「採用」と「定着」の両面の支援に取り組みます。
- 採用については、保育士養成施設の学生、潜在保育士、資格取得者に対し、本市保育施設への就職につながる就職面接会等の取組や、保育所等の利用調整における保育士の子の優先的取扱いを継続します。
- 定着については、保育士が働きやすい職場環境の構築、保育士のやりがいや職の魅力向上、施設長や中堅職員に対する人材育成研修の充実、処遇の改善、宿舍借り上げ支援などを総合的に進めていきます。
- また、採用、定着に課題を抱える園への組織運営等に関する助言などのフォローについて、引き続き、コンサルタント派遣等の支援を行います。

### (5) 多様な「保育・教育」ニーズへの対応と充実

- 保護者の多様な働き方への対応を図ることや、子育てに対する不安感・負担感を軽減することで、子どもの健やかな育ちを支え、養育する保護者を支援していくため、一時預かりなど多様な保育・幼児教育の場を確保します。
- 各区に保育・教育コンシェルジュを配置し、保護者の相談に応じ、認可保育所のほか、幼稚園預かり保育など多様な保育・教育資源の情報提供を行い、適切な利用に結び付けます。
- 認可保育所の一時保育、乳幼児一時預かり事業、病児・病後児保育事業等、多様な形態により提供されている一時預かり事業などについて、必要な際に利用ができるよう、丁寧な情報提供を行います。
- 障害のある子どもへの保育・幼児教育の場として、市立保育所や認可保育所、横浜保育室、幼稚園、認定こども園等において、特性や成長に合わせた支援を実施していくため、保育者等の専門性の向上を図ります。また、医療的ケアを日常的に必要とする子どもの受入れを推進していきます。
- 各施設が食物アレルギーに関する最新の知識と技術を高められるよう、定期的に研修を開催します。また、「横浜市の保育所における食物アレルギー対応マニュアル」の周知を図り、園内での共通理解が進むよう、食物アレルギーに関する園内研修の実施を推進します。

## 指標

指標	直近の現状値	目標値 (令和6年度)
保育所等待機児童数	46人(平成31年4月)	0人
園内研修リーダー育成研修を受講した園の割合(累計)	20.3%(平成30年度)	52%

## 主な事業・取組

## 保育・幼児教育研修及び研究事業

保育所、幼稚園、認定こども園のほか、認可外保育施設やベビーシッターなども対象として職種や経験別等の研修を実施し、専門性の向上を図ります。また、専門家の指導・助言を受けながら日々の保育実践を通して明らかになった課題について研究に取り組む場を設けます。さらに、実践者と参加者が学び合う公開保育を行います。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
保育所職員等研修参加者数 (各区連携研修含む)(年)	27,369人(平成30年度)	30,000人

## 横浜こども指針(仮称)を活用した取組の推進

本市として乳幼児期の保育・教育で大切にしたいことを示す「横浜こども指針(仮称)」の活用のため、事例集を作成し、研修を開催します。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
横浜こども指針(仮称)事例集掲載事例数	—	30事例

## 園内研修・研究の推進

園内研修・研究を推進するため、中心となる人材を養成する園内研修リーダー育成研修に加え、施設長向け研修を実施します。また、新規開所施設等を対象に、園長経験者等を園内研修・研究サポーターとして派遣し、研修の手法の紹介や、園の状況にあった研修実施のための支援を行います。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
①施設長研修参加者数(累計)	—	240園
②サポーター派遣園数(累計)	210園(平成30年度)	642園

## 食育研修会の実施

市立・民間の保育・教育施設等に勤務している栄養士や調理員が協力して、各園での実践やアイデアを生かした食育に関する研修会の企画・運営を行い、市内保育・教育施設等の食育への取組を推進します。

## 保育・教育施設に対する巡回訪問

園長経験者等が訪問し、現場での保育士の動きや活動内容を見ながら、事故防止のための取組や事故発生時の対応について確認し助言や指導を行う巡回訪問を実施します。施設等における保育中の重大事故等の防止や、保育の質の確保を目指します。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
巡回施設率（累計）	18%（平成30年度）	100%

## 組織マネジメント等講習の実施

施設長や運営法人の管理責任者に対して施設経営や組織運営・管理等にかかる講習会を実施します。施設長や運営法人の管理責任者等がコンプライアンス意識を持ち、自ら施設経営等に関する課題に気づき改善できるようにします。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
受講施設数（年）	165 施設（平成30年度）	200 施設

## 保育・教育施設等に対する運営指導の実施

保育・教育施設、認可外保育施設等に対し、立入調査や文書指導等による運営指導を実施し、児童の安全や保育・教育の質の確保・向上を図ります。

## 幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との円滑な接続

幼保小教育交流事業のほか、幼保小連携推進地区事業と接続期カリキュラム研究推進地区事業の取組を通して、子ども同士や職員同士の交流を促進し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有や接続期カリキュラム開発を行うなど、円滑な接続に向けた取組の一層の推進を図ります。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
接続期カリキュラム実施率	66.6%（平成30年度）	89.6%

保育・幼児教育の場の確保		
待機児童解消や多様な保育・教育ニーズへの対応を図るため、既存の保育・教育資源を最大限活用します。その上で必要な認可保育所等を整備し、多様な保育・教育ニーズに対応するための保育・幼児教育の場の確保を進めます。		
想定事業量	直近の現状値	令和6年度
①利用定員（1号）	52,038人（令和年度）	35,014人
②利用定員（2・3号）	75,575人（平成31年4月）	85,631人

延長保育事業		
多様化する就業形態や女性のさらなる社会進出に対応するため、保育所や認定こども園等において、保育時間（8時間・11時間）を超える時間帯の保育を実施します。		
想定事業量	直近の現状値	令和6年度
利用者数（夕延長）（月）	6,069人（平成30年度）	8,310人

幼稚園での預かり保育		
認定こども園・幼稚園で、在園児を主な対象とした一時預かりを実施します。さらに、就労等を理由に定期的な長時間の預かりを希望するニーズに対応するとともに、待機児童の解消を図るため、長時間保育を実施します。		
想定事業量	直近の現状値	令和6年度
①延べ利用者数（1号）（年）	287,210人（平成30年度）	288,227人
②延べ利用者数（2号）（年）	1,251,768人（平成30年度）	1,415,580人

保育士宿舍借上支援事業		
市内保育所等を運営する民間事業者が、雇用する保育士向けに宿舍を借り上げるための補助を行います。		
想定事業量	直近の現状値	令和6年度
助成戸数（年）	2,502戸（平成30年度）	5,600戸

就職面接会及び保育所見学会事業		
幼稚園教諭及び保育士の求職者が、事業者と相談・面接が行える就職面接会を開催します。また、市内保育施設の魅力を伝えるために、保育士養成施設を対象とした保育所見学会を行います。		
想定事業量	直近の現状値	令和6年度
参加者数（年）	916人（平成30年度）	1,130人



保育士の採用、定着に課題を抱える園への支援		
<p>希望する保育施設に、保育士の確保に関するコンサルタントを派遣し、求人方法や給与・勤務条件など、保育士確保や離職防止についての助言等を実施します。</p> <p>施設長に対する組織マネジメント等講習などを通じて、安定的な組織運営への支援を行うことにより、保育士の離職防止にもつなげていきます（「組織マネジメント等講習の実施」参照）。</p>		
想定事業量	直近の現状値	令和6年度
コンサルタント派遣件数（年）	24 施設（平成 30 年度）	30 施設

保育所等での一時保育		
<p>保護者等のパート就労や病気等により一時的に家庭での保育が困難な場合や、保護者のリフレッシュのために、保育所、認定こども園、横浜保育室、小規模保育事業で一時的な預かりを実施します。</p>		
想定事業量	直近の現状値	令和6年度
延べ利用者数（年）	139,627 人（平成 30 年度）	159,206 人

休日保育（一時保育）		
<p>仕事の都合などにより日曜や祝日に家庭で保育ができない時に、保育所で一時的な預かりを実施します。</p>		
想定事業量	直近の現状値	令和6年度
延べ利用者数（年）	2,230 人（平成 30 年度）	2,534 人

24 時間型緊急一時保育		
<p>保護者の病気や仕事などで緊急に子どもを預けなければならなくなった時に、保育所で夜間・宿泊も含め 24 時間 365 日対応する、一時的な預かりを実施します。</p>		
想定事業量	直近の現状値	令和6年度
延べ利用者数（年）	1,280 人（平成 30 年度）	1,558 人

病児保育事業、病後児保育事業		
<p>病気又は病気回復期で集団保育が困難な児童を預かる医療機関併設の病児保育と、病気回復期の児童を預かる保育所併設の病後児保育を実施します。</p>		
想定事業量	直近の現状値	令和6年度
①病児保育実施か所数（累計）	22 か所（平成 30 年度）	29 か所
②病後児保育実施か所数（累計）	4 か所（平成 30 年度）	4 か所



乳幼児一時預かり		
<p>子育て中の保護者が、少しの間子どもと離れてリフレッシュしたり、用事を済ませたりできる機会を提供することにより、子育てに伴う身体的・精神的負担感の軽減を図ることを目的に、生後 57 日～小学校入学前の子どもの、理由を問わない一時的な預かりを実施します。</p>		
想定事業量	直近の現状値	令和 6 年度
延べ利用者数（年）	88,124 人（平成 30 年度）	151,721 人

横浜子育てサポートシステム		
<p>人と人のつながりを広げ、安心して子育てができるよう、地域ぐるみの子育て支援や、仕事と育児を両立できる環境をつくることを目的とした会員制の有償の支え合い活動です。会員相互の信頼関係のもとに子どもの預け、預かりを行います。</p>		
想定事業量	直近の現状値	令和 6 年度
延べ利用者数（年）	59,401 人（平成 30 年度）	74,898 人

保育・教育コンシェルジュ事業		
<p>各区に保育・教育コンシェルジュを配置し、保護者の相談に応じ、認可保育所のほか、幼稚園預かり保育など多様な保育・教育資源の情報提供を行い、適切に利用に結び付けます。</p>		
想定事業量	直近の現状値	令和 6 年度
実施か所数（累計）	18 か所（平成 30 年度）	18 か所

障害のある子ども等への保育・教育の提供体制の整備		
<p>障害のある子どもへの保育・幼児教育の場として、保育所や幼稚園（施設型給付対象園）、認定こども園など 551 か所で約 1,540 人（平成 30 年 4 月時点）の子どもを受け入れています。引き続き、全園を対象とした障害のある子どもへの理解を深めるスキルアップ研修等の実施により、積極的な受入れを促進していきます。併せて、医療的なケアを日常的に必要とする子どもの特性や成長に合わせた支援について施設の理解を深め、受入れを推進していきます。</p>		

食物アレルギーへの適切な理解の推進		
<p>食物アレルギー児に適切な対応ができるよう、平成 31（2019）年に改訂された「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（厚生労働省）」に沿った研修を実施します。また、エピペン®の使用方法について学べる機会を設けます。</p>		
想定事業量	直近の現状値	令和 6 年度
食物アレルギー研修実施回数（年）	4 回（平成 30 年度）	4 回

## 本市における認定こども園の方向性

### 1 認定こども園とは

- 生きる力を培う乳幼児期における保育・教育の積み重ねは、その後の成長や生活習慣の形成、社会性の獲得にも大きな影響を与えています。
- 認定こども園は、仮に保護者の就労状況が変わったとしても（2号認定（※）から1号認定に変更になった場合など）、受入枠に空きがある場合には、同一の施設に在籍することが可能であるなど、保護者の就労状況にとらわれない子どもの育ちの場です。
- また、子育て支援の機能を有することで、在宅での子育て家庭への支援の充実も期待されています。

※1号認定：満3歳から小学校就学前であって保育の必要性がない子ども

2号認定：満3歳から小学校就学前であって保育の必要性がある子ども

3号認定：満3歳未満であって保育の必要性がある子ども

### 2 待機児童対策の視点

- 保育・教育を一体的に提供する施設であることから、様々な保育・教育ニーズに対して、他の施設類型に比べて柔軟に対応することができます。また、保育ニーズの高いエリアでは幼稚園から移行することで、園庭等の既存資源により保育ニーズに対応することが可能であり、待機児童対策の側面から効果的です。

### 3 認定こども園の推進に関する基本方針

- これらを踏まえ、本市では、第1期に引き続き、本市における保育・教育資源の柱の一つとして認定こども園を推進するとともに、最終型として3歳児未満の長時間保育も実施する幼保連携型認定こども園への移行を目指すことを基本方針とします。

### 4 認定こども園を推進するための支援策

- 幼稚園及び保育所からの認定こども園への移行にあたっては、希望する施設への移行に係る個別相談等の支援を行います。
- また、移行する際に施設整備を伴う場合は、当該地域の保育・教育ニーズも踏まえたうえで施設整備補助を実施する等、施設整備に係る移行支援を進めます。
- 質の維持・向上のために、幼保連携型認定こども園教育・保育要領で示す「育みたい資質・能力」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮して保育ができるよう支援を進めます。
- また、幼稚園及び保育所の経験等を活かしつつ、認定こども園としての保育・教育を実践することができるよう、利用形態が異なる子どもへの保育の観点などを中心とした支援を進めます。幼稚園からの移行の場合には特に乳児期の保育の観点について支援を行います。

- 併せて、認定こども園においては子育て支援事業の実施が義務付けられていることを踏まえ、実施すべき事業数を増やすことや子育て支援を実施するスペース（子育て相談や親子の居場所等）を常設することなど、それぞれの地域の実情にあった事業を展開することができるよう支援し、本市における子育て支援を充実します。

#### 5 幼稚園から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行について

- 引き続き、幼稚園から認定こども園への移行支援を進めます。
- 移行にあたっては、周辺地域の保育・教育ニーズの状況を踏まえたうえで、2・3号認定の定員を設定します。

		方向性
移行対象の区域		全ての区域（全市）
想定する移行園数		34 園程度 （幼保連携型が 20 園、幼稚園型が 14 園程度を想定）
計画で定める数 （※）	1 号	0（移行に伴う 1 号枠の拡充は設定しない）
	2・3 号	3号認定：360 人、2号認定：850 人

#### ※ 計画で定める数

幼稚園及び保育所から認定こども園への移行を促進するため、事業計画において、量の見込みを超えて認定こども園の認可・認定ができるよう、計画で定める数を記載することとされています。

#### 6 保育所から幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園への移行について

- 保育ニーズの増加が引き続き見込まれるため、移行に伴う 2・3号認定に係る定員の減少を避けることが必要です。
- 移行にあたっては、待機児童対策の観点から、申請者数や利用者数の状況など周辺地域の保育・教育ニーズを踏まえ、1号認定の定員を設定します。

		方向性
移行対象の区域		全ての区域（全市）
想定する移行園数		比較的、保育ニーズの伸びが緩やかな地域において、年 5 園ずつ程度を想定
計画で定める数	1 号	560 人
	2・3 号	0（移行に伴う 2・3号枠の拡充は設定しない）

## 第5章 量の見込み、確保方策

子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する確保量と実施時期）を定めることとなっています。

本市では、国の基本指針や『量の見込みの算出等の手引き』等に基づき、平成30（2018）年度に実施した「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」の結果や推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえ、行政区単位で量の見込みを算出するとともに、それに対応するための確保方策を定めます。

<参考>量の見込みの算出にあたり用いる推計児童数

2015（平成27）年の国勢調査結果に基づく本市の将来人口推計を基礎として、最新の人口の確定値を反映し算出しています。

（単位：人）

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
0～5歳	0歳	26,528	26,172	25,920	25,728	25,569
	1・2歳	56,032	54,921	54,093	53,479	53,037
	3～5歳	90,927	90,252	88,057	86,227	84,697
	小計	173,487	171,345	168,070	165,434	163,303
6～11歳		186,200	184,148	182,981	181,365	179,673
12～17歳		193,760	191,855	190,441	189,954	188,772
合計		553,447	547,348	541,492	536,753	531,748



## 1 保育・教育に関する施設・事業

確保方策に関する施設・事業は以下のとおりです。

○ 幼稚園

3歳から小学校入学までの幼児が、小学校以降の教育の基礎を培うための「学校」です。子ども・子育て支援法に基づく確認を受けて施設型給付等により運営する園と、私学助成等により運営する園があります。また、在園児の長時間預かり保育や、保育を必要とする2歳児の預かりを実施している園もあります。

○ 保育所

保護者の就労などにより、保育が必要な乳児又は幼児を保育することを目的とする施設です。

○ 認定こども園

保育所と幼稚園の機能や特長を併せ持つ施設です。幼保連携型や幼稚園型などがあります。

○ 地域型保育事業

施設（原則20人以上）より少人数で、保育が必要な3歳未満の子どもを保育する事業です。家庭的保育、小規模保育、事業所内保育などがあります。

○ 横浜保育室

本市独自の基準に基づき認定した、保育が必要な主に3歳未満の子どもを保育する施設です。

○ 企業主導型保育事業

企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置し、国が助成を行う保育事業です。従業員の子ども以外の子どもを受け入れる地域枠を設置することができます。（※確保方策においては、立入調査結果により問題がないと判断された施設の地域枠分とします。）

## (1) 保育・教育に関する「量の見込み」及び「確保方策」(全市)

(単位:人)

年度		2年度				3年度			
給付認定区分(※1)		3号		2号	1号	3号		2号	1号
年齢		0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳
量の見込み		6,856	25,354	45,381	45,546	7,131	26,020	46,456	43,796
3歳未満児の保育利用率(量の見込み/0-2歳児児童数)		39.0%			40.9%				
確保方策	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	6,030	21,948	45,183	22,696	6,266	22,588	46,303	24,223
	確認を受けない幼稚園(※2)				25,938				21,007
	地域型保育・横浜保育室	826	3,406	198		865	3,432	153	
	計	6,856	25,354	45,381	48,634	7,131	26,020	46,456	45,230

年度		4年度				5年度			
給付認定区分(※1)		3号		2号	1号	3号		2号	1号
年齢		0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳
量の見込み		7,406	26,686	47,531	40,526	7,681	27,352	48,606	37,621
3歳未満児の保育利用率(量の見込み/0-2歳児児童数)		42.6%			44.2%				
確保方策	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	6,484	23,097	47,398	23,855	6,719	23,780	48,518	22,980
	確認を受けない幼稚園(※2)				17,971				15,442
	地域型保育・横浜保育室	922	3,589	133		962	3,572	88	
	計	7,406	26,686	47,531	41,826	7,681	27,352	48,606	38,422

年度		6年度			
給付認定区分(※1)		3号		2号	1号
年齢		0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳
量の見込み		7,941	28,007	49,683	35,014
3歳未満児の保育利用率(量の見込み/0-2歳児児童数)		45.7%			
確保方策	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	6,911	24,229	49,595	21,717
	確認を受けない幼稚園(※2)				13,297
	地域型保育・横浜保育室	1,030	3,778	88	
	計	7,941	28,007	49,683	35,014

参考 ニーズ割合

給付認定区分	年齢	ニーズ割合
3号	0歳	31.1%
	1-2歳	52.8%
2号	3-5歳	58.7%
1号	3-5歳	41.3%

※1 「給付認定区分」

1号:3歳から小学校就学前であって保育の必要性がない子どもに相当するもの

2号:3歳から小学校就学前であって保育の必要性がある子どもに相当するもの

3号:満3歳未満であって保育の必要性がある子どもに相当するもの

※2 「確認を受けない幼稚園」:私学助成により運営する幼稚園



(2) 保育・教育に関する「量の見込み」及び「確保方策」(区別)

区	年齢	ニーズ割合	年度		2年度				3年度			
			給付認定区分		3号		2号	1号	3号		2号	1号
			年齢		0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳
鶴見区	0歳	33.6%	量の見込み		624	2,381	4,074	4,017	662	2,453	4,259	3,798
	1-2歳	55.5%	確保方策	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	552	2,066	4,033	1,209	606	2,224	4,257	1,377
	3-5歳(2号)	62.0%		確認を受けない幼稚園	/	/	/	1,503	/	/	/	1,395
	(1号)	38.0%		地域型保育・横浜保育室	72	315	41	/	56	229	2	/
				計	624	2,381	4,074	2,712	662	2,453	4,259	2,772
神奈川区	0歳	33.3%	量の見込み		493	1,890	3,229	2,673	515	1,935	3,316	2,654
	1-2歳	56.2%	確保方策	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	447	1,658	3,222	680	469	1,703	3,309	663
	3-5歳(2号)	62.1%		確認を受けない幼稚園	/	/	/	1,455	/	/	/	1,484
	(1号)	37.9%		地域型保育・横浜保育室	46	232	7	/	46	232	7	/
				計	493	1,890	3,229	2,135	515	1,935	3,316	2,147
西区	0歳	33.9%	量の見込み		195	724	1,255	1,241	210	777	1,334	1,216
	1-2歳	58.5%	確保方策	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	167	611	1,253	292	182	664	1,332	419
	3-5歳(2号)	62.7%		確認を受けない幼稚園	/	/	/	541	/	/	/	439
	(1号)	37.3%		地域型保育・横浜保育室	28	113	2	/	28	113	2	/
				計	195	724	1,255	833	210	777	1,334	858
中区	0歳	33.9%	量の見込み		241	939	1,535	1,766	257	963	1,651	1,691
	1-2歳	54.0%	確保方策	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	187	718	1,514	345	203	742	1,630	353
	3-5歳(2号)	62.6%		確認を受けない幼稚園	/	/	/	1,095	/	/	/	1,026
	(1号)	37.4%		地域型保育・横浜保育室	54	221	21	/	54	221	21	/
				計	241	939	1,535	1,440	257	963	1,651	1,379
南区	0歳	34.9%	量の見込み		289	997	1,924	2,208	312	1,028	2,040	2,110
	1-2歳	47.1%	確保方策	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	262	887	1,924	134	285	918	2,040	117
	3-5歳(2号)	60.9%		確認を受けない幼稚園	/	/	/	1,899	/	/	/	1,791
	(1号)	39.1%		地域型保育・横浜保育室	27	110	0	/	27	110	0	/
				計	289	997	1,924	2,033	312	1,028	2,040	1,908
港南区	0歳	30.7%	量の見込み		352	1,296	2,515	2,043	354	1,296	2,490	1,975
	1-2歳	53.4%	確保方策	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	330	1,158	2,510	1,542	332	1,158	2,485	1,583
	3-5歳(2号)	59.6%		確認を受けない幼稚園	/	/	/	1,091	/	/	/	801
	(1号)	40.4%		地域型保育・横浜保育室	22	138	5	/	22	138	5	/
				計	352	1,296	2,515	2,633	354	1,296	2,490	2,384
保土ヶ谷区	0歳	34.4%	量の見込み		352	1,278	2,388	2,141	384	1,346	2,423	2,086
	1-2歳	52.2%	確保方策	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	317	1,177	2,388	517	333	1,213	2,423	454
	3-5歳(2号)	56.8%		確認を受けない幼稚園	/	/	/	2,712	/	/	/	2,449
	(1号)	43.2%		地域型保育・横浜保育室	35	101	0	/	51	133	0	/
				計	352	1,278	2,388	3,229	384	1,346	2,423	2,903
旭区	0歳	27.2%	量の見込み		370	1,425	2,668	2,842	372	1,446	2,682	2,787
	1-2歳	50.8%	確保方策	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	319	1,227	2,662	2,432	326	1,264	2,682	2,522
	3-5歳(2号)	55.3%		確認を受けない幼稚園	/	/	/	1,357	/	/	/	871
	(1号)	44.7%		地域型保育・横浜保育室	51	198	6	/	46	182	0	/
				計	370	1,425	2,668	3,789	372	1,446	2,682	3,393
磯子区	0歳	26.5%	量の見込み		266	1,007	1,873	2,094	277	1,046	1,885	1,926
	1-2歳	48.2%	確保方策	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	238	918	1,873	45	238	925	1,885	38
	3-5歳(2号)	54.3%		確認を受けない幼稚園	/	/	/	1,922	/	/	/	1,842
	(1号)	45.7%		地域型保育・横浜保育室	28	89	0	/	39	121	0	/
				計	266	1,007	1,873	1,967	277	1,046	1,885	1,880

(単位:人)

4年度				5年度				6年度				区
3号		2号	1号	3号		2号	1号	3号		2号	1号	
0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	
700	2,525	4,444	3,490	738	2,597	4,629	3,213	776	2,670	4,816	2,951	鶴見区
644	2,296	4,442	1,552	682	2,368	4,627	1,733	720	2,441	4,814	1,919	
			1,280				1,159				1,032	
56	229	2		56	229	2		56	229	2		
700	2,525	4,444	2,832	738	2,597	4,629	2,892	776	2,670	4,816	2,951	
537	1,980	3,403	2,482	559	2,025	3,490	2,324	580	2,070	3,578	2,183	神奈川区
491	1,748	3,396	646	513	1,793	3,483	628	534	1,838	3,571	610	
			1,513				1,543				1,573	
46	232	7		46	232	7		46	232	7		
537	1,980	3,403	2,159	559	2,025	3,490	2,171	580	2,070	3,578	2,183	
225	830	1,413	1,127	240	883	1,492	1,029	253	934	1,570	934	西区
196	720	1,413	553	211	773	1,492	694	224	824	1,570	843	
			330				214				91	
29	110	0		29	110	0		29	110	0		
225	830	1,413	883	240	883	1,492	908	253	934	1,570	934	
273	987	1,767	1,515	289	1,011	1,883	1,352	303	1,033	1,998	1,194	中区
219	766	1,746	359	237	834	1,883	363	251	856	1,998	364	
			959				894				830	
54	221	21		52	177	0		52	177	0		
273	987	1,767	1,318	289	1,011	1,883	1,257	303	1,033	1,998	1,194	
335	1,059	2,156	1,918	358	1,090	2,272	1,717	383	1,120	2,386	1,532	南区
308	949	2,156	102	331	980	2,272	88	356	1,010	2,386	75	
			1,681				1,570				1,457	
27	110	0		27	110	0		27	110	0		
335	1,059	2,156	1,783	358	1,090	2,272	1,658	383	1,120	2,386	1,532	
356	1,296	2,465	1,848	358	1,296	2,440	1,731	360	1,295	2,413	1,636	港南区
334	1,158	2,460	1,585	337	1,185	2,440	1,548	339	1,184	2,413	1,471	
			550				338				165	
22	138	5		21	111	0		21	111	0		
356	1,296	2,465	2,135	358	1,296	2,440	1,886	360	1,295	2,413	1,636	
416	1,414	2,458	2,010	448	1,482	2,493	1,958	481	1,551	2,529	1,924	保土ヶ谷区
349	1,249	2,458	393	365	1,285	2,493	335	374	1,306	2,529	279	
			2,184				1,916				1,645	
67	165	0		83	197	0		107	245	0		
416	1,414	2,458	2,577	448	1,482	2,493	2,251	481	1,551	2,529	1,924	
374	1,467	2,696	2,580	376	1,488	2,710	2,385	379	1,511	2,726	2,204	旭区
326	1,275	2,696	2,532	331	1,319	2,710	2,461	331	1,330	2,726	2,204	
			465				140				0	
48	192	0		45	169	0		48	181	0		
374	1,467	2,696	2,997	376	1,488	2,710	2,601	379	1,511	2,726	2,204	
288	1,085	1,897	1,797	299	1,124	1,909	1,702	308	1,161	1,921	1,617	磯子区
238	932	1,897	32	238	939	1,909	26	238	946	1,921	21	
			1,761				1,680				1,596	
50	153	0		61	185	0		70	215	0		
288	1,085	1,897	1,793	299	1,124	1,909	1,706	308	1,161	1,921	1,617	

区	年齢	ニーズ割合	年度		2年度				3年度			
			給付認定区分		3号		2号	1号	3号		2号	1号
			年齢		0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳
金沢区	0歳	26.0%	量の見込み		308	1,044	2,131	2,160	299	1,056	2,151	2,067
	1-2歳	49.2%	確保 方針	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	304	990	2,131	1,206	295	1,002	2,151	1,312
	3-5歳(2号)	58.6%		確認を受けない幼稚園	/	/	/	1,217	/	/	/	896
	(1号)	41.4%		地域型保育・横浜保育室	4	54	0	/	4	54	0	/
				計	308	1,044	2,131	2,423	299	1,056	2,151	2,208
港北区	0歳	32.2%	量の見込み		866	3,239	4,965	4,430	905	3,370	5,219	4,162
	1-2歳	62.2%	確保 方針	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	725	2,707	4,887	2,237	763	2,861	5,141	2,224
	3-5歳(2号)	65.8%		確認を受けない幼稚園	/	/	/	1,827	/	/	/	1,601
	(1号)	34.2%		地域型保育・横浜保育室	141	532	78	/	142	509	78	/
				計	866	3,239	4,965	4,064	905	3,370	5,219	3,825
緑区	0歳	30.2%	量の見込み		361	1,281	2,391	2,233	372	1,319	2,392	2,197
	1-2歳	53.3%	確保 方針	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	319	1,077	2,391	1,385	319	1,077	2,392	1,276
	3-5歳(2号)	55.9%		確認を受けない幼稚園	/	/	/	1,506	/	/	/	1,364
	(1号)	44.1%		地域型保育・横浜保育室	42	204	0	/	53	242	0	/
				計	361	1,281	2,391	2,891	372	1,319	2,392	2,640
青葉区	0歳	32.9%	量の見込み		543	1,984	3,650	4,139	579	2,026	3,757	3,932
	1-2歳	47.7%	確保 方針	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	462	1,676	3,641	3,499	498	1,718	3,748	4,475
	3-5歳(2号)	56.4%		確認を受けない幼稚園	/	/	/	1,417	/	/	/	0
	(1号)	43.6%		地域型保育・横浜保育室	81	308	9	/	81	308	9	/
				計	543	1,984	3,650	4,916	579	2,026	3,757	4,475
都筑区	0歳	29.7%	量の見込み		452	1,704	2,847	3,460	453	1,668	2,830	3,249
	1-2歳	47.1%	確保 方針	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	400	1,399	2,835	1,721	405	1,396	2,818	1,835
	3-5歳(2号)	50.1%		確認を受けない幼稚園	/	/	/	2,256	/	/	/	1,840
	(1号)	49.9%		地域型保育・横浜保育室	52	305	12	/	48	272	12	/
				計	452	1,704	2,847	3,977	453	1,668	2,830	3,675
戸塚区	0歳	29.5%	量の見込み		547	1,931	3,507	3,746	567	2,040	3,595	3,671
	1-2歳	54.1%	確保 方針	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	483	1,737	3,507	953	483	1,796	3,595	1,069
	3-5歳(2号)	56.8%		確認を受けない幼稚園	/	/	/	2,527	/	/	/	2,275
	(1号)	43.2%		地域型保育・横浜保育室	64	194	0	/	84	244	0	/
				計	547	1,931	3,507	3,480	567	2,040	3,595	3,344
栄区	0歳	33.7%	量の見込み		168	586	1,133	1,393	183	602	1,141	1,354
	1-2歳	49.2%	確保 方針	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	143	515	1,133	1,224	153	521	1,141	1,091
	3-5歳(2号)	53.1%		確認を受けない幼稚園	/	/	/	555	/	/	/	501
	(1号)	46.9%		地域型保育・横浜保育室	25	71	0	/	30	81	0	/
				計	168	586	1,133	1,779	183	602	1,141	1,592
泉区	0歳	28.3%	量の見込み		262	969	1,928	1,523	263	938	1,907	1,495
	1-2歳	44.8%	確保 方針	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	235	880	1,928	1,707	236	849	1,907	1,731
	3-5歳(2号)	59.4%		確認を受けない幼稚園	/	/	/	213	/	/	/	24
	(1号)	40.6%		地域型保育・横浜保育室	27	89	0	/	27	89	0	/
				計	262	969	1,928	1,920	263	938	1,907	1,755
瀬谷区	0歳	21.9%	量の見込み		167	679	1,368	1,437	167	711	1,384	1,426
	1-2歳	52.9%	確保 方針	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	140	547	1,351	1,568	140	557	1,367	1,684
	3-5歳(2号)	55.9%		確認を受けない幼稚園	/	/	/	845	/	/	/	408
	(1号)	44.1%		地域型保育・横浜保育室	27	132	17	/	27	154	17	/
				計	167	679	1,368	2,413	167	711	1,384	2,092

(单位:人)

4年度				5年度				6年度				区
3号 0歳	1-2 歳	2号 3-5 歳	1号 3-5 歳	3号 0歳	1-2 歳	2号 3-5 歳	1号 3-5 歳	3号 0歳	1-2 歳	2号 3-5 歳	1号 3-5 歳	
290	1,068	2,171	1,874	281	1,080	2,191	1,710	270	1,090	2,210	1,562	
286	1,014	2,171	1,377	277	1,026	2,191	1,400	266	1,036	2,210	1,381	
			616				378				181	
4	54	0		4	54	0		4	54	0		
290	1,068	2,171	1,993	281	1,080	2,191	1,778	270	1,090	2,210	1,562	港北区
944	3,501	5,473	3,763	983	3,632	5,727	3,435	1,020	3,761	5,982	3,109	
811	3,026	5,413	2,196	856	3,163	5,667	2,153	893	3,292	5,922	2,096	
			1,390				1,194				1,013	
133	475	60		127	469	60		127	469	60		
944	3,501	5,473	3,586	983	3,632	5,727	3,347	1,020	3,761	5,982	3,109	緑区
383	1,357	2,393	2,065	394	1,395	2,394	1,966	403	1,435	2,395	1,889	
319	1,077	2,393	1,165	319	1,077	2,394	1,051	319	1,077	2,395	936	
			1,224				1,087				953	
64	280	0		75	318	0		84	358	0		
383	1,357	2,393	2,389	394	1,395	2,394	2,138	403	1,435	2,395	1,889	青葉区
615	2,068	3,864	3,638	651	2,110	3,971	3,373	686	2,150	4,079	3,154	
534	1,760	3,855	4,034	567	1,797	3,962	3,593	602	1,837	4,070	3,154	
			0				0				0	
81	308	9		84	313	9		84	313	9		
615	2,068	3,864	4,034	651	2,110	3,971	3,593	686	2,150	4,079	3,154	都筑区
454	1,632	2,813	3,062	455	1,596	2,796	2,900	454	1,562	2,780	2,769	
406	1,360	2,801	1,908	421	1,424	2,796	1,941	420	1,390	2,780	1,934	
			1,465				1,130				835	
48	272	12		34	172	0		34	172	0		
454	1,632	2,813	3,373	455	1,596	2,796	3,071	454	1,562	2,780	2,769	戸塚区
587	2,149	3,683	3,412	607	2,258	3,771	3,162	625	2,365	3,859	2,935	
483	1,855	3,683	1,172	483	1,914	3,771	1,263	483	1,973	3,859	1,341	
			2,036				1,809				1,594	
104	294	0		124	344	0		142	392	0		
587	2,149	3,683	3,208	607	2,258	3,771	3,072	625	2,365	3,859	2,935	茅区
198	618	1,149	1,232	213	634	1,157	1,119	226	649	1,164	1,029	
163	527	1,149	959	173	534	1,157	828	181	539	1,164	697	
			446				390				332	
35	91	0		40	100	0		45	110	0		
198	618	1,149	1,405	213	634	1,157	1,218	226	649	1,164	1,029	泉区
264	907	1,886	1,398	265	876	1,865	1,317	268	845	1,844	1,261	
237	818	1,886	1,590	238	787	1,865	1,425	241	756	1,844	1,261	
			0				0				0	
27	89	0		27	89	0		27	89	0		
264	907	1,886	1,590	265	876	1,865	1,425	268	845	1,844	1,261	瀬谷区
167	743	1,400	1,315	167	775	1,416	1,228	166	805	1,433	1,131	
140	567	1,383	1,700	140	582	1,406	1,450	139	594	1,423	1,131	
			71				0				0	
27	176	17		27	193	10		27	211	10		
167	743	1,400	1,771	167	775	1,416	1,450	166	805	1,433	1,131	



## 2 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法上の事業名	本市事業	基本施策
(1) 妊婦に対して健康診査を実施する事業	○妊婦健康診査事業	5
(2) 乳児家庭全戸訪問事業	○こんにちは赤ちゃん訪問事業	5
(3) 子育て短期支援事業	○ショートステイ、トワイライトステイ ○母子生活支援施設緊急一時保護事業	7、8
(4) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	○育児支援家庭訪問事業 ○養育支援家庭訪問事業 ○要保護児童対策地域協議会	5、8
(5) 病児保育事業	○病児保育事業	1
(6) 利用者支援に関する事業	○横浜子育てパートナー ○保育・教育コンシェルジュ ○母子保健コーディネーター	1、5、6
(7) 時間外保育事業	○延長保育事業（夕延長）	1
(8) 放課後児童健全育成事業	○放課後児童クラブ ○放課後キッズクラブ（一部）	2
(9) 地域子育て支援拠点事業	○地域子育て支援拠点 ○親と子のつどいの広場 ○保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場等	6
(10) 一時預かり事業 子育て援助活動支援事業	○幼稚園での一時預かり ○保育所での一時保育 ○横浜保育室での一時保育 ○乳幼児一時預かり事業 ○親と子のつどいの広場での一時預かり ○横浜子育てサポートシステム事業 ○24時間型緊急一時預かり ○休日一時保育	1、6

※地域子ども・子育て支援事業のうち「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「多様な事業者の参集促進・能力活用事業」は、量の見込み等を作成する事業からは対象外となっています。

## (6) 利用者支援に関する事業

本市事業			利用者支援事業 (基本型:横浜子育てパートナー、 特定型:保育・教育コンシェルジュ、 母子保健型:母子保健コーディネーター)				
対象年齢			0歳～5歳				
単位			実施箇所数(か所)				
年度			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
全市	横浜子育てパートナー	量の見込み	27	27	27	27	27
		確保方策	23	24	25	26	27
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	18	18	18	18	18
		確保方策	18	18	18	18	18
	母子保健コーディネーター	量の見込み	18	18	18	18	18
		確保方策	18	18	18	18	18
鶴見区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	2	2	2	2	2
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
神奈川区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	1	2	2	2	2
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
西区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
中区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
南区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1

年度			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
港南区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
保土ヶ谷区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	1	1	1	2	2
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
旭区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	1	1	2	2	2
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
磯子区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
金沢区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
港北区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	2	2	2	2	2
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
緑区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	1	1	1	1	2
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1



年度			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
青葉区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	2	2	2	2	2
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
都筑区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	2	2	2	2	2
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
戸塚区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	2	2	2	2	2
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
栄区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
泉区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
瀬谷区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1

## (7) 時間外保育事業

本市事業		延長保育事業(夕延長)				
対象年齢		0歳～5歳				
単位		利用者数(人/月)				
年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
全市	量の見込み	6,816	7,190	7,563	7,937	8,310
	確保方策	6,816	7,190	7,563	7,937	8,310
鶴見区	量の見込み	620	655	688	723	756
	確保方策	620	655	688	723	756
神奈川区	量の見込み	467	492	518	543	569
	確保方策	467	492	518	543	569
西区	量の見込み	203	214	225	236	247
	確保方策	203	214	225	236	247
中区	量の見込み	250	264	278	291	305
	確保方策	250	264	278	291	305
南区	量の見込み	308	325	342	359	376
	確保方策	308	325	342	359	376
港南区	量の見込み	319	337	354	372	389
	確保方策	319	337	354	372	389
保土ヶ谷区	量の見込み	368	388	409	429	449
	確保方策	368	388	409	429	449
旭区	量の見込み	388	409	430	452	473
	確保方策	388	409	430	452	473
磯子区	量の見込み	297	313	329	346	362
	確保方策	297	313	329	346	362
金沢区	量の見込み	294	310	326	342	358
	確保方策	294	310	326	342	358
港北区	量の見込み	764	806	848	890	932
	確保方策	764	806	848	890	932
緑区	量の見込み	347	366	385	404	423
	確保方策	347	366	385	404	423
青葉区	量の見込み	577	609	641	672	704
	確保方策	577	609	641	672	704
都筑区	量の見込み	434	458	481	505	529
	確保方策	434	458	481	505	529
戸塚区	量の見込み	554	585	615	646	676
	確保方策	554	585	615	646	676
栄区	量の見込み	175	184	194	203	213
	確保方策	175	184	194	203	213
泉区	量の見込み	248	261	275	288	302
	確保方策	248	261	275	288	302
瀬谷区	量の見込み	203	214	225	236	247
	確保方策	203	214	225	236	247

## (10) 一時預かり事業、子育て援助活動支援事業

本市事業				(ア) 幼稚園(預かり保育・1号認定) (イ) 幼稚園(預かり保育・2号認定) (ウ) 保育所(一時保育) (エ) 横浜保育室(一時保育) (オ) 乳幼児一時預かり事業 (カ) 親と子のつどいの広場での一時預かり (キ) 横浜子育てサポートシステム (ク) 24時間型緊急一時預かり (ケ) 休日一時保育					
対象年齢				(ア)・(イ): 3~5歳 (ウ)~(カ)・(ク)・(ケ): 0~5歳 (キ): 0~11歳					
単位				延べ利用者数(人/年)					
年度				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
全市	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	287,548	287,717	287,887	288,057	288,227	
		確保方策		287,548	287,717	287,887	288,057	288,227	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	1,306,372	1,333,674	1,360,976	1,388,278	1,415,580	
		確保方策		1,306,372	1,333,674	1,360,976	1,388,278	1,415,580	
	その他	量の見込み			331,169	348,006	364,843	381,680	398,517
		計			331,169	348,006	364,843	381,680	398,517
		ウ			145,936	151,406	152,216	157,096	158,680
		エ			2,970	1,942	1,916	526	526
		オ			106,335	115,851	129,029	139,445	151,721
		カ			7,688	7,916	8,144	8,372	8,600
		キ			64,566	67,149	69,732	72,315	74,898
		ク			1,305	1,331	1,356	1,433	1,558
ケ			2,369	2,411	2,450	2,493	2,534		
鶴見区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	15,848	13,946	12,044	10,141	8,238	
		確保方策		15,848	13,946	12,044	10,141	8,238	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	41,668	48,882	56,096	63,310	70,524	
		確保方策		41,668	48,882	56,096	63,310	70,524	
	その他	量の見込み			32,042	34,148	36,254	38,360	40,467
		計			32,042	34,148	36,254	38,360	40,467
		ウ			12,246	15,067	16,934	18,583	18,988
		エ			963	9	9	1	1
		オ			14,568	14,568	14,568	14,568	16,032
		カ			170	170	170	398	398
		キ			4,000	4,237	4,474	4,710	4,946
		ク			0	0	0	0	0
ケ			95	97	99	100	102		
神奈川区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	15,652	16,864	18,076	19,288	20,500	
		確保方策		15,652	16,864	18,076	19,288	20,500	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	71,034	77,625	84,217	90,809	97,400	
		確保方策		71,034	77,625	84,217	90,809	97,400	
	その他	量の見込み			20,102	23,559	27,016	30,472	33,928
		計			20,102	23,559	27,016	30,472	33,928
		ウ			9,667	12,674	12,755	12,852	15,860
		エ			18	18	18	0	0
		オ			3,660	3,660	6,588	9,516	9,516
		カ			170	170	170	170	170
		キ			5,849	6,284	6,718	7,152	7,586
		ク			685	699	712	726	739
ケ			53	54	55	56	57		

年度				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
西区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	8,659	9,013	9,367	9,721	10,075	
		確保方策		8,659	9,013	9,367	9,721	10,075	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	38,576	41,436	44,295	47,154	50,014	
		確保方策		38,576	41,436	44,295	47,154	50,014	
	その他	量の見込み			11,647	13,022	14,397	15,772	17,146
		計			11,647	13,022	14,397	15,772	17,146
		ウ			5,182	6,523	7,864	8,474	9,083
		エ			0	0	0	0	0
		オ			4,645	4,645	4,645	5,377	6,109
		カ			103	103	103	103	103
		キ			1,687	1,721	1,755	1,788	1,821
ク			0	0	0	0	0		
ケ			30	30	30	30	30		
中区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	8,851	10,176	11,501	12,827	14,153	
		確保方策		8,851	10,176	11,501	12,827	14,153	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	52,650	57,159	61,668	66,177	70,685	
		確保方策		52,650	57,159	61,668	66,177	70,685	
	その他	量の見込み			13,886	16,460	19,034	21,608	24,182
		計			13,886	16,460	19,034	21,608	24,182
		ウ			4,141	4,359	6,773	9,187	9,405
		エ			2	2	2	2	2
		オ			6,841	9,037	9,037	9,037	11,233
		カ			297	297	297	297	297
		キ			2,575	2,735	2,895	3,055	3,215
ク			0	0	0	0	0		
ケ			30	30	30	30	30		
南区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	12,931	13,237	13,543	13,848	14,153	
		確保方策		12,931	13,237	13,543	13,848	14,153	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	48,283	54,940	61,597	68,255	74,913	
		確保方策		48,283	54,940	61,597	68,255	74,913	
	その他	量の見込み			16,536	18,195	19,854	21,513	23,173
		計			16,536	18,195	19,854	21,513	23,173
		ウ			9,457	10,987	11,054	12,583	14,115
		エ			0	0	0	0	0
		オ			4,385	4,385	5,849	5,849	5,849
		カ			620	620	620	620	620
		キ			1,998	2,125	2,252	2,380	2,507
ク			0	0	0	0	0		
ケ			76	78	79	81	82		
港南区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	17,215	16,627	16,038	15,450	14,862	
		確保方策		17,215	16,627	16,038	15,450	14,862	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	75,404	73,746	72,087	70,428	68,770	
		確保方策		75,404	73,746	72,087	70,428	68,770	
	その他	量の見込み			12,891	12,891	12,891	12,892	12,892
		計			12,891	12,891	12,891	12,892	12,892
		ウ			9,132	7,691	6,982	6,308	4,638
		エ			36	36	36	0	0
		オ			732	2,196	2,928	3,660	5,124
		カ			95	95	95	95	323
		キ			2,246	2,210	2,175	2,140	2,105
ク			620	632	644	657	669		
ケ			30	31	31	32	33		

年度				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
保土ヶ谷区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	19,722	18,248	16,775	15,302	13,829	
		確保方策		19,722	18,248	16,775	15,302	13,829	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	63,394	66,700	70,006	73,312	76,618	
		確保方策		63,394	66,700	70,006	73,312	76,618	
	その他	量の見込み		計	13,940	16,569	19,199	21,829	24,459
		確保方策		ウ	11,405	11,687	12,702	13,717	14,732
				エ	0	0	0	0	0
				オ	0	2,196	3,660	5,124	6,588
				カ	1,307	1,307	1,307	1,307	1,307
				キ	1,198	1,349	1,500	1,651	1,802
				ク	0	0	0	0	0
		ケ	30	30	30	30	30		
旭区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	18,010	16,199	14,388	12,577	10,766	
		確保方策		18,010	16,199	14,388	12,577	10,766	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	111,800	107,989	104,178	100,367	96,555	
		確保方策		111,800	107,989	104,178	100,367	96,555	
	その他	量の見込み		計	9,695	10,158	10,621	11,083	11,546
		確保方策		ウ	4,642	4,959	5,276	5,683	6,001
				エ	90	90	90	0	0
				オ	2,196	2,196	2,196	2,196	2,196
				カ	643	643	643	643	643
				キ	2,094	2,240	2,386	2,531	2,676
				ク	0	0	0	0	0
		ケ	30	30	30	30	30		
磯子区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	9,677	12,043	14,408	16,773	19,138	
		確保方策		9,677	12,043	14,408	16,773	19,138	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	46,292	45,185	44,079	42,973	41,867	
		確保方策		46,292	45,185	44,079	42,973	41,867	
	その他	量の見込み		計	12,164	14,285	16,406	18,528	20,650
		確保方策		ウ	8,146	9,938	10,495	12,516	14,537
				エ	0	0	0	0	0
				オ	1,464	1,464	2,928	2,928	2,928
				カ	276	504	504	504	504
				キ	2,248	2,349	2,449	2,550	2,651
				ク	0	0	0	0	0
		ケ	30	30	30	30	30		
金沢区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	15,709	15,067	14,426	13,785	13,144	
		確保方策		15,709	15,067	14,426	13,785	13,144	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	73,274	74,235	75,196	76,157	77,118	
		確保方策		73,274	74,235	75,196	76,157	77,118	
	その他	量の見込み		計	18,169	17,760	17,350	16,940	16,530
		確保方策		ウ	9,727	9,278	6,631	6,180	2,801
				エ	0	0	0	0	0
				オ	4,175	4,175	6,371	6,371	9,299
				カ	432	432	432	432	432
				キ	3,805	3,845	3,886	3,927	3,968
				ク	0	0	0	0	0
		ケ	30	30	30	30	30		

年度				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
港北区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	21,705	24,564	27,423	30,282	33,140	
		確保方策		21,705	24,564	27,423	30,282	33,140	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	62,567	67,901	73,235	78,568	83,902	
		確保方策		62,567	67,901	73,235	78,568	83,902	
	その他	量の見込み		計	43,419	47,197	50,975	54,753	58,530
		確保方策		ウ	12,875	13,671	15,126	15,198	17,152
				エ	177	103	103	103	103
				オ	15,309	17,505	18,969	21,765	22,629
				カ	668	668	668	668	668
				キ	13,606	14,450	15,294	16,138	16,982
				ク	0	0	0	50	150
ケ				784	800	815	831	846	
緑区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	11,012	12,115	13,218	14,321	15,425	
		確保方策		11,012	12,115	13,218	14,321	15,425	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	86,834	84,586	82,337	80,088	77,839	
		確保方策		86,834	84,586	82,337	80,088	77,839	
	その他	量の見込み		計	13,389	12,978	12,567	12,156	11,745
		確保方策		ウ	2,749	2,211	1,674	1,136	598
				エ	10	10	10	10	10
				オ	4,253	4,253	4,253	4,253	4,253
				カ	480	480	480	480	480
				キ	5,396	5,513	5,630	5,747	5,864
				ク	0	0	0	0	0
ケ				501	511	520	530	540	
青葉区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	37,029	34,447	31,865	29,283	26,701	
		確保方策		37,029	34,447	31,865	29,283	26,701	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	155,124	165,966	176,808	187,650	198,492	
		確保方策		155,124	165,966	176,808	187,650	198,492	
	その他	量の見込み		計	33,460	33,315	33,170	33,025	32,881
		確保方策		ウ	10,685	10,730	10,772	10,815	10,859
				エ	0	0	0	0	0
				オ	13,597	13,547	13,499	13,449	13,399
				カ	595	595	595	595	595
				キ	8,188	8,041	7,894	7,748	7,602
				ク	0	0	0	0	0
ケ				395	402	410	418	426	
都筑区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	25,991	25,972	25,953	25,934	25,916	
		確保方策		25,991	25,972	25,953	25,934	25,916	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	97,932	92,687	87,442	82,197	76,952	
		確保方策		97,932	92,687	87,442	82,197	76,952	
	その他	量の見込み		計	26,682	24,674	22,666	20,658	18,650
		確保方策		ウ	9,409	7,268	5,154	3,815	1,673
				エ	828	828	802	0	0
				オ	12,274	12,324	12,374	12,424	12,474
				カ	601	601	601	601	601
				キ	3,540	3,622	3,704	3,786	3,869
				ク	0	0	0	0	0
ケ				30	31	31	32	33	

年度				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
戸塚区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	18,551	19,943	21,335	22,727	24,119	
		確保方策		18,551	19,943	21,335	22,727	24,119	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	111,192	111,563	111,935	112,307	112,679	
		確保方策		111,192	111,563	111,935	112,307	112,679	
	その他	量の見込み			20,413	20,755	21,097	21,438	21,779
		計			20,413	20,755	21,097	21,438	21,779
		ウ			11,095	9,715	8,106	6,424	5,343
		エ			410	410	410	410	410
		オ			5,349	6,813	8,277	10,041	11,205
		カ			167	167	395	395	395
		キ			3,257	3,513	3,769	4,025	4,281
ク			0	0	0	0	0		
ケ			135	137	140	143	145		
栄区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	5,542	5,947	6,352	6,757	7,161	
		確保方策		5,542	5,947	6,352	6,757	7,161	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	46,000	44,641	43,282	41,923	40,564	
		確保方策		46,000	44,641	43,282	41,923	40,564	
	その他	量の見込み			9,479	8,351	7,223	6,095	4,967
		計			9,479	8,351	7,223	6,095	4,967
		ウ			4,546	3,473	2,399	1,325	251
		エ			0	0	0	0	0
		オ			3,684	3,684	3,684	3,684	3,684
		カ			136	136	136	136	136
		キ			1,083	1,028	974	920	866
ク			0	0	0	0	0		
ケ			30	30	30	30	30		
泉区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	7,229	6,579	5,929	5,279	4,630	
		確保方策		7,229	6,579	5,929	5,279	4,630	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	52,783	50,128	47,473	44,818	42,163	
		確保方策		52,783	50,128	47,473	44,818	42,163	
	その他	量の見込み			13,870	15,070	16,270	17,470	18,669
		計			13,870	15,070	16,270	17,470	18,669
		ウ			7,746	8,854	9,962	11,070	12,178
		エ			0	0	0	0	0
		オ			3,987	3,987	3,987	3,987	3,987
		カ			634	634	634	634	634
		キ			1,473	1,565	1,657	1,749	1,840
ク			0	0	0	0	0		
ケ			30	30	30	30	30		
瀬谷区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	18,215	16,730	15,246	13,762	12,277	
		確保方策		18,215	16,730	15,246	13,762	12,277	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	71,565	68,305	65,045	61,785	58,525	
		確保方策		71,565	68,305	65,045	61,785	58,525	
	その他	量の見込み			9,385	8,619	7,853	7,088	6,323
		計			9,385	8,619	7,853	7,088	6,323
		ウ			3,086	2,321	1,557	1,230	466
		エ			436	436	436	0	0
		オ			5,216	5,216	5,216	5,216	5,216
		カ			294	294	294	294	294
		キ			323	322	320	318	317
ク			0	0	0	0	0		
ケ			30	30	30	30	30		



## 第6章 計画の推進体制等について

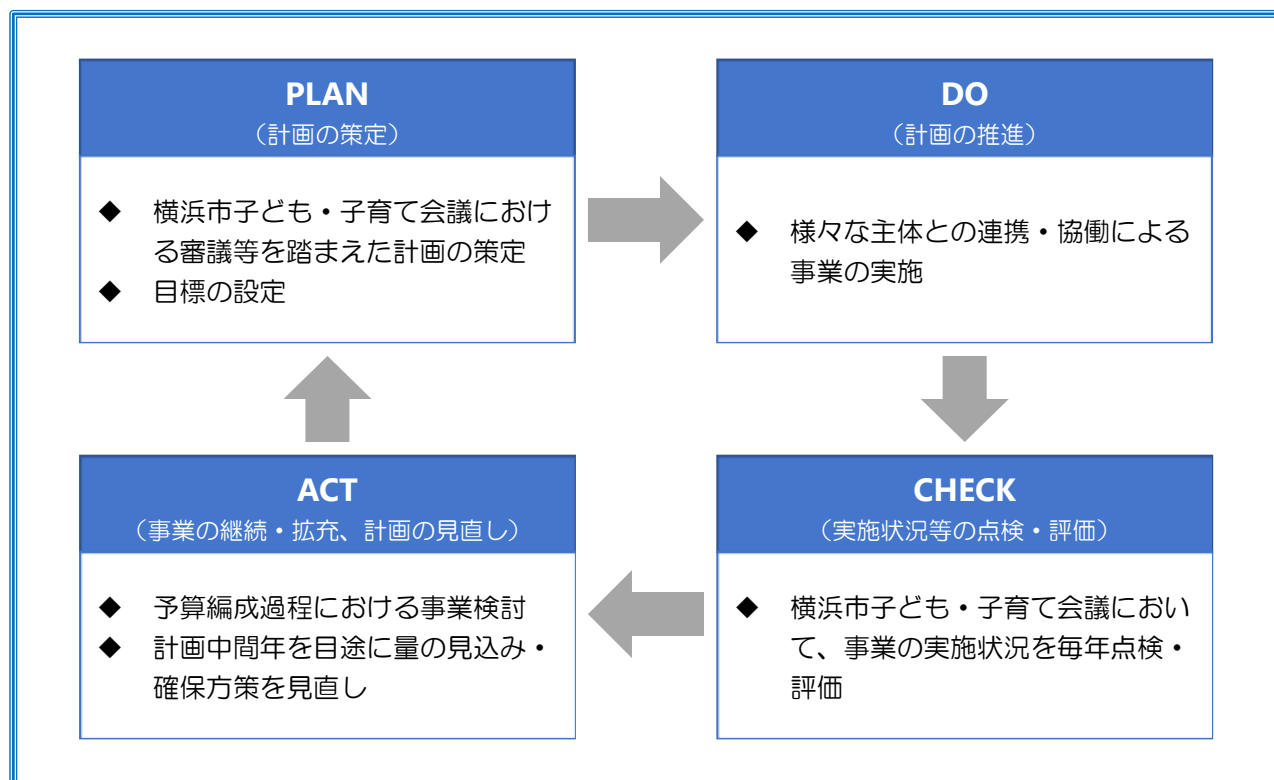
### 1 計画の点検・評価

本市では、条例で定める附属機関として学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者などから構成される「横浜市子ども・子育て会議」を設置し、計画の策定について議論を行ってきました。

子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況等を調査審議する場として位置付けられています。そのため、これまで計画の実施状況について毎年度点検・評価を行うとともに、計画中間年を目途に、量の見込みや確保方策をはじめとする事業の見直しの審議を行うなど、計画のPDCAサイクルの確保に努めてきました。

第2期計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援の着実な推進を図るため、引き続き、子ども・子育て会議で、毎年度計画の実施状況について点検・評価を行ってまいります。

なお、実施状況の点検・評価については、子ども・子育て会議の審議を経た後、ホームページ等で公表します。



## 2 様々な主体による計画の推進

- 本市における子ども・子育て支援や青少年育成は、様々な担い手によって支えられています。自治会町内会、民生委員・児童委員、主任児童委員、青少年指導員などの地域を基盤として活動する団体や組織、社会福祉法人、学校法人等の公益法人、市民団体、NPO、ボランティア、民間企業等により様々な地域で展開され、行政との協働も積極的に推進されてきました。
- 本計画は素案の作成段階から、こうした様々な主体を代表する方々で構成される子ども・子育て会議で議論を重ねるとともに、子育て世帯を対象とした大規模なアンケート調査の実施や子育て中の方によるグループトークを市内全区で開催するなど、幅広くご意見をいただきました。
- 「自助・共助・公助」の考え方を大切に、あらゆる担い手に、子ども・子育て支援や青少年育成が社会全体の課題としてとらえ取組を進めていただけるよう、市民、関係者の皆様と幅広く連携しながら計画を推進していきます。

## 3 子育て支援に関わる人材の確保・育成の推進

- 子ども・子育て支援の分野は保健・福祉・教育・医療など多岐にわたっており、保育士や幼稚園教諭、児童福祉士、保健師、助産師など、様々な専門職により支援が行われています。
- 子ども・子育て支援の更なる充実が求められる中で、多種多様な施策を推進するにあたっては、専門職の確保が課題として指摘されています。また、子ども・子育て支援に関する制度や施設・事業の量的・質的拡充が図られる中で、複雑・多様化する課題を抱える子ども・青少年や保護者に対し、的確な支援につなげていくためには、職員の資質や専門性の向上も必要です。
- さらに、本市の多様な子ども・子育て支援は、このような専門職だけではなく、子育て経験者やボランティア、地縁組織など地域で活動する様々な担い手により支えられています。
- 人口減少や少子高齢化、共働き世帯の増加という社会状況にあって、地域の担い手不足の課題も指摘される中、子ども・青少年が地域で健やかに育ち、安心して子育てができる環境づくりを進めていくためには、地域における担い手の育成・確保も重要な視点です。
- 計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援を担う職員や地域の担い手の確保、専門性・資質の向上にも併せて取り組み、更なる支援の充実を進めていきます。

## 4 子育て支援に関する情報発信や情報提供の推進

- 本市では計画に基づき、様々な支援や制度の充実に取り組んできました。新たな課題やニーズに合わせ、支援やサービスも多様化する中で必要な情報や支援を提供するため、利用者支援事業として保育・教育コンシェルジュや横浜子育てパートナーの配置や、分野別の相談機関の設置など、情報の提供・支援相談体制の強化も進めてきました。また、パンフレットやリーフレットなどの広報物やホームページなどの活用により、各制度の案内など、幅広く周知に取り組んできました。
- 一方で、「制度や支援があることを知らなかった」、「制度が分かりづらい、利用しづらい」という声や、「支援が必要な人に必要な情報や支援が届いていない」という指摘もあります。また、障害児・者への情報提供をはじめ、外国人人口が増える中では多言語化も含めた対応も課題となっています。

- 近年、民間との協働によるオープンデータを活用した保育情報の提供の取組や、スマートフォン向けのアプリによる子育て情報の発信、SNSを活用した相談体制の仕組みなど、先端技術を活用した新たな情報発信・提供の取組も行われています。また、AIを活用した業務の効率化や業務支援、マイナポータルによる行政手続きのオンライン化など、市民サービスの向上につながる情報技術の活用が進んでいます。
- 今後計画を推進し、各事業を展開していくにあたっては、子ども・子育て支援の充実に加え、必要な情報や支援を届けるために、情報発信・提供の観点も踏まえながら検討を進めていきます。

## 第7章 参考資料

### 1 利用ニーズ把握のための調査

#### (1) 調査の目的

第2期計画を策定するにあたり、子育てをされているご家庭の現状とニーズを把握するため、アンケート調査を実施しました。

#### (2) 調査の種類

- ア 未就学児童の保育等に関する現状及び保護者の利用ニーズ把握のための調査
- イ 小学生の放課後等に関する現状及び保護者の利用ニーズ把握のための調査

#### (3) 抽出方法・抽出（発送）数

住民基本台帳から無作為抽出（世帯重複がないよう抽出）

ア 未就学児調査	62,677 人
イ 小学生調査	66,358 人
合計	129,035 人

#### (4) 調査期間

平成30（2018）年6月14日～7月10日

#### (5) 調査票の回収状況

ア 未就学児調査	回収数 28,721（回収率 45.8%）
イ 小学生調査	回収数 30,738（回収率 46.3%）
合計	回収数 59,459（回収率 46.1%）

#### (6) 主な調査項目

- 家族の状況
- 保護者の就労状況
- 放課後の過ごし方
- 子育ての悩み事・相談先
- 教育・保育事業、地域子育て支援事業の利用状況や利用意向 等

## 2 子育て中の方によるグループトーク

### (1) 目的

第2期計画を策定するにあたり、子育て中の方々から生の声をお聞きするとともに、参加者同士が語りあうことを通して「共感」や「気付き」につなげていただく機会とするため、市内全区で「グループトーク」を開催しました。

### (2) 名称

グループトーク「みんなで話そう！横浜での子育て」

### (3) 実施時期

平成30（2018）年10月から平成31（2019）年1月

### (4) 参加者数

合計201人（18区合計）

### (5) 主な内容

横浜での子育てについて、以下3つのテーマごとに、個人ワークとグループワークを行い、話し合いました。

テーマ①「子育てで悩んでいること、困っていること、課題に感じていること。」

テーマ②「こうなったらいいな、こんな支援があったらいいな。」

テーマ③「私の一歩（自分にできること）」

※ニーズ調査結果報告書及びグループトーク開催報告はこども青少年局ホームページに掲載しています。

## 無償化を契機とした認可外保育施設・認可外の居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)の 質の確保・向上に向けた取組について

### 1 趣旨

○認可外保育施設や認可外の居宅訪問型保育事業（以下、ベビーシッター）については、今年 10 月からの幼児教育・保育の無償化の実施の際に、指導監督基準を満たすことを条件に無償化の対象とすることとされ、併せて、基準を満たしていない認可外保育施設等も、経過措置として5年間の猶予期間を設けて無償化の対象に含めることとされました。

○無償化の対象とするにあたり、国は、近く指導監督基準を改定する予定としています。その中で、これまで主眼とされてきた施設型の認可外保育施設の基準に加え、ベビーシッターについて、資格要件や事業特性に応じた基準が整備される見通しです。

○本市としても、認可外保育施設を利用している児童が多くいること、ベビーシッターの数も増加していること等から、国の新たな基準に合わせた指導の実施等に加え、無償化の実施を契機として、認可外保育施設・ベビーシッターの一層の質の確保・向上を図ることが必要です。

### 2 本市の認可外保育施設とベビーシッター数等

○認可外保育施設 (各年4月1日)

	H29	H30	H31
施設数	278	310	339

利用児童数： 5,880 人 (H31 年 4 月)

○ベビーシッター (各年4月1日)

	H29	H30	H31
事業者数	84	170	230

利用児童数： 461 人 (H31 年 4 月)

### 3 現状と課題

#### (1) 保育中の乳幼児の死亡事故や乳幼児のけがの傾向

内閣府によると、平成 30 年の全国の保育施設などでの乳幼児の死亡事故が 9 件あり、うち 6 件が認可外保育施設での事故でした。9 件のうち 8 件が睡眠中の死亡事故であり、認可外保育施設の死亡事故 6 件はすべて睡眠中の事故でした。

また、子どものけがによる救急搬送理由について、0 歳、1 歳は「転倒」と「転落」の割合が高く (※) なっています。

※東京消防庁「救急搬送データ」(2012-2016) 0 歳：42.4%、1 歳：51.1%

保育施設では、睡眠中の死亡事故が発生していることや、乳幼児期は、歩行が不安定であり転倒・転落が重大事故につながりやすいため、認可外保育施設に対しても、安全面に十分に配慮した保育環境づくりを支援することが重要です。

#### (2) 保育の質の確保・向上

##### ア ベビーシッターの現状

平成 31 年 4 月 1 日に届出が出されている 230 の事業者から 395 人のベビーシッターが登録されています。そのうち 266 人が無資格者となっています。

○登録者の資格等の状況

(H31 年 4 月 1 日)

	保育士	看護師	子育て支援員等	無資格	合計
人数	95 人	7 人	27 人	266 人	395 人
割合	24.1%	1.8%	6.8%	67.3%	100%

無償化の対象となるための事業者の資格要件（※）が新たに定められたことから、できるだけ速やかに資格要件を満たすことができるよう支援することが必要です。

※5か年の経過措置期間中は、資格要件を満たさない場合も無償化の対象

#### イ 認可外施設指導監督基準を満たしていない認可外保育施設の状況等

国の認可外施設指導監督基準を満たしていない認可外保育施設も、経過措置として5年間の猶予期間を設けて無償化の対象に含めることとなりました。

（ベビーシッターの基準は国において検討中ですが、経過措置については認可外保育施設と同じ取扱いとなる見込みです。）

○認可外保育施設の基準適合状況

（平成30年4月1日時点）

		施設数	利用人数
届出対象認可外保育施設		224 施設	3,708 人
内 訳	証明書（※）交付している施設	141 施設	2,918 人
	証明書を交付していない施設	83 施設	790 人

※国の指導監督基準を満たす施設に対し交付

基準を満たしていない施設は経過措置期間中できるだけ速やかに基準を満たすことや、基準を満たす施設を含め、一層の質の向上を図るための支援が必要です。

本市等が実施する研修等を受講する機会を増やしていくことや、認可外保育施設の実態に合わせた研修の実施、参加を促す仕組みづくり、研修等の情報提供の充実が必要です。

#### ウ 巡回訪問事業

平成30年度から、重大事故防止と保育の質の向上を目的として、園長経験者等が2名ずつ保育施設を訪問し、啓発、助言を行うと共に施設からの相談を受ける巡回訪問事業を実施しています。

○認可外保育施設への巡回訪問数

	訪問員実数	認可外保育施設数	訪問施設数	訪問割合累計
平成30年度（実績）	3 人	310 施設	23 施設	7.4%
令和元年度（予定）	5 人	339 施設	137 施設	47.2%

無償化の対象となったことをふまえ、令和元年度から認可外保育施設の訪問数を増やしていますが、認可外保育施設への訪問を一層強化していくことが必要です。

#### （3）利用者への情報提供

認可外保育施設については、届出情報、各施設への立入調査の結果、認可外保育施設指導監督基準を満たした施設についての証明書交付状況などの情報提供をしています。

ベビーシッターについては、現在各区に届出をすると事業を開始できますが、利用者にとって事業者の情報が多くありません。

国においても、全国共通のフォーマットを用い、施設基本情報、指導監督基準適合証明書の交付の有無、設備情報などについて情報を公開するとしていますが、市としても、更に、利用者の選択に資する情報が届ける仕組みが必要です。